# 令和4年度現地進出支援強化事業(経済のグローバル化を踏まえた我が国の外国子会社合算税制のあり方等に係る調査事業)

調査報告書

令和5年(2023年)3月24日

EY 税理士法人



# 目次

第1章	事業概	要	6
第1節	事業	<b>钅目的</b>	6
第2節	実旅	<b>[内容</b>	7
第3節	本書	<b>⊧</b> の構成	8
1.	構成		8
2.	各章の	概要	8
第2章	各国の	CFC税制等の概要	11
第1節	日本	<b>T</b>	11
1.	法人の	所得課税における課税範囲	11
1.	.1	概要	11
	1.1.1	納税義務者	11
	1.1.2	課税標準	12
	1.1.3	税率	14
1.	.2	同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得への課税の有無	15
	1.2.1	同一国内の支店を通じて稼得した所得に対する課税の有無	15
	1.2.2	同一国内の他の法人を通じて稼得した所得に対する課税の有無	16
1.	.3	国外で稼得した所得への課税の有無	18
	1.3.1	概要	18
	1.3.2	国外源泉所得の範囲	19
	1.3.3	外国子会社から受ける配当等の益金不算入(外国子会社配当益金不算入制	]度).
			22
	1.3.4	外国税額の控除	26
2.	外国子	-会社を利用した租税回避の防止措置	29
2.	.1	内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制(CF	C税
制	]))		29
	2.1.1	制度の趣旨・背景	
	2.1.2	制度の構成	35
	2.1.3	課税範囲	48
	2.1.4	二重課税排除	60
	2.1.5	その他	67
2.	.2	GloBEルール等を踏まえた直近の制度の改正動向	
	2.2.1	概要	69
	222	CFC税制に関する改正内容	69

第2節 🗦	长国	70
1. 法ノ	、の所得課税における課税範囲	70
1.1	概要	70
1.1	.1 納税義務者	70
1.1	.2 課税標準	71
1.1	.3 税率	72
1.2	同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得への課税の有無	73
1.2	.1 同一国内の支店	73
1.2	.2 同一国内の他の法人	73
1.3	国外で稼得した所得への課税の有無	75
1.3	.1 概要	75
1.3	.2 国外源泉所得の範囲	75
1.3	.3 外国子会社配当の所得控除	78
1.3	.4 外国税額控除	79
2. 外国	国子会社を利用した租税回避の防止措置	81
2.1	サブパートF税制	81
2.1	.1 制度の趣旨・背景	81
2.1	.2 制度の構成	81
2.1	.3 制度における課税範囲	84
2.1	.4 二重課税排除	85
2.1	.5 その他	86
2.2	GILTI税制	87
2.2	.1 制度の趣旨・背景	87
2.2	.2 制度の構成	87
2.2	.3 制度における課税範囲	90
2.2	.4 二重課税排除	91
2.2	.5 その他	92
2.3	CAMT	93
2.3	.1 制度の趣旨・背景	93
2.3	.2 制度の構成	93
2.3	.3 制度における課税範囲	96
2.3	.4 二重課税排除	98
2.3	.5 その他	98
2.4	外国子会社を利用した租税回避の防止措置間の適用関係	99
2.5	GloBEルール等を踏まえた直近の制度の改正動向	100
第3節 F	11	102

1.	欧州連	「合指令(EU Directive)の意義	102
2.	租税回	避防止指令の概要	103
2	.1	租税回避防止指令の制定の背景	103
2	.2	租税回避防止指令の内容	104
	2.2.1	租税回避防止指令とCFC税制	104
	2.2.2	合算対象となる事業体の範囲	104
	2.2.3	合算所得の範囲	105
	2.2.4	適用免除	106
	2.2.5	二重課税排除	107
第4節	ドイ	ツ	108
1.	法人の	所得課税における課税範囲	108
1	.1	概要	108
	1.1.1	納税義務者	108
	1.1.2	課税標準	109
	1.1.3	税率	109
1	.2	同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得への課税の有無	111
	1.2.1	同一国内の支店を通じて稼得した所得に対する課税の有無	111
	1.2.2	同一国内の他の法人を通じて稼得した所得に対する課税の有無	111
1	.3	国外で稼得した所得への課税の有無	115
	1.3.1	概要	115
	1.3.2	国外源泉所得の範囲	116
	1.3.3	外国子会社から受け取る配当及び外国子会社株式に関して稼得した株式	譲渡益
	の免税		
	1.3.4	外国税額の控除	117
	1.3.5	国外のPEに帰属する所得の免税	118
2.	外国子	·会社を利用した租税回避の防止措置	
2	.1	CFC税制	
	2.1.1	制度の趣旨・背景	
	2.1.2	*****	
	2.1.3		
		二重課税排除	
	2.1.5		
_	.2	GloBEルール等を踏まえた直近の制度の改正動向	
第5節		シス	
1.	法人の	所得課税における課税範囲	
1	.1	概要	128

	1.1.1	納税義務者	128
	1.1.2	課税標準	128
	1.1.3	税率	129
	1.2	同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得への課税の有無	129
	1.2.1	同一国内の支店を通じて稼得した所得に対する課税の有無	129
	1.2.2	同一国内の他の法人を通じて稼得した所得に対する課税の有無	129
	1.3	国外で稼得した所得への課税の有無	132
	1.3.1	概要	132
	1.3.2	国外源泉所得の範囲	132
	1.3.3	二重課税の排除規定	133
2.	外国子	会社を利用した租税回避の防止措置	134
;	2.1	CFC税制	134
	2.1.1	制度の趣旨・背景	134
	2.1.2	制度の構成	135
	2.1.3	制度における課税範囲	138
	2.1.4	二重課税排除	139
	2.1.5	その他	140
i	2.2	GloBEルール等を踏まえた直近の制度の改正動向	
第3章	各国CI	FC税制の比較検討	142
第1額	6 各国	ICFC税制の比較検討	142
1.	CFC税	制の制度趣旨	142
2.	対象と	なる外国子会社の範囲	143
3.	制度の	振分基準及び制度の適用免除基準	144
4.		おける課税範囲	
第2節		表	
第4章		CFC税制の課題と今後のあり方	
第1領		CのCFC税制の課題	
1.	CFC税	制において企業が直面している実務上の問題点の把握(ヒアリングの実施)	
	1.1	目的	
	1.2	実施概要	
	1.3	事前の論点検討	
	1.3.1	概要	
	1.3.2	海外事業を展開する際の課題	
	1.3.3	海外M&Aの際の課題	
	1.3.4	海外から撤退する際の課題	152
		CFC申告作業の際の課題	

1.4	企業ヒアリングの結果	154
1.4.1	概要	154
1.4.2	CFC税制の申告の流れ	154
1.4.3	ヒアリングにおいて提起された課題	155

#### 第1章 事業概要

#### 第1節 事業目的

日本の経済構造は、人口減少に伴う国内需要が縮小する中で、国内を中心に研究開発や製造を行う「貿易立国」から、成長著しい海外市場を獲得するための海外投資からの収益に立脚する「投資立国」 化が急速に進行している。他方、経済のグローバル化やデジタル化に伴って激化する諸外国との競争に直面する中で、現地企業との協業・M&A 等による海外事業形態の多様化や、外国子会社の売却や清算など機動的なポートフォリオ転換が実施されている。このような状況を踏まえて、税制面からも、日本企業と外国企業との公正な競争環境を確保し、円滑な海外事業活動を支えることが必要である。

日本には外国子会社合算税制(以下「CFC 税制」という。)という、実質的活動を伴わない外国子会社などを利用した租税回避行為を防止するため、外国子会社などがペーパー・カンパニーなどである場合又は経済活動基準のいずれかを満たさない場合には、その外国子会社などの所得に相当する金額について、日本の親会社の所得とみなして合算して課税する制度が存在する。

しかしながら CFC 税制には、租税回避防止制度としての CFC 税制が対象とする租税回避の内容が明確でない、各経済活動基準が企業のビジネスの変化に即しておらず実体がある事業から得られる所得も課税対象に含まれている、といった問題点があるとの指摘があり、こうした現行税制の課題が、海外進出する企業にとって障壁となっている面がある。

上記のような問題意識を踏まえ、本事業では、CFC 税制について、既存の国内制度における問題点や その原因、諸外国における税制等の調査を行った。

#### 第2節 実施内容

本事業において、EY 税理士法人は、日本の CFC 税制の今後のあり方の検討を行うため、次の 2 つの業務を実施した。

- ▶ 国内外の CFC 税制に係る動向調査及び分析
- ▶ CFC 税制に係るヒアリング

国内外の CFC 税制に係る動向調査及び分析については、日本、米国、ドイツ及びフランスにおける CFC 税制及び最近の改正動向の概要等について、その立法趣旨を含めた調査を行った。

当該調査においては、文献調査に加え、弊社の海外提携事務所への聞き取り調査を実施した。また、 上記の調査を踏まえて、日本の CFC 税制と米国、ドイツ及びフランスの CFC 税制の類似点及び相違 点等について整理した。なお、ドイツ及びフランスの CFC 税制は、欧州連合(以下「EU」という。)の租税 回避防止指令(Anti Tax Avoidance Directive、ATAD)の制約を受けることから、当該租税回避防止 指令の概要も調査した。

CFC 税制に係るヒアリングについては、日本企業 4 社に対するヒアリングを行い、日本の CFC 税制が 抱える課題の調査を行った。

なお、これらの調査は、特段の断りがない限り、令和 5 年(2023 年)1 月 31 日時点の公開情報に基づいている。

#### 第3節 本書の構成

# 1. 構成

本書は、以下の4つの章より構成されている。

第1章 事業概要

第2章 各国 CFC 税制等の概要

第3章 各国 CFC 税制の比較検討

第4章 日本の CFC 税制の課題

# 2. 各章の概要

第2章においては、日本、米国、ドイツ及びフランスにおける法人税制の概要並びに CFC 税制の概要 及び最近の動向に加え、EU の租税回避防止指令についての調査結果を記載した。

第2章では、日本、米国、ドイツ及びフランスの各国において、次の項目を記載している。

- ▶ 法人の所得課税における課税範囲
  - 動税義務者、課税標準及び税率
  - 同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得に対する課税の有無
  - 国外で稼得した所得への課税の有無
- ▶ 外国子会社を利用した租税回避の防止措置として、日本の CFC 税制に相当する措置等の概要
  - 制度の趣旨、背景及び主要な改正の経緯
  - 現行制度の構成
  - 課税される範囲
  - CFC 課税により生じる二重課税の排除
  - GloBE ルール等を踏まえた直近の制度の改正動向

EU に関しては、次の項目を記載している。

- ▶ 欧州連合指令(EU Directive)の意義
- ▶ 租税回避防止指令の概要

第3章では、日本、米国、ドイツ及びフランスにおける CFC 税制について、以下の観点からの比較検討を実施し、日本の CFC 税制における諸外国との類似点及び相違点についての調査結果を記載している。

- ▶ CFC 税制の制度趣旨
- ▶ 対象となる外国子会社の範囲
- ▶ 制度の振分基準及び制度の適用免除基準
- ▶ 制度における課税範囲

第 4 章では、日本の CFC 税制に係る申告実務を行っている日本企業 4 社に対してヒアリングを実施 し、日本企業が日本の CFC 税制において実務上の問題と認識している事項を整理した。そして、第 3 章での比較調査の結果も踏まえ、今後における日本の CFC 税制のあるべき形について検討を実施した。

第4章では、次の項目を記載している。

- ▶ 日本の CFC 税制の課題
  - 日本の CFC 税制において企業が直面している実務上の問題点の把握

# 【執筆者等】

# EY 税理士法人(受託者)

関谷 浩一 代表者 ビジネス・タックス・サービス部 パートナー

野々村 昌樹 業務管理者 国際税務・トランザクションサービス部 シニア・マネージャー

荒木 知 ビジネス・タックス・サービス部 ディレクター

二瓶 真 ビジネス・タックス・サービス部 アシスタント・マネージャー

西森 真由美 国際脱済トランザクションサービス部 アシスタント・マネージャー

前田 雄太 ビジネス・タックス・サービス部 スタッフ

# 第2章 各国の CFC 税制等の概要

#### 第1節 日本

本章においては、各国の CFC 税制が一般に租税回避防止措置として導入されていることを踏まえ、原則として、1.で法人の所得課税における課税範囲を検討したのち、2.で外国子会社を利用した租税回避の防止措置の検討を行う。また、各国の比較を容易にする観点から、見出しの項目も、原則として、各国一律に設定する。

本節においては、日本に関して上記の検討を行っているところ、2.に関しては、CFC 税制を取り上げて 説明する。

#### 1. 法人の所得課税における課税範囲

# 1.1 概要

#### 1.1.1 納税義務者

日本の法人税法上、法人税の納税義務を負うのは、内国法人、外国法人及び個人(法人課税信託の引受けを行う場合に限る。)とされている<sup>1</sup>。

なお、内国法人とは国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、外国法人とは内国法人以外 の法人をいう<sup>2</sup>。

.

<sup>1</sup> 法人税法第 4 条第 1 項

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 法人税法第2条第3項及び第4項。なお、法人税法上の内国法人には公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない 社団等及び普通法人があり、外国法人には人格のない社団等及び普通法人があるが、本書では特に断りのない限り内国 法人及び外国法人の普通法人における取扱いのみを記す。

# 1.1.2 課税標準

#### 1.1.2.1 概要

法人税の課税標準は、納税義務者の区分に応じて異なる。以下、内国法人及び外国法人の法人税の 課税標準について記す。

# 1.1.2.2 内国法人

内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税が課される3。

なお、内国法人については、1.1.2.3 に記す外国法人と異なり、その源泉が国内にあるか国外にあるかを問わず、すべての所得について納税義務を負う<sup>13</sup>。

#### 1.1.2.3 外国法人

# 1.1.2.3.1 概要

外国法人に対しては、法人税法に掲げる外国法人の区分に応じ、同法に定める国内源泉所得に係る 所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する<sup>4</sup>。すなわち、外国法人は、国内源泉所得 に係る所得に対してのみ納税義務を負う。

外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、法人税法第 141 条各号に掲げる外国法人の区分に応じて異なることとなるが、同条では恒久的施設(Permanent Establishment。以下「PE」という。)の有無をベースとして課税標準を定めている。

\_

<sup>3</sup> 法人税法第5条第1項

<sup>4</sup> 法人税法第8条第1項

なお、法人税法上の PE とは、以下のものをいう5。

- ▶ 外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所
- ▶ 外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるもの
- ▶ 外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずるもの

#### 1.1.2.3.2 PE を有する外国法人

PE を有する外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の次に掲げる国内源泉所得である<sup>6</sup>。

#### ① PE 帰属所得

PE 帰属所得とは、当該 PE が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該 PE が果たす機能、当該 PE において使用する資産、当該 PE と当該外国法人の本店等7との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該 PE に帰せられるべき所得8のことをいう9。

- ② 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得<sup>10</sup>(①に該当するものを除く。以下③~⑥において同じ)
- ③ 国内にある資産の譲渡による生ずる所得11

6 法人税法第 141 条第 1 号

<sup>7</sup> 当該外国法人の本店、支店、工場その他これに準ずるものであって、当該 PE 以外のものをいう。

8 当該 PE の譲渡により生ずる所得を含む。

9 法人税法第 138 条第 1 項第 1 号

10 法人税法第 138 条第 1 項第 2 号。なお、所得税法第 161 条第 1 項第 8 号から 11 号まで及び第 13 号から 16 号に規 定する一定の国内源泉所得に該当するものを除く。

11 法人税法第 138 条第 1 項第 3 号

13

<sup>5</sup> 法人税法第2条第12項の19

- ④ 国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う法人が受ける当該人的役務の提供にかかる対価<sup>12</sup>
- ⑤ 国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利若しくは採石法の規定による採石権の 貸付け<sup>13</sup>、鉱業法の規定による租鉱権の設定又は所得税法に規定する居住者<sup>14</sup>若しくは内国法 人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価<sup>15</sup>
- ⑥ 上記のほか、その源泉が国内にある所得16

# 1.1.2.3.3 PE を有しない外国法人

PE を有しない外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の1.1.2.3.2②から⑥に掲げる国内源泉所得である<sup>17</sup>。

#### 1.1.3 税率

内国法人及び外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率は、23.2%である18。

<sup>12</sup> 法人税法第 138 条第 1 項第 4 号

<sup>13</sup> 地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。

<sup>14</sup> 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

<sup>15</sup> 法人税法第 138 条第 1 項第 5 号

<sup>16</sup> 法人税法第 138 条第 1 項第 6 号

<sup>17</sup> 法人税法第 141 条第 2 項

<sup>18</sup> 法人税法第66条第1項及び第143条第1項

ただし、普通法人のうち各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの(一定の場合を除く)等の平成 24 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額については、原則として 15%の税率による<sup>19</sup>。

法人税を含む国税と地方税を合わせた法人実効税率は、29.74%20とされている21。

上述の法人税率は、国際的にみると日本の法人実効税率が高い水準にあるとの指摘があったことなどを受け、平成 27 年度(2015 年度)の税制改正において、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指すとされたことに伴い引き下げられたものである<sup>22</sup>。

この結果、平成 27 年度において 32.11%であった法人実効税率は、平成 28 年度に 29.97%となり、 平成 30 年度に現在の税率となった<sup>23</sup>。

#### 1.2 同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得への課税の有無

# 1.2.1 同一国内の支店を通じて稼得した所得に対する課税の有無

1.1.1 のとおり、内国法人は法人税の納税義務を負う。内国法人が同一国内に有する支店は、独自の法人格を有しないため、当該支店を通じて稼得した所得又は生じた欠損は、当該支店が属する内国法人の各事業年度の所得を構成し、当該内国法人の各事業年度の所得として法人税が課されることとなる。

20 平成30年度以降の税率であり、外形標準課税対象法人に対するものである。

-

<sup>19</sup> 租税特別措置法第42条の3の2第1項

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 財務省「法人課税に関する基本的な資料」、<u>084.pdf (mof.go.jp)</u>

<sup>22</sup> 財務省「平成27年度 税制改正の解説」、320頁

<sup>23</sup> 財務省「平成 28 年度 税制改正の解説」、294 頁

#### 1.2.2 同一国内の他の法人を通じて稼得した所得に対する課税の有無

#### 1.2.2.1 概要

内国法人が同一国内に有する他の法人は、法人格を有するため当該他の法人自体が内国法人となり 法人税の納税義務を負う。

したがって、内国法人である親法人において何らかの所得となるべき金額、例えば剰余金の配当などを他の法人から受け取る場合、当該配当は他の法人において既に課税済みの利益剰余金から拠出されるため、当該配当については当該親法人において二重課税が生じることとなる。

この問題に対応するため、日本の法人税法において、内国法人が他の内国法人から受ける剰余金の 配当等の額のうち一定の要件を満たす金額については、当該内国法人の各事業年度において益金不 算入とする制度が設けられている。

他方で、株式譲渡益についても、譲渡益が課税済みの利益剰余金を背景としていることから、同様の 重複課税の問題が生じることとなる<sup>24</sup>が、日本の法人税法においては、特段の手当てはされていない。

# 1.2.2.2 受取配当等の益金不算入

# 1.2.2.2.1 制度の趣旨・背景

受取配当等の益金不算入の制度は、1.2.2.1 の二重課税の問題に対処するため、昭和 25 年(1950年)の税制改正において創設された<sup>25</sup>。

<sup>24</sup> なお、株式譲渡損失に関して、支店形式での事業展開であれば、支店の欠損は本店の損益と通算した上で本店の課税上考慮される一方、他の法人を用いた事業展開では、連結納税制度等が整備されている状況を除いては他の法人で生じた欠損はその株主である法人の所得と通算できず株主の課税上考慮することが不可能であることから、株式譲渡損失を株主である法人の課税上考慮しない制度は、その事業に係る投資損失を考慮できない制度となる。

<sup>25</sup> 武田昌輔編著「令和3年度版 コンメンタール法人税法 2巻」、第一法規株式会社、1204頁

#### 1.2.2.2.2 制度の構成

内国法人が配当等の額を受けるときは、その配当等の額のうち次に掲げる金額は、その内国法人の 各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない<sup>26</sup>。

- ▶ 完全子法人株式等に係る配当等の額
- ▶ 関連法人株式等に係る配当等の額から当該配当等の額に係る利子の額を控除した金額
- ▶ 完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等に 係る配当等の額の 50%相当額
- ▶ 非支配目的株式等に係る配当等の額の 20%相当額

配当等の額とは、原則として内国法人が受ける次の金額をいう。

- ▶ 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額27
- ▶ 投資信託及び投資法人に関する法律第 137 条の金銭の分配の額<sup>28</sup>
- ▶ 資産の流動化に関する法律第 115 条第 1 項に規定する金銭の分配の額<sup>29</sup>

完全子法人株式等、関連法人株式等、非支配目的株式等の定義は次のとおりである。

#### ▶ 完全子法人株式等

配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等 をいう<sup>30</sup>。

#### ▶ 関連法人株式等

27 法人税法第 23 条第 1 項第 1 号

-

<sup>26</sup> 法人税法第 23 条第 1 項

<sup>28</sup> 法人税法第 23 条第 1 項第 2 号

<sup>29</sup> 法人税法第23条第1項第3号

<sup>30</sup> 法人税法第23条第5項

内国法人が他の内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の1を超える数又は 金額の株式等を有する一定の場合における当該他の内国法人の株式又は出資をいう<sup>31</sup>。

#### ▶ 非支配目的株式等

内国法人が他の内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 5%以下に相当する数又は金額の株式又は出資を有する一定の場合における当該他の内国法人の株式又は出資をいう<sup>32</sup>。 ただし、内国法人が受ける次の配当等の額には、本制度は、適用されない。

- ▶ 当該配当等の額の元本である株式等をその配当等の額に係る基準日等以前 1 か月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日等後 2 か月以内に譲渡した場合における、当該譲渡した株式等に係る配当等の額33
- ▶ 自己の株式又は出資の取得が予定されているものの取得をした場合における、その取得をした 株式等に係る配当等の額<sup>34</sup>

#### 1.3 国外で稼得した所得への課税の有無

#### 1.3.1 概要

1.1.1 及び 1.1.2.2 のとおり、内国法人は法人税の納税義務を負う。また、内国法人が稼得した所得については、その源泉が国内にあるか国外にあるかを問わず課税の対象となり、当該内国法人の各事業年度の所得として法人税が課される。

他方で、源泉地国で生じた所得に対して課税が行われる場合には、源泉地国と日本の課税権がバッ ティングし、国際的な二重課税が生じる<sup>35</sup>。

2/ 1 1 TY 1 AM 00

<sup>31</sup> 法人税法第23条第4項。ただし、当該株式等が完全子法人株式等である場合を除く。

<sup>32</sup> 法人税法第 23 条第 6 項。ただし、当該株式等が完全子法人株式等である場合を除く。

<sup>33</sup> 法人税法第23条第2項

<sup>34</sup> 法人税法第23条第3項

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup> 武田昌輔編著「令和3年度版 コンメンタール法人税法 2巻」、第一法規株式会社、1253の4頁

この問題に対応するため、外国子会社から受ける配当等の益金不算入<sup>36</sup>及び外国税額控除<sup>37</sup>の制度が設けられている。また、当該制度による課税について、日本が相手国との間で締結している租税条約において異なる記載がある場合には、所要の調整を行うこととされている<sup>38</sup>。

なお、内国法人が国外で稼得した所得については、法人税法において国外源泉所得<sup>39</sup>として定義されている。

# 1.3.2 国外源泉所得の範囲

#### 1.3.2.1 国外源泉所得の内容

法人税法が定める国外源泉所得の範囲は、次のとおりである40。

- ① 内国法人が国外事業所等を通じて事業を行う場合の当該国外事業所等に帰せられるべき一定 の所得41
- ② 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得42
- ③ 国外にある資産の譲渡により生ずる所得43
- ④ 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で法人が受ける当該人的役務の提供に 係る対価<sup>44</sup>

37 本節 1.3.4 参照。

38 本節 1.3.2.2 参照。

39 本節 1.3.2 参照。

40 法人税法第69条第4項

41 法人税法第 69 条第 4 項第 1 号

42 法人税法第69条第4項第2号

43 法人税法第69条第4項第3号

44 法人税法第69条第4項第4号

<sup>36</sup> 本節 1.3.3 参照。

- ⑤ 国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け 等による対価<sup>45</sup>
- ⑥ 利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの46
  - ▶ 外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子
  - ▶ 国外にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子
  - ▶ 国外にある営業所等に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資 信託又は公募公社債等運用投資信託若しくはこれに相当する信託の収益の分配
- ⑦ 配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの47
  - ▶ 外国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの
  - 国外にある営業所に信託された投資信託又は特定受益証券発行信託若しくはこれに相当する信託の収益の分配。
- ⑧ 国外において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子48
- ⑨ 国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの49
  - ▶ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価
  - ▶ 著作権の使用料又はその譲渡による対価
  - ▶ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料
- ⑩ 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金等50

<sup>45</sup> 法人税法第69条第4項第5号

<sup>46</sup> 法人税法第 69 条第 4 項第 6 号

<sup>47</sup> 法人税法第69条第4項第7号

<sup>48</sup> 法人税法第69条第4項第8号

<sup>49</sup> 法人税法第 69 条第 4 項第 9 号

<sup>50</sup> 法人税法第69条第4項第10号

- ① 国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した外国保険業者 の締結する保険契約その他の年金に係る契約に基づいて受ける年金<sup>51</sup>
- ② 給付補塡金、利息、利益又は差益52
- ③ 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配53
- 国内及び国外にわたって船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得54
- ⑤ 租税条約の規定により相手国等において租税を課することができることとされる所得のうち相手 国等において外国法人税が課されるもの<sup>55</sup>
- (f) 前掲のほか、その源泉が国外にある所得56

#### 1.3.2.2 租税条約による調整

1.3.2.1 の内容について、租税条約<sup>57</sup>においてこれと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける内国法人については、1.3.2.1 の内容にかかわらず、国外源泉所得はその異なる定めがある限りにおいてその租税条約に定めるところによるものとされている<sup>58</sup>。

-

<sup>51</sup> 法人税法第 69 条第 4 項第 11 号

<sup>52</sup> 法人税法第69条第4項第12号

<sup>53</sup> 法人税法第69条第4項第13号

<sup>54</sup> 法人税法第69条第4項第14号

<sup>55</sup> 法人税法第69条第4項第15号

<sup>56</sup> 法人税法第69条第4項第16号

<sup>57</sup> 日本が締結した、所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう(法人税法第2条第12号の19ただし書)。以下同じ。

<sup>58</sup> 法人税法第69条第6項

# 1.3.3 外国子会社から受ける配当等の益金不算入(外国子会社配当益金不算入制度)

#### 1.3.3.1 制度の趣旨・背景

本制度は、平成 21 年度(2009 年度)税制改正において導入された。その背景は以下のとおり説明されている<sup>59</sup>。

- ▶ 日本企業がグローバルに事業展開する中で、海外市場で獲得した利益の多くを海外に留保する 傾向がみられていたこと
- ▶ 日本経済の活性化の観点から、海外市場で獲得する利益を日本に還流させる「好循環」の確立が、日本経済の持続的発展のために重要であること
- ▶ 日本企業が外国子会社の利益を必要な時期に必要な金額だけ戻すことができることが重要であり、外国子会社利益の国内還流に向けた環境整備が求められていること

このため、こうした企業の配当政策の決定に対する税制の中立性の観点に加え、適切な二重課税の 排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、それまでの間接外国税額控除制度<sup>60</sup>に代わる形 で本制度が導入された。

<sup>59</sup> 財務省「平成21年度 税制改正の解説」、425頁

<sup>.</sup> 

<sup>60</sup> 内国法人の外国子会社等が納付した外国法人税について、一定の場合には、その内国法人が外国子会社等から支払を受けた配当等の額に対応するものを内国法人等が納付したものとみなして、内国法人の各事業年度の所得に対する法人税から控除するもの。平成 21 年度(2009 年度)税制改正により廃止された。

#### 1.3.3.2 制度の構成

#### 1.3.3.2.1 概要

本制度は、内国法人が外国子会社<sup>61</sup>から受ける剰余金の配当等の額がある場合に、その剰余金の配当等の額からその金額の 5%に相当する金額を控除した金額を、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない<sup>62</sup>というものである。

これは、本制度の導入により外国子会社からの剰余金の配当等の額が課税所得から除外されることから、その剰余金の配当等の額を獲得するために要した費用についても課税所得の計算上除外し、費用収益を対応させるという趣旨である。しかしながら、当該費用を合理的に算定することが難しいことや、収益に対応する経費の発生状況も区々であることから、制度変更に伴う納税者の事務負担の軽減や制度の簡素化の観点及び諸外国の例<sup>63</sup>から、外国子会社からの剰余金の配当等の額の一定割合(5%)として計算することとされた<sup>64</sup>。

#### 1.3.3.2.2 外国子会社の定義

当該内国法人が保有している外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等<sup>65</sup>又は議決権のある株式等の総数若しくは総額の 25%以上に相当する数若しくは金額であり、かつ、その状態が剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前 6 か月以上継続している場合のその外国法人をいう66。

-

<sup>61</sup> 本節 1.3.3.2.2 参照。

<sup>62</sup> 法人税法第23条の2第1項、法人税法施行令22の4第1項、第2項

<sup>63</sup> 国外所得免除方式を採用するドイツや、資本参加免税を採用するフランスにおいても、剰余金の配当等の額の 5%相当額が 控除されている。

<sup>64</sup> 財務省「平成21年度 税制改正の解説」、430頁

<sup>65</sup> その有する自己の株式又は出資を除く。

<sup>66</sup> 法人税法第23条の2第1項、法人税法施行令第22条の4第1項

この定義は、平成 21 年度(2009 年度)税制改正により廃止された間接税額控除制度<sup>67</sup>の対象となる 外国子会社の定義を踏まえて設定されたものである。

間接税額控除制度の対象となる外国子会社の定義は、親会社たる内国法人が少なくとも半数以上の株式を有する場合に限るべきとする考え方もあったが、外国によっては半数以上の株式が外国の株主によって保有される子会社の設立を認めない国もあり、半数以上とすることは外国の制度と照らしても若干厳格過ぎる<sup>68</sup>との考えから、上記のように設定されている。

なお、租税条約の二重課税排除条項において、25%未満の割合が定められている場合には、その割合を用いて外国子会社の判定を行うこととされている<sup>69</sup>。

#### 1.3.3.2.3 適用除外

内国法人が受ける次の剰余金の配当等の額には、本制度は、適用されない。

- ① 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が、当該外国子会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合における、その剰余金の配当等の額70
- ② 自己の株式又は出資の取得が予定されているものの取得をした場合における、その取得をした 株式等に係る剰余金の配当等の額71

本規定は、平成27年度(2015年度)税制改正により導入されたものである。

通常、配当は課税所得の損金の額に算入されないが、一部の外国の法令では損金算入が認められる 一方で、日本において益金不算入となり課税されない場合、いずれの国でも課税されない、いわゆる

<sup>67</sup> 脚注 60 参照。

<sup>68</sup> 福山博隆「外国法人及び非居住者の課税その他国際的な側面に関する税制の改正」、税経通信 17 巻 6 号 127 頁、1962 年

<sup>69</sup> 法人税法施行令第22条の4第7項

<sup>70</sup> 法人税法第23条の2第2項第1号

<sup>71</sup> 法人税法第23条の2第2項第2号

「国際的二重非課税」が生ずることとなる。経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の租税委員会が 取り組む「税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクト」の報告書においても、こうした国際的二重非課税 を防止する観点から、配当益金不算入制度の採用国は損金算入配当を適用対象外とすべきであると 勧告されている<sup>72</sup>。

また、株式を発行法人に対し自己株式として譲渡した場合、株主においてはみなし配当と株式譲渡損 益が認識されることになるが、株式の譲渡損が認識される場合であっても、みなし配当<sup>73</sup>は益金不算 入となることから、このような仕組みを利用して税制上のみの損失を作出することが可能となっていた 74

本規定は、これらの問題に対処するために導入されたものである。

#### 1.3.3.2.4 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入等

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額につき本節 1.3.3(外国子会社から受ける配 当等の益金不算入)の適用を受ける場合75には、当該剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額 <sup>76</sup>は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない<sup>77</sup>。

本規定は、本節 1.3.3(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定とともに平成 21 年度 (2009 年度)税制改正により創設されたものであり、その趣旨も当該規定と同様、課税所得の計算上

<sup>72</sup> 財務省「平成 27 年度 税制改正の解説」、616 頁

<sup>73</sup> 法人税法第24条第1項第5号

<sup>74</sup> 武田昌輔編著「令和3年度版 コンメンタール法人税法 2巻」、第一法規株式会社、1255の13頁

<sup>75</sup> 当該剰余金の配当等の額の計算の基礎となる外国子会社の所得のうち、内国法人に帰せられるものとして計算される金額 を課税標準として当該内国法人に対して外国法人税(脚注80参照)が課される場合(その課された日の属する事業年度に おいて当該剰余金の配当等の額を受けていない場合に限る)を含む。

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> 剰余金の配当等の額を課税標準として所得税法に規定する源泉徴収の方法に類する方法により課される外国法人税の額 及び剰余金の配当等の額の計算の基礎とされる金額を課税標準として課されるものとして政令で定める外国法人税の額を いう。

<sup>77</sup> 法人税法第39条の2、法人税法施行令第78条の3第1項

における費用収益の対応のためである。すなわち、剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額は、 内国法人の費用のうち外国子会社からの剰余金の配当等の額にのみ関連して生じたもの(直接費用) であり、課税所得の計算上その収益たる配当が益金の額に含まれないことから、その費用たる外国源 泉税等の額も損金の額に含まないとするものである<sup>78</sup>。

なお、1.3.3.2.3 に記載のとおり、損金算入配当に係る国際的二重非課税を防止する観点から、平成27 年度(2015 年度)税制改正において、損金算入配当等に係る部分の外国源泉税等は損金不算入の対象外とされた。

#### 1.3.4 外国税額の控除

# 1.3.4.1 制度の趣旨・背景

日本の法人税制においては、内国法人が外国支店等で稼得した所得を含むその内国法人の全世界所得を課税標準として法人税が課されるが、外国支店等で稼得した所得については、通常、所在地国においても課税されることとなるため、同一の所得に対して日本と外国の双方で課税されることとなり、国際的な二重課税が生ずる。

外国税額控除の制度は、このような国際間の二重課税の排除を目的として、昭和 28 年<sup>79</sup>に導入された。

<sup>78</sup> 財務省「平成21年度 税制改正の解説」、431頁

<sup>79</sup> 武田昌輔編著「令和3年度版 コンメンタール法人税法 5巻」、第一法規株式会社、4249頁

#### 1.3.4.2 制度の概要

#### 1.3.4.2.1 概要

内国法人が各事業年度において外国法人税<sup>80</sup>を納付することとなる場合には、当該事業年度の国外 所得金額<sup>81</sup>に対応する控除限度額<sup>82</sup>を限度として、その控除対象外国法人税の額<sup>83</sup>を当該事業年度 に対する法人税の額から控除する<sup>84</sup> <sup>85</sup>。

# 1.3.4.2.2 制度の構成

内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額<sup>86</sup>を超える場合において、前 3 年内事業年度<sup>87</sup>の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される金額があるときは、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する<sup>88</sup>。

85 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得について 納付する控除対象外国法人税の額については、適用しない(法人税法第69条第13項)。

<sup>80</sup> 外国の法令により課される法人税に相当する税で、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課されるものをいう。

<sup>81</sup> 国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当する金額をいう。なお、国外源泉所得については 1.3.2 参照。

<sup>82</sup> 各事業年度の所得に対する法人税の額に、当該事業年度の所得金額のうちに当該事業年度の調整国外所得金額の占める 割合を乗じて計算した金額とする(法人税法施行令第 142 条第 1 項)。

<sup>83</sup> その所得に対する負担が高率な部分である外国法人税の額、内国法人の通常行われる取引と認められない取引に基因して 生じた所得に対して課される外国法人税の額及び内国法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないことと なる金額を課税標準として課される外国法人税の額等を除く。

<sup>84</sup> 法人税法第69条第1項

<sup>86</sup> 地方法人税法第12条第1項に規定する地方法人税控除限度額を含む。

<sup>87</sup> 当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度をいう。以下1.3.4.2.2において同じ。

<sup>88</sup> 法人税法第69条第2項

また、内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前3年内事業年度において納付されることとなった控除対象外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される金額があるときは、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰り越される控除対象外国法人税の額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する89。

本規定は、昭和38年度(1963年度)税制改正において導入された。この背景として、従来は、外国税控除限度額の計算を外国税の計算の基礎となった課税年度まで遡って行わなければならないなど、納税者に煩瑣な手続きを要求していたため手続きの簡素化を図る必要があったこと、また、激化する国際競争のうちにあって、日本企業の海外事業活動の進展を図るには外国税控除限度額又は外国税控除額自体の拡大が必要であったことなどがある<sup>90</sup>。

導入当初における外国税額控除の繰越期間は5年とされていたが、これは5年という期間が、実務上処理が可能と考えられる最長の期間であり、この規定の効果を最もよく発揮させようとしたものであるとされている91。

その後、昭和 63 年度(1988 年度)税制改正により、この期間は 3 年に短縮された。その理由として、ある年度における控除限度超過額が他の年度において軽課税国等で生じた国外所得に係る控除限度額を利用してしまうという問題があることや、諸外国に比べても繰越期間が長期にわたっていること、また、外国税納付時期と国外所得発生時期の差が 3 年以上に及ぶことはほとんどないと考えられること等が挙げられている<sup>92</sup> 93。

\_

<sup>89</sup> 法人税法第69条第3項

<sup>90</sup> 一般財団法人大蔵財務協会「改正税法のすべて(昭和 38 年版)」、90 - 91 頁

<sup>91</sup> 一般財団法人大蔵財務協会「改正税法のすべて(昭和38年版)」、93頁

<sup>92</sup> 武田昌輔編著「令和3年度版 コンメンタール法人税法 5巻」、第一法規株式会社、4249頁

<sup>93</sup> 一般社団法人大蔵財務協会「改正税法のすべて(昭和 63 年版)」、401 頁

#### 2. 外国子会社を利用した租税回避の防止措置

#### 2.1 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制(CFC 税制))

# 2.1.1 制度の趣旨・背景

## 2.1.1.1 制度の導入及び導入時の制度概要

CFC 税制は、昭和 52 年(1977 年)の衆議院外務委員会の決議<sup>94</sup>などを踏まえ、昭和 53 年度(1978 年度)の税制改正において創設された。日本経済の国際化が進み、タックス・ヘイブンを利用した租税回避の事例が見受けられるようになってきた<sup>95</sup>ため、その防止を目的として制定されたものである。

# 2.1.1.2 主要な制度改正及びその背景

以下では、本税制に係る主な税制改正の内容について言及する。

#### 2.1.1.2.1 平成 4 年度(1992 年度)税制改正

本税制の制定時においては、著しく税率が低い国又は地域を軽課税国等として個別に指定する形とされていたが、平成 4 年度(1992 年度)税制改正では、諸外国の税制改正の動きを適時適切に把握することが困難になってきたとして、軽課税国等の指定制度が廃止され、外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定は、個々の法人ごとに行うこととされた。

また、これに伴い、本税制の対象となる特定外国子会社等の定義が改正された。具体的には、次のいずれかに該当する外国関係会社が特定外国子会社等とされた。

- ▶ 法人の所得に対して課される税が存在しない国に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社
- ▶ その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の 25%以下である外国関係会社

<sup>94</sup> 衆議院外務委員会「多国籍企業等国際経済に関する件」、1977 年

<sup>95</sup> 高橋元監修「タックス・ヘイブン対策税制の解説」、81 頁、清文社

なお、トリガーとなる租税負担割合<sup>96</sup>が 25%とされたのは、軽課税国等の定義である「税負担が日本に 比して著しく低い」とする基準につき、その国又は地域における法人の所得に対する実効税率が、当時 の日本の税率である約 50%と比べて 2 分の 1 未満、すなわち 25%未満の場合と解釈されていた<sup>97</sup>こ とを踏まえてのものであると考えられる。

#### 2.1.1.2.2 平成 21 年度(2009 年度)税制改正

平成 21 年度(2009 年度)税制改正では、前掲 1.3.3 に記載の外国子会社等から受ける配当等の益金不算入制度が創設されたことに伴い、所要の改正が行われた。

具体的には、特定外国子会社等が支払う剰余金の配当等の額を、適用対象金額<sup>98</sup>及び課税対象金額<sup>99</sup>の計算上控除しないこととされたほか、特定外国子会社等が一定の子会社から受ける剰余金の配当等の額を適用対象金額の計算上控除すること、内国法人が特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定課税対象金額に達するまでの金額をその内国法人の所得の金額の計算上益金の額に算入しないことなどの改正が行われた。

# 2.1.1.2.3 平成 22 年度(2010年度)税制改正

平成 22 年度(2010 年度)においては、「トリガー税率の引下げ」、「適用除外基準の見直し」及び「部分課税対象金額の益金算入制度の創設」などの改正が行われた。

97 財務省「昭和 53 年度 税制改正の解説」、159 頁

<sup>96</sup> 本節 2.1.2.5.2 参照。

<sup>98</sup> 本節 2.1.3.1.2 参照。

<sup>99</sup> 本節 2.1.3.1.4 参照。

トリガー税率の引下げについては、それまで 25%とされていた税率が、本税制導入当初においてわが 国法人税負担のおよそ半分を目安に対象国・地域を指定していたことも考慮して、20%以下に引き下げられた100。

適用除外基準の見直しは、株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち被統括会社<sup>101</sup> の株式保有を行う統括会社<sup>102</sup>について、当該基準を満たすものとして除外されることとなったほか、卸売業を主たる事業とする統括会社についても、その統括会社に係る被統括会社を関連者の範囲から除外し、各事業年度の販売取扱金額又は仕入取扱金額の 50%超が非関連者との取引から成るかどうかを判定することとされた<sup>103</sup>。

100 財務省「平成 22 年度 税制改正の解説」、493 頁

101 次の①から③までに該当する外国法人で、当該外国法人の発行済株式等のうちに当該外国法人に対して統括業務を行う 特定外国子会社等の有する株式等の占める割合及び当該外国法人の議決権の総数のうちに当該特定外国子会社等の有 する議決権の数の占める割合のいずれもが 25%以上であり、かつ、本店所在地国に事業を行うに必要と認められるその事 業に従事する者を有するものをいう。

①特定外国子会社等、当該特定外国子会社等の発行済株式等の10%以上を直接及び間接に有する内国法人及び当該内 国法人と当該特定外国子会社等との間に株式等の所有を通じて介在する外国法人(②及び③において「判定株主等」とい う。)が外国法人を支配している場合における当該外国法人(②及び③において「子会社」という。)

②判定株主等及び子会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人(③において「孫会社」という。)

③判定株主等並びに子会社及び孫会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人

なお、支配している場合とは、発行済株式等の過半数を有する場合、重要な事項に関する議決権の過半数を有する場合又は株主等の総数の過半数を占める場合のいずれかに該当する場合をいう。

102 一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等で、次の要件を満た すもの

①二以上の被統括会社に対して統括業務を行っていること。

②本店所在地国に統括業務に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び統括業務を行うに必要と認められるその統括業務に従事する者を有していること。

なお、上記②の統括業務に従事する者は、専ら統括業務に従事する者に限られ、特定外国子会社等の役員及びその親族 等は該当しない。

103 財務省「平成 22 年度 税制改正の解説」、495 頁

また、部分課税対象金額の益金算入制度は、租税回避行為を一層的確に防止する観点から創設されたものである。株式や債券の運用による所得等の資産運用的な所得については、日本と比べて著しく税負担の低い外国子会社においてそのような所得を伴う取引を行うことにつき積極的な経済合理性を見出すことは困難であり、むしろ、外国子会社への所得の付替えに利用されやすいと考えられ、こうした所得は租税回避行為に該当するものとして、日本の親会社の所得に合算して課税することが適当であると考えられた。具体的には、適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、特定所得104を有する場合には、特定所得の金額の合計額のうち一定の額を、その内国法人の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされた105。

#### 2.1.1.2.4 平成 29 年度(2017 年度)税制改正

平成 29 年度(2017 年度)税制改正においては、BEPS プロジェクトの最終報告書(行動 3「外国子会社合算税制の強化」)に関して、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEPS プロジェクトの基本的な考え方に基づき、日本企業の健全な海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応する観点から改正が行われた。具体的には、租税回避リスクにつき、改正前の外国子会社の租税負担割合により把握する制度から、所得や事業の内容によって把握する制度に改正された106。

まず、本税制の対象となる外国法人について、内国法人との実質支配関係を重視する形で定義が変更された。また、会社単位の合算課税に関しては、制度適用の有無を入口で判断していた 20%のトリガー税率を廃止し、租税回避リスクの高いペーパー・カンパニー等については、租税負担割合が 20%以上であっても、会社単位で合算することとされた<sup>107</sup>。他方で、改正前の制度との継続性を踏まえつつ、企業の事務負担を軽減する観点から、ペーパー・カンパニー等に該当しない外国子会社で租税負

-

<sup>104</sup> 本節 2.1.3.2.3 参照。

<sup>105</sup> 財務省「平成22年度 税制改正の解説」、496頁

<sup>106</sup> 財務省「平成 29 年度 税制改正の解説」、652 頁

<sup>107</sup> 財務省「平成 29 年度 税制改正の解説」、672 頁

担割合が 20%以上のものについては、制度の適用を免除することとされた<sup>108</sup>。さらに、部分合算課税 の対象となる所得についても、租税回避リスクを外国子会社の所得や活動の内容により把握するという方向性に沿って見直しが行われた<sup>109</sup>。

平成 29 年度(2017 年度)税制改正においてはこの他多くの改正が行われ、これが現行制度のベースとなっている。制度の詳細については 2.1.2 以降で記す。

# 2.1.1.2.5 平成 30 年度(2018 年度)税制改正

平成 30 年度(2018 年度)税制改正においては、企業が買収等によって取得した外国企業の傘下に存在するペーパー・カンパニー等を整理するに当たって生ずる一定の譲渡所得を合算対象としないこととする見直し<sup>110</sup>等が行われた<sup>111</sup>。

外国企業を買収し、その傘下にペーパー・カンパニー等が存在する場合において、このようなペーパー・カンパニー等の整理は、企業の税務コンプライアンス上及び買収後の企業経営上も重要であると考えられるが、ペーパー・カンパニー等を整理した場合に生ずる所得が本税制による合算課税の対象となることがペーパー・カンパニー等を存置する一因となっていた。これを踏まえ、ペーパー・カンパニー等において生ずる所得に対する適切な課税を確保しつつ、本税制がペーパー・カンパニー等の整理を阻むことのないよう、整理に当たって生ずる一定の株式譲渡益を控除する措置が講じられた112。

-

<sup>108</sup> 財務省「平成 29 年度 税制改正の解説」、689 頁

<sup>109</sup> 財務省「平成 29 年度 税制改正の解説」、690 頁

<sup>110</sup> いわゆる PMI 特例をいう。

<sup>111</sup> 財務省「平成 30 年度 税制改正の解説」、655 頁

<sup>112</sup> 財務省「平成 30 年度 税制改正の解説」、683 - 684 頁

#### 2.1.1.2.6 令和元年度(2019 年度)税制改正

令和元年度(2019年度)税制改正においては、ペーパー・カンパニーの範囲の改正、及び現地で連結納税やパススルー課税が行われる外国関係会社の適用対象金額等の計算方法等について整備が行われた。

ペーパー・カンパニーの範囲の改正は、米国の連邦法人税率が35%から21%に引き下げられたことが一つの契機とされている。米国等におけるビジネスの実態を見ると、倒産隔離や不動産登記等の事務コストの軽減等の事業上の理由から、固定施設や人員を有さない法人を活用する実務が一般的に行われており、こうした法人について、常に租税回避リスクが高いものとみなすことは必ずしも適当ではないとの考えから、合算対象とならない子会社配当等が収益の太宗である外国関係会社や、実体のあるビジネスに関して用いられている本店所在国の不動産や資源等を源泉とするものが収益の太宗である外国関係会社など、一定の要件の下で、租税回避リスクが限定的であると考えられるものについては、ペーパー・カンパニーに該当しないこととされた113。

また、外国関係会社について現地で連結納税やパススルー課税が行われている場合には、現地税法による所得金額が外国関係会社ごとに計算されていないことを踏まえ、そのような場合における現地法令基準による基準所得金額<sup>114</sup>の計算方法について、本店所在地国の法令の規定のうち企業集団等所得課税規定<sup>115</sup>を適用しないものとして計算することとする等の改正が行われた。

<sup>113</sup> 財務省「令和元年度 税制改正の解説」、614頁

<sup>114</sup> 本節 2.1.3.1.3 参照。

<sup>115</sup> 本節 2.1.5.1.2 参照。

#### 2.1.2 制度の構成

#### 2.1.2.1 概要

現行の CFC 税制は、納税義務者となる内国法人に係る一定の外国法人を外国関係会社と定義し、当該外国関係会社をその経済活動の実態等により区分したうえで、当該区分に応じた一定の金額を当該内国法人において合算課税するものである。

また、当該外国関係会社の所在地国と日本における二重課税排除の観点から、当該所在地国において課税済である所得等に係る一定の金額について、調整の規定が設けられている。

#### 2.1.2.2 制度の対象となる企業

本税制の対象となる企業は、次に掲げる内国法人である116。

- ① 内国法人の外国関係会社<sup>117</sup>に係る次に掲げる割合のいずれかが 10%以上である場合における 当該内国法人<sup>118</sup>
  - ▶ 株式等保有割合119
  - ▶ 議決権保有割合120

118 租税特別措置法第66条の6第1項第1号

<sup>&</sup>lt;sup>116</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項。なお、本節 2.1.2.5.1 の適用免除基準に該当する場合は、本税制の対象とはならない。

<sup>117</sup> 本節 2.1.2.3 参照。

<sup>119</sup> その有する外国関係会社の株式等の数(当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零)及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国関係会社の株式等の数の合計数が当該外国関係会社の発行済株式等の総数のうちに占める割合をいう。

<sup>120</sup> その有する外国関係会社の議決権の数(当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零)及び他の外国法人を通じて間接に有する議決権の数の合計数が当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合をいう。

- ▶ 請求権保有割合121
- ② 外国関係会社との間に実質支配関係がある内国法人122
- ③ 外国関係会社<sup>123</sup>の他の外国関係会社に係る一定の割合<sup>124</sup>のいずれかが 10%以上である場合 における当該内国法人<sup>125</sup>
- ④ 外国関係会社に係る一定の割合<sup>126</sup>のいずれかが 10%以上である一の同族株主グループ<sup>127</sup>に 属する内国法人<sup>128 129</sup>

なお、実質支配関係とは、居住者又は内国法人と外国法人との間に次に掲げる事実その他これに類 する事実が存在する場合におけるその居住者又は内国法人とその外国法人との間の関係をいう<sup>130</sup>。

<sup>121</sup> その有する外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額(当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零)及び他の外国法人を通じて間接に有する株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額の合計額が当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合をいう。

<sup>122</sup> 租税特別措置法第66条の6第1項第2号

<sup>123</sup> 内国法人との間に実質支配関係があるものに限る。

<sup>124</sup> 脚注 119 から 121 までに掲げる割合と同義である。

<sup>125</sup> 租税特別措置法第66条の6第1項第3号。なお、本文中の①に掲げる内国法人を除く。

<sup>126</sup> 脚注 119 から 121 までに掲げる割合と同義である。

<sup>127</sup> 外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者及び当該株式等を直接又は間接に有する者との間に実質支配関係がある者(当該株式等を直接又は間接に有する者を除く。)のうち、一の居住者又は内国法人、当該一の居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある者及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者(外国法人を除く。)をいう。

<sup>128</sup> 外国関係会社に係る脚注 119 から 121 までに掲げる割合又は他の外国関係会社(内国法人との間に実質支配関係があるものに限る。)の当該外国関係会社に係る脚注 119 から 121 までに掲げる割合のいずれかが零を超えるものに限るものとし、本文中の①及び③に掲げる内国法人を除く。

<sup>129</sup> 租税特別措置法第66条の6第1項第4号

<sup>130</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第5号、租税特別措置法施行令第39条の16第1項

- ① 居住者又は内国法人が外国法人の残余財産のおおむね全部について分配を請求する権利を有していること
- ② 居住者又は内国法人が外国法人の財産の処分の方針のおおむね全部を決定することができる 旨の契約その他の取決めが存在すること 131

# 2.1.2.3 合算対象となる外国子会社の範囲

本税制の適用対象となる外国関係会社とは、次に掲げる外国法人をいう132。

① 居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者<sup>133</sup>及び②に掲げる外国法人(①において「居住者等株主等」という。)の外国法人に係る次に掲げる割合のいずれかが 50%を超える場合における当該外国法人

②居住者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③居住者の使用人

④上記①から③までに掲げる者以外の者で居住者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

⑤上記②から④までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

⑥内国法人の役員及び当該役員に係る法人税法施行令第72条各号に掲げる者

<sup>131</sup> 当該外国法人につき本文中の①に掲げる事実が存在する場合を除く。

<sup>132</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第1号

<sup>133</sup> 居住者又は内国法人と特殊の関係のある次の非居住者をいう(租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の 2)

①居住者の親族

- ► 居住者等株主等の外国法人(②に掲げる外国法人を除く。)に係る直接保有株式等保有割合 134及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有株式等保有割合 135を合計した割合
- ► 居住者等株主等の外国法人(②に掲げる外国法人を除く。)に係る直接保有議決権保有割合 136及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有議決権保有割合 137を合計した割合

①判定の対象となる外国法人の株主等である外国法人(被支配外国法人に該当するものを除く。)の発行済株式等の 50% 超の株式等が、居住者等株主等によって保有されている場合

当該株主等である外国法人の有する当該判定対象外国法人の株式等の数がその発行済株式等のうちに占める割合(当該株主等である外国法人が2以上ある場合には、当該2以上の株主等である外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

②判定の対象となる外国法人の株主等である外国法人と居住者等株主等との間に、これらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある1又は2以上の外国法人(以下「出資関連外国法人」という。)が介在している場合(出資関連外国法人及び当該株主等である外国法人が、それぞれその発行済株式等の50%超を居住者等株主等又は出資関連外国法人(その発行済株式等の50%超が居住者等株主等又は他の出資関連外国法人によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)

当該株主等である外国法人の有する当該判定対象外国法人の株式等の数が、その発行済株式等のうちに占める割合(当 該株主等である外国法人が2以上ある場合には、当該2以上の株主等である外国法人につきそれぞれ計算した割合の合 計割合)

<sup>134</sup> 居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合をいう。

<sup>135</sup> 居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数 又は総額のうちに占める割合をいう。具体的には、次の区分に応じた割合のことであり、そのいずれにも該当する場合に は、それぞれの合計割合とする(租税特別措置法施行令第39条の14の2第2項)。

<sup>136</sup> 居住者等株主等の有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちに占める割合をいう。

<sup>137</sup> 居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちに占める割合をい う。具体的な判定は、脚注 135 と同様の計算により行う(租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の 2 第 3 項)。

- ► 居住者等株主等の外国法人(②に掲げる外国法人を除く。)に係る直接保有請求権保有割合 138及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有請求権保有割合 139を合計した割合
- ② 居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある外国法人
- ③ 外国金融機関に該当することとなる外国法人で、外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社<sup>140</sup>との間に、当該部分対象外国関係会社が当該外国法人の経営管理を行っている関係その他の特殊の関係がある外国法人

また、外国関係会社の判定においても、2.1.2.2 と同様、平成 29 年度(2017 年度)税制改正により 実質支配の考え方が導入されている。

# 2.1.2.4 制度の振分基準

#### 2.1.2.4.1 概要

本税制の対象となる内国法人に係る外国関係会社は、以下に区分される。

- ▶ 特定外国関係会社
- ▶ 対象外国関係会社
- ▶ 部分対象外国関係会社

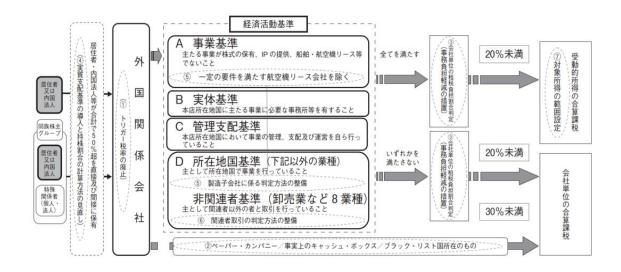
<sup>138</sup> 居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額の うちに占める割合をいう。

<sup>139</sup> 居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合をいう。具体的な判定は、脚注 135 と同様の計算により行う(租税特別措置法施行令第39条の14の2第4項)。

<sup>140</sup> 本節 2.1.2.4.3 参照。

このうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社については会社単位の合算課税が行われ、部分 対象外国関係会社については一定の受動的所得の合算課税のみが行われる。

これらの外国関係会社の振分基準を図示すると、以下のとおりである141。



# 2.1.2.4.2 特定外国関係会社への振分基準

特定外国関係会社とは、次に掲げる外国関係会社をいう。

- ① 次のいずれにも該当しない外国関係会社142
  - ► その主たる事業を行うために必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社<sup>143</sup>

<sup>141</sup> 財務省「平成 29 年度 税制改正の解説」、659 頁より図を引用。

<sup>142</sup> いわゆるペーパー・カンパニーが該当する。

<sup>143</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(1)。なお、これらを有している外国関係会社と同様の状況にあるものとして 政令で定める外国関係会社を含む(租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の 3 第 1 項)。

- ► その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社 144
- ▶ 外国子会社<sup>145</sup>の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの<sup>146</sup>
  - 当該事業年度の収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が 95%超であること
  - 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち に占める当該株式等の帳簿価額の割合が 95%超であること
- ▶ 特定子会社<sup>147</sup>の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社<sup>148</sup>によってその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が 95%超であることその他の一定の要件に該当するもの<sup>149</sup>

<sup>144</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(2)。なお、これらを自ら行っている外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める外国関係会社を含む(租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の 3 第 4 項)。

<sup>145</sup> 当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数のその発行済株式等の総数のうちに占める割合が25%以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう(租税特別措置法施行令第39条の14の3第5項)。

 $<sup>^{146}</sup>$  租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(3)、租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の 3 第 6 項

<sup>147</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社(管理支配会社とその本店所在地国を同じくするものに限る。)で、部分対象外国関係会社に該当するものをいう(租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の 3 第 7 項)。

<sup>148</sup> 当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事しているものをいう。

<sup>149</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(4)、租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の 3 第 8 項。なお、その他の 一定の要件とは、租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の 3 第 8 項に掲げる要件をいう。

- ► その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の一定の要件150に該当するもの151
- ② 総資産の額<sup>152</sup>に対する一定の受動的所得<sup>153</sup>の合計額の割合が 30%を超える外国関係会社
  154 155
- ③ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社156
  - ▶ 各事業年度の非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が 10% 未満であること
  - ► 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が 50%未満であること
- ④ 租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として 財務大臣が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社<sup>157</sup> <sup>158</sup>

152 外国関係会社のその事業年度(その事業年度が残余財産の確定の日を含む事業年度である場合には、その事業年度の前事業年度)終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額とされている(租税特別措置法施行令第39条の14の3第10項)。また、ここでいう帳簿価額とは、外国関係会社がその会計帳簿に記載した金額を念頭に置いたものとされている(財務省「平成29年度税制改正の解説」、675頁)。

154 租税特別措置法第66条の6第2項第2号ロ。なお、総資産額に対する有価証券、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が50%超である外国関係会社に限る(租税特別措置法施行令第39条の14の3第11項)。

<sup>150</sup> 租税特別措置法施行令第39条の14の3第9項に掲げる要件をいう。

<sup>151</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第2号イ(5)

<sup>153</sup> 特定所得の金額のうち、異常所得の金額を除いた金額をいう。

<sup>155</sup> いわゆる事実上のキャッシュ・ボックスである(財務省「平成 29 年度 税制改正の解説」、674 頁など)。

<sup>156</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第2号ハ

<sup>157</sup> いわゆるブラックリスト国所在外国関係会社をいう。

<sup>158</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第2号二

上記の定義から、特定外国関係会社への振分基準は、ペーパー・カンパニーに該当(上記①)するか、 事実上のキャッシュ・ボックスに該当(上記②又は③)<sup>159</sup>するか、ブラックリスト国に所在(上記④)する か、の3基準となっており、これらのうちいずれかに該当する場合には特定外国関係会社とされ、会社 単位の合算課税の対象となる。

#### 2.1.2.4.3 対象外国関係会社及び部分対象外国関係会社への振分基準(経済活動基準)

特定外国関係会社に該当しない外国関係会社のうち、経済活動基準の要件のいずれかに該当しない ものを対象外国関係会社といい<sup>160</sup>、経済活動基準の要件のすべてに該当する外国関係会社を部分 対象外国関係会社という<sup>161</sup>。

また、経済活動基準とは、事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準/所在地国基準の 4 つの基準をいう。

# ▶ 事業基準

<sup>159</sup> なお、上記③は事実上のキャッシュ・ボックスの拡張という形で、令和元年度税制改正により導入されたものである。これは、キャプティブ会社(自家保険目的の事業体)のうち、保険におけるリスクの移転や分散といった重要な機能を果たしていると考えにくい外国関係会社について、事実上のキャッシュ・ボックスの対象として追加したものである(財務省「令和元年度 税制改正の解説」、604 頁)。

<sup>160</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第3号

<sup>161</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第6号

株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの162でないこと163

# ▶ 実体基準

その本店所在地国においてその主たる事業<sup>164</sup>を行うのに必要と認められる事務所、店舗、工場 その他の固定施設を有していること<sup>165</sup> <sup>166</sup>

#### ▶ 管理支配基準

その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること167

# ▶ 非関連者基準又は所在地国基準

162 次に掲げるものを除く。

①株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び 調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定める統括業務を行う場合における当該他の法人の株式等の 保有を行うもの

②株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち部分対象外国関係会社の規定を適用した場合に外国金融子会社 等に該当することとなるもの(外国金融機関に該当することとなるもの及び①に掲げるものを除く。)

③航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの

- 163 租税特別措置法第66条の6第2項第3号イ
- 164 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社については、その区分に応じ、統括業務又は経営管理とする。
- 165 これらを有していることと同様の状況にあるものとして政令で定める状況にあることを含む。
- 166 租税特別措置法第66条の6第2項第3号ロ前段
- 167 その事業の管理、支配及び運営を本店所在地国において行っているかどうかの判定は、外国関係会社の株主総会及び取締役会等の開催、事業計画の策定等、役員等の職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況を総合的に勘案の上行う(租税特別措置法関係通達66の6-8)。

各事業年度においてその主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ 次に定める場合に該当すること<sup>168</sup>

● 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業 (航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。)

その事業を主として当該外国関係会社に係る居住者、内国法人等その他これらの者に準ずる者以外の者との間で行っている場合(非関連者基準)

● 上に掲げる事業以外の事業

その事業を主としてその本店所在地国において行っている場合(所在地国基準)

# 2.1.2.5 制度の適用免除基準

#### 2.1.2.5.1 概要

本税制においては、2.1.2.4 の基準により振り分けられた会社分類ごとに、適用免除となる基準が定められている。

特定外国関係会社については、各事業年度の租税負担割合<sup>169</sup>が 30%以上である場合、対象外国関係会社については、各事業年度の租税負担割合が 20%以上である場合には、当該外国関係会社のその該当する事業年度において、本税制の適用はない<sup>170</sup>。

また、部分対象外国関係会社については、次のいずれかに該当する場合には、当該部分対象外国関係会社のその該当する事業年度において、本節 2.1.3.2.2(受動的所得の合算課税)の適用はない 171。

. --

170 租税特別措置法第66条の6第5項

<sup>168</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第3号ハ

<sup>169</sup> 本節 2.1.2.5.2 参照。

<sup>171</sup> 租税特別措置法第66条の6第10項

- ① 各事業年度の租税負担割合が 20%以上であること
- ② 各事業年度における部分適用対象金額が 2,000 万円以下であること
- ③ 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額のうちに当該各事業年度における部分 適用対象金額の占める割合が 5%以下であること

## 2.1.2.5.2 租税負担割合

租税負担割合とは、外国関係会社の各事業年度の所得に対して課される租税の額を当該所得の金額で除した割合をいう<sup>172</sup>。

具体的には、次の計算式により租税負担割合を計算する173。

本店所在地国において + 第三国において課 課される外国法人税 される外国法人税

租税負担割合は、平成4年度(1992年度)税制改正において、軽課税国等の個別指定制度の廃止と同時に導入された概念であり<sup>174</sup>、その考え方は現行制度においてもほぼ変わっていない。制度導入当時の背景には、租税回避に利用されやすい課税上の措置を講じる国があとを絶たず、諸外国の税制改正のめまぐるしい動きを洩れなく適時適切に把握することは非常に困難となってきたことが挙げられている。指定漏れが生じると、結果として課税上の不公平が生じることになるため、これを廃止したうえで、外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定は、個々の法人ごとに行うこととされたものである<sup>175</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>172</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 5 項第 1 号、租税特別措置法施行令第 39 条の 17 の 2 第 1 項

<sup>173</sup> 財務省「平成29年度 税制改正の解説」、690頁より図を引用し、一部加工。

<sup>174</sup> 前掲 2.1.1.2.1 参照。

<sup>175</sup> 一般財団法人大蔵財務協会「改正税法のすべて(平成4年版)」、203頁

上図のとおり、租税負担割合の計算にあたっては、各事業年度の所得の金額及び租税の額について それぞれ一定の調整が必要となる。

まず、分母の所得の金額は、日本の法人税法ではなく、外国関係会社の本店所在地国の外国法人税 に関する法令に従って計算することとされており<sup>176</sup>、そのうえで、本店所在地国の法令により非課税と される所得、損金算入される支払配当及び外国法人税、損金算入されない保険準備金等を加算し、益 金算入される還付外国法人税を減算することにより算出する。

このうち、非課税所得の加算については、その本店所在地国の法令により、外国法人税の課税標準に 含まれないこととされる所得を加算するが、国によっては、一定の事業から生じた所得や、海外支店の 所得を非課税としている場合があるため、こうした所得については加算の対象とするものである<sup>177</sup>。

ただし、①その本店所在地国に所在する法人から受ける配当等<sup>178</sup>、②その本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額で、その有する株式等が一定割合以上であることを要件として非課税とされるものについては、たとえ非課税とされていても、加算する必要がないとされた。これは、①については、日本においても国内法人間の受取配当を原則益金不算入としていることから、これを特別な取扱いとみるのは適当でないとの考えに基づくものであり、②については、親子間の経済的な二重課税排除の観点から海外子会社からの受取配当等を非課税としている国があり、これは日本が当時採用していた間接外国税額控除と実質的に同趣旨であるため、特別な優遇措置とはみないとの考えに基づくものである。なお、ここでいう一定割合以上とは、「5%あるいは 10%以上出資する法人からの配当等は非課税」というように、その国の法令上保有要件が課されていればよいとされた <sup>177</sup>。

なお、上記②における「一定割合以上」という要件は、平成 23 年度(2011 年度)税制改正において廃止され、外国関係会社の本店所在地国の法令により非課税とされる配当等は、一定の要件を問うことなく分母の所得の金額に加算すべき非課税所得から除くこととされた。

また、分子の租税の額は、当該事業年度の所得に対して課される外国法人税の額を指す。納付する国は問わないが、その年度の所得に対して課されるものとされており、実際に納付すべき税額となる。

-

<sup>176</sup> 租税特別措置法施行令第39条の17の2第1号イ

<sup>177</sup> 一般財団法人大蔵財務協会「改正税法のすべて(平成4年版)」、204頁

<sup>178</sup> いわゆるみなし配当も含む。

なお、分子の租税の額についても、一定の税額控除額や減免された外国法人税額の加算といった調整が行われる。ただし、分母の所得の金額のうち、外国関係会社がその本店所在地国以外に所在する法人から受けた配当等の額で、非課税所得として加算する必要がないものに対して課された外国の源泉所得税は、当該配当等が分母に加算されていないため、分子の租税の額に含めることができないとされた179。

## 2.1.3 課税範囲

# 2.1.3.1 特定外国関係会社 対象外国関係会社

# 2.1.3.1.1 概要

前掲 2.1.2.4 による振分けの結果、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当する外国関係会社については、会社単位の合算課税の対象となる。

本税制の適用を受ける内国法人に係る外国関係会社のうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものが、昭和53年4月1日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうち課税対象金額に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から2か月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する<sup>180</sup>。

-

<sup>179</sup> 一般財団法人大蔵財務協会「改正税法のすべて(平成4年版)」、205頁

<sup>180</sup> 租税特別措置法第66条の6第1項

## 2.1.3.1.2 適用対象金額

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき計算した 基準所得金額を基礎として、当該各事業年度開始の日前7年以内に開始した各事業年度において生 じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう<sup>181</sup>。

#### 2.1.3.1.3 基準所得金額

基準所得金額<sup>182</sup>とは、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及び租税特別措置法(以下「日本法令」という。)による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして一定の基準により計算した金額をいう<sup>183</sup>。なお、一定の基準とは、①日本法令に準拠して計算する方法、②外国関係会社の所在地国の税法(以下「現地法令」という。)に準拠して計算する方法の 2 通りがある<sup>184</sup>。

基準所得金額は、日本の法人税法に照らしてみれば、法人の各事業年度の所得の金額に相当するものと考えられる。

他方で、外国関係会社の所在する国の中には法人税制の完備した国もあり得ると考えられ、そのような場合にまで統一的な所得の計算方式を強制すると、その外国関係会社の本店所在地国の法令によって既に算定されている法人の所得の計算を洗替え計算しなければならず、納税者に過重な事務負担を求めることにもなりかねない<sup>185</sup>。

184 租税特別措置法施行令第39条の15第1項、第2項

<sup>181</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第4号

<sup>182</sup> 基準所得金額は、創設時の本税制が、外国子会社等の留保所得に対して内国法人の所得とみなして課税する制度であったことから「未処分所得の金額」と定義されていたが、平成 21 年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことに伴い、基準所得金額に改められた。

<sup>183</sup> 租税特別措置法第66条の6第1項

<sup>185</sup> 高橋元監修「タックス・ヘイブン対策税制の解説」、146 頁、清文社

そこで、基準所得金額の計算にあたっては、日本法令に基づく計算を原則としつつも、現地法令に基づく所得の計算方式によることとの選択適用も認めることとされている<sup>186</sup>。しかし、現地法令に準拠して計算する方法においても、種々の調整計算により、日本法令に準拠して計算した場合との著しい乖離は生じないよう調整される形となっている<sup>187</sup>。

なお、どちらの方法によるか一度選択した以上は、その選択した方法を継続して適用しなければならず <sup>185</sup>、もし何らかの事由により、一度選択適用した方法を変更しなければならない事態に至ったときは、 あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならないこととされている <sup>188</sup>。

# 2.1.3.1.4 課税対象金額

その内国法人が、直接及び間接に有する特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の 適用対象金額に、当該各事業年度終了の時における当該内国法人の当該特定外国関係会社又は対 象外国関係会社に係る請求権等勘案合算割合を乗じて計算した金額をいう<sup>189</sup> 190。

なお、請求権等勘案合算割合とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合<sup>191</sup>をいう

189 租税特別措置法第66条の6第1項、租税特別措置法施行令第39条の14第1項

I DO TO THE PARTY OF THE PARTY

-

<sup>&</sup>lt;sup>186</sup> 武田昌輔編著「令和 3 年度版 コンメンタール法人税法 10 巻」、第一法規株式会社、4987 の 93 頁

<sup>187</sup> 高橋元監修「タックス・ヘイブン対策税制の解説」、153 頁、清文社

<sup>&</sup>lt;sup>188</sup> 租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 10 項

<sup>190</sup> 内国法人が、課税対象金額を益金の額に算入する場合における円換算については、当該外国関係会社の当該事業年度終 了の日の翌日から2か月を経過する日における電信売買相場の仲値による(租税特別措置法関係通達66の6-4)。

<sup>191</sup> ①及び③に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、それぞれ①及び③に定める割合の合計割合をいう。

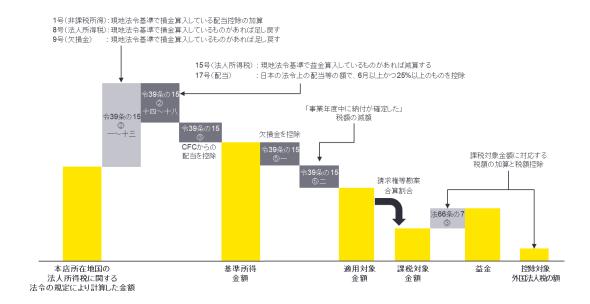
<sup>192</sup> 租税特別措置法施行令第39条の14第2項第1号

	区分	割合
1	内国法人が外国関係会社の株式等を直接 又は他の外国法人を通じて間接に有して いる場合	当該外国関係会社の発行済株式等のうちに当 該内国法人の有する当該外国関係会社の請求 権等勘案保有株式等 <sup>193</sup> の占める割合
2	外国関係会社が内国法人に係る被支配外国法人に該当する場合	100%
3	内国法人に係る被支配外国法人が外国関 係会社の株式等を直接又は他の外国法人 を通じて間接に有している場合	当該外国関係会社の発行済株式等のうちに当該被支配外国法人の有する当該外国関係会社の請求権等勘案保有株式等の占める割合

会社単位の合算課税の対象となる、外国関係会社における現地法令基準に基づく課税対象金額の計算までを図示すると、以下のとおりである<sup>194</sup>。

<sup>193</sup> 租税特別措置法施行令第39条の14第2項第2号

<sup>194</sup> 財務省「令和元年度 税制改正の解説」などをもとに、EY 税理士法人作成。



### 2.1.3.2 部分対象外国関係会社

## 2.1.3.2.1 概要

2.1.2.4 による振分けの結果、部分対象外国関係会社に該当する外国関係会社については、会社単位の合算課税はされないものの、一定の受動的所得が合算課税の対象となる。

#### 2.1.3.2.2 受動的所得の合算課税

本税制の適用を受ける内国法人に係る部分対象外国関係会社<sup>195</sup>が、平成22年4月1日以後に開始する各事業年度において、特定所得の金額<sup>196</sup>を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額<sup>197</sup>のうちその内国法人が支配関係の状況等を勘案して計算した部分課税対象金額<sup>198</sup>に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日

197 本節 2.1.3.2.4 参照。

52

<sup>195</sup> 外国金融子会社等に該当するものを除く。

<sup>196</sup> 本節 2.1.3.2.3 参照。

<sup>198</sup> 本節 2.1.3.2.5 参照。

の翌日から 2 か月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する<sup>199</sup>。

なお、外国金融子会社等<sup>200</sup>については、これが平成 22 年 4 月 1 日以降に開始する各事業年度において特定所得の金額を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る金融子会社等部分適用対象金額<sup>201</sup>のうちその内国法人が支配関係の状況等を勘案して計算した金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から 2 か月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する<sup>202</sup>。

# 2.1.3.2.3 特定所得の金額

特定所得の金額とは、部分対象外国関係会社の各事業年度における次に掲げる金額をいう。

① 剰余金の配当等の額の合計額から当該配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額 及び当該配当等の額に係る費用の額として計算した金額を控除した残額<sup>203</sup>

なお、当該配当等の額に係る費用の額とは、部分対象外国関係会社が当該事業年度において 支払う負債の利子の額の合計額<sup>204</sup>に、以下の割合を乗じて計算した金額をいう<sup>205</sup>。

200 その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業又は保険業を行う部分対象外国関係会社で、その本店所在 地国においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事し ているもの(以下「外国金融機関」という。)及び外国金融機関に準ずる部分対象外国関係会社をいう。

203 和税特別措置法第66条の6第6項第1号

<sup>204</sup> 当該負債の利子の額の合計額のうちに、剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額として剰余金の 配当等に係る特定所得の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額をいう。

<sup>199</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項

<sup>201</sup> 部分対象外国関係会社の各事業年度の次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

<sup>202</sup> 租税特別措置法第66条の6第8項

<sup>205</sup> 租税特別措置法施行令39条の17の3第5項

部分対象外国関係会社がその事業年度終了の時において 有する株式等(剰余金の配当等の額に係るものに限る。)の 貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

部分対象外国関係会社のその事業年度終了の時における 貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

ただし、次の法人から受ける剰余金の配当等の額については、特定所得の金額から除かれる。

- ▶ 部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の 総数又は総額のうちに占める割合が25%以上であり、その状態が、支払義務が確定する日 <sup>206</sup>以前6か月以上継続している等の場合における当該他の法人から受ける剰余金の配当 等の額<sup>207</sup>
- ▶ 部分対象外国関係会社の有する他の外国法人<sup>208</sup>の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が 10%以上である場合の当該他の外国法人から受ける剰余金の配当等の額<sup>209</sup>
- ② 受取利子等の額の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額 を控除した残額<sup>210</sup>

受取利子等の額には、手形の割引料や償還有価証券の調整差益が含まれる<sup>211</sup>。他方で、その本店所在地国において活動するための十分な経済合理性があると認められる次に掲げる利子の額については、特定所得の金額から除かれる。

▶ 業務の通常の過程で生ずる預貯金利子の額

211 租税特別措置法施行令第39条の17の3第9項。ただし、法人税法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引によるリース資産の引渡しを行ったことにより受けるべき対価の額に含まれる利息に相当する金額については、⑧に掲げる固定資産の貸付けによる対価の額に含まれるため、受取利子等の範囲から除かれて

いる(財務省「平成29年度 税制改正の解説」、693頁)。

<sup>206</sup> 一定のみなし配当に該当する配当等の場合には、同日の前日をいう。

<sup>&</sup>lt;sup>207</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項イ、租税特別措置法施行令第 39 条の 17 の 3 第 6 項。なお、損金算入配当等の金額を除く。

<sup>208</sup> 化石燃料を採取する事業(自ら採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。)を主たる事業とする外国法人のうち、租税条約の日本以外の締約国又は締約者内に化石燃料を採取する場所を有するものに限る。

<sup>&</sup>lt;sup>209</sup> 租税特別措置法第66条の6第1項口、租税特別措置法施行令第39条の17の3第7項。なお、損金算入配当等の金額を除く。

<sup>210</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第2号

- ▶ 一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額
- ▶ 一定の割賦販売等に係る利子の額<sup>212</sup>
- ▶ 一定の棚卸資産の販売の対価の支払の猶予により生ずる利子の額<sup>213</sup>
- ▶ 一定のグループファイナンスに係る利子の額<sup>214</sup>
- ③ 有価証券の貸付けによる対価の額<sup>215</sup>の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用 の額の合計額を控除した残額<sup>216</sup>
- ④ 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該譲渡に係る原価の額として計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額<sup>217</sup>
- ⑤ デリバティブ取引<sup>218</sup>に係る利益の額又は損失の額<sup>219</sup> ただし、次に掲げるデリバティブ取引に係る損益の額については、特定所得の金額から除かれる。
  - ▶ ヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額
  - ▶ 一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額
  - ▶ 短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益
  - ▶ 先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引に係る損益
  - ▶ 一定の金利スワップ等に係る損益
- ⑥ その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ず る利益の額又は損失の額<sup>220</sup>

<sup>212</sup> 租税特別措置法施行令第39条の17の3第10項第1号

<sup>&</sup>lt;sup>213</sup> 租税特別措置法施行令第 39 条の 17 の 3 第 10 項第 2 号

<sup>214</sup> 租税特別措置法施行令第39条の17の3第10項第3号

<sup>&</sup>lt;sup>215</sup> 当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占め る割合が、当該譲渡の直前において 25%以上である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。

<sup>216</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第3号

<sup>217</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第4号

<sup>218</sup> 法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引をいう。

<sup>219</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第5号

<sup>220</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第6号

ただし、部分対象外国関係会社が行う事業<sup>221</sup>に係る業務の通常の過程において生ずる利益の 額又は損失の額については、特定所得の金額から除かれる<sup>222</sup>。

⑦ その他の金融所得に係る所得の金額223

①から⑥までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額<sup>224</sup>を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額をいう<sup>225</sup>。

### 图 保険所得226

各事業年度の収入保険料から、支払再保険料を控除した正味の収入保険料と、支払保険金から収入した再保険金を控除した正味の支払再保険金の額との差額に相当する金額であり、具体的には、部分対象外国関係会社の(ア)に掲げる金額から(イ)に掲げる金額を減算した金額とされている<sup>227</sup>。

- (ア) その事業年度において収入した又は収入すべきことの確定した収入保険料<sup>228</sup>及び再保険返戻金の合計額から、その事業年度において支払った又は支払うべきことの確定した再保 険料及び解約返戻金の合計額を控除した残額
- (イ) その事業年度において支払った又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額から、その事業年度において収入した又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額を控除した残額
- ⑨ 固定資産<sup>229</sup>の貸付け<sup>230</sup>による対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額<sup>231</sup>

224 これらに類する利益の額又は損失の額を含む。

<sup>221</sup> 外国為替相場の変動に伴って生ずる利益を得ることを目的とする投機的な取引を行う事業を除く。

<sup>222</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 6 項第 6 号、租税特別措置法施行令第 39 条の 17 の 3 第 15 項

<sup>223</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第7号

<sup>225</sup> ①から⑥までに掲げる金額及びヘッジ取引として行った一定の取引に係る利益の額又は損失の額を除く。

<sup>226</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第7号の2

<sup>&</sup>lt;sup>227</sup> 租税特別措置法施行令第 39 条の 17 の 3 第 17 項、第 18 項

<sup>228</sup> その収入保険料のうちに払い戻した又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した残額をいう。

<sup>229</sup> 租税特別措置法第66条の6第9号に規定する無形資産等を除く。

<sup>230</sup> 不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。

<sup>231</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第8号

ただし、次に掲げる固定資産の貸付けによる対価の額については、特定所得の金額から除かれる。

- ▶ 主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産<sup>232</sup>の貸付けによる対価の額
- ▶ その本店所在地国にある不動産又は不動産の上に存する権利の貸付け<sup>233</sup>による対価の額
- ► 一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付け <sup>230</sup> による対価の額 234
- ⑩ 無形資産等<sup>235</sup>の使用料の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額<sup>236</sup>の合計 額を控除した残額<sup>237</sup>

ただし、次に掲げる無形資産等の使用料については、それぞれ次に該当することを明らかにする 書類を保存している場合、特定所得の金額から除かれる<sup>238</sup>。

- 部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等 当該部分対象外国関係会社が当該研究開発を主として行った場合の当該無形資産等の使 用料
- ▶ 部分対象外国関係会社が取得をした無形資産等
  当該部分対象外国関係会社が当該取得につき相当の対価を支払い、かつ、当該無形資産等をその事業<sup>239</sup>の用に供している場合の当該無形資産等の使用料
- ▶ 部分対象外国関係会社が使用を許諾された無形資産等
  当該部分対象外国関係会社が当該許諾につき相当の対価を支払い、かつ、当該無形資産等をその事業の用に供している場合の当該無形資産等の使用料

234 租税特別措置法施行令第39条の17の3第20項

238 租税特別措置法施行令第39条の17の3第22項

<sup>232</sup> 不動産及び不動産の上に存する権利を除く。

<sup>233</sup> これらを使用させる行為を含む。

<sup>235</sup> 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)又は著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)をいう。

<sup>236</sup> その有する固定資産に係る償却費の額として計算した金額を含む。

<sup>237</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第9号

<sup>239</sup> 株式等若しくは債券の保有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを除く。以下⑩及び⑪において同じ。

① 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合 計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額<sup>240</sup>

ただし、次に掲げる無形資産等の譲渡に係る対価の額については、それぞれ次に該当することを 明らかにする書類を保存している場合、特定所得の金額から除かれる<sup>241</sup>。

- ▶ 部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等 当該部分対象外国関係会社が当該研究開発を主として行った場合の当該無形資産等の使 用料
- ▶ 部分対象外国関係会社が取得をした無形資産等
  当該部分対象外国関係会社が当該取得につき相当の対価を支払い、かつ、当該無形資産等をその事業の用に供している場合の当該無形資産等の使用料

# ① 異常所得242

外国関係会社の資産規模や人員等の経済実態に照らせば、その事業から通常生じ得ず、発生 する根拠のないと考えられる所得について、「異常所得」として部分合算課税の対象とされる<sup>243</sup>。

具体的には、以下(ア)から(サ)までに掲げる金額がないものとした場合のその各事業年度の決算に基づく所得の金額<sup>244</sup>から、その各事業年度に係る(シ)に掲げる金額を控除した残額とされる<sup>245</sup>。

- (ア) 支払を受ける剰余金の配当等の額
- (イ) 受取利子等の額
- (ウ) 有価証券の貸付けによる対価の額
- (エ) 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額からその有価証券の譲渡に係る原価の額の合 計額を減算した金額
- (オ) デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額

<sup>240</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第10号

<sup>241</sup> 租税特別措置法施行令第39条の17の3第26項

<sup>242</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項第11号

<sup>243</sup> 財務省「平成 29 年度 税制改正の解説」、711 頁

<sup>244</sup> すなわち、(ア)から(サ)までに掲げる金額がないものとした場合の会計上の税引後当期利益の額をいう。

<sup>&</sup>lt;sup>245</sup> 租税特別措置法第 66 条の 6 第 6 項第 11 号、租税特別措置法施行令第 39 条の 17 の 3 第 27 項

- (カ) その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って 生ずる利益の額又は損失の額
- (キ)上記(ア)から(カ)までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額<sup>246</sup>を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額<sup>247</sup>
- (ク) 保険所得
- (ケ) 固定資産の貸付けによる対価の額
- (コ) 支払を受ける無形資産等の使用料
- (サ)無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額からその無形資産等の譲渡に係る原価の額を 減算した金額
- (シ) 次の算式により計算した所得控除の金額

(総資産の額<sup>248</sup> + 人件費の額 + 減価償却費の累計額<sup>249</sup>) × 50%

#### 2.1.3.2.4 部分適用対象金額

部分適用対象金額とは、部分対象外国関係会社の各事業年度の前掲 2.1.3.2.3 の①、②、③、⑨、⑩、⑪に掲げる金額の合計額と、当該各事業年度の前掲④から⑦まで及び⑪に掲げる金額の合計額 250 (以下「損益通算グループ所得の金額」という。)につき調整を加えた金額を合計した金額をいう<sup>251</sup>。

損益通算グループ所得の金額につき調整を加えた金額とは、部分対象外国関係会社の各事業年度 における損益通算グループ所得の金額から、当該部分対象外国関係会社の当該各事業年度開始の

<sup>246</sup> これらに類する利益の額又は損失の額を含む。

<sup>247</sup> 上記(ア)から(カ)までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。

<sup>&</sup>lt;sup>248</sup> 部分対象外国関係会社のその事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額をいう(租税特別措置法施行令第39条の17の3第30項)。

<sup>&</sup>lt;sup>249</sup> 部分対象外国関係会社のその事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている減価償却資産に係る償却費の累計額をいう(租税特別措置法施行令第39条の17の3第31項)。

<sup>250</sup> 当該合計額が零を下回る場合には零とする。

<sup>251</sup> 租税特別措置法第66条の6第7項

日前 7 年以内に開始した事業年度において生じた部分適用対象損失額<sup>252</sup>の合計額を控除した残額 をいう。

なお、部分課税対象金額<sup>253</sup>が課税対象金額(全体合算)に相当する金額を超える場合であっても、その相当する金額は部分合算課税の上限とはならない<sup>254</sup>。

#### 2.1.3.2.5 部分課税対象金額

本税制の適用を受ける内国法人に係る部分対象外国関係会社の各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうちその内国法人が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその内国法人と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して計算した金額をいう<sup>255</sup>。

# 2.1.4 二重課税排除

# 2.1.4.1 外国子会社の所在地における課税との二重課税の排除

CFC 税制の適用を受ける内国法人は、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税<sup>256</sup>の額のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に対応する金額及び部分課税対象金額に対応する金額又は当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に対応する金額を、当該

254 財務省「平成29年度 税制改正の解説」、714頁

-

<sup>&</sup>lt;sup>252</sup> 損益通算グループ所得の金額が零を下回る場合のその下回る額をいい、本規定により当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。

<sup>253</sup> 本節 2.1.3.2.5 参照。

<sup>255</sup> 租税特別措置法第66条の6第6項

<sup>256</sup> 脚注80参照。

内国法人が納付する控除対象外国法人税の額<sup>257</sup>とみなして、外国税額の控除<sup>258</sup>の規定を適用する
<sup>259</sup>

そして、外国関係会社の課税対象年度<sup>260</sup>の所得に対して課された外国法人税の額のうち、当該外国 関係会社に係る内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、次に掲げる外国 法人税の区分に応じ、それぞれその内国法人の次に定める事業年度においてその内国法人が納付 することとなるものとみなす<sup>261</sup>。

- ▶ その内国法人が、当該外国関係会社の当該課税対象年度の課税対象金額に相当する金額<sup>262</sup>
  につき、本税制の適用を受ける事業年度終了の日以前に当該課税対象年度の所得に対して課された外国法人税については、その適用を受ける事業年度
- ▶ その内国法人が、当該外国関係会社の当該課税対象年度の課税対象金額に相当する金額につき、本税制の適用を受ける事業年度終了の日後に当該課税対象年度の所得に対して課された外国法人税については、その課された日の属する事業年度

なお、内国法人が本税制の規定の適用を受ける場合において、外国税額の控除の規定の適用を受けるときは、当該控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、 益金の額に算入する<sup>263</sup>。

これは、本税制の納税義務者となる内国法人において合算課税の対象となる金額が生じた場合、その合算の対象とされる所得に対し既にその所在地国で課税されていれば、経済的に当該所得に対して二重課税が発生する<sup>264</sup>ため、これを排除する観点から、既存の外国税額控除の枠組みを流用する

\_

<sup>257</sup> 脚注 83 参照。

<sup>258</sup> 前掲 1.3.4.2.1 参照。

<sup>259</sup> 租税特別措置法第66条の7第1項

<sup>260</sup> 部分課税対象年度及び金融子会社等部分課税対象年度を含む。以下同じ。

<sup>261</sup> 租税特別措置法施行令第39条の18第8項

<sup>&</sup>lt;sup>262</sup> 当該部分課税対象年度の部分課税対象金額に相当する金額及び当該金融子会社等部分課税対象年度の金融子会社等 部分課税対象金額に相当する金額を含む。以下同じ。

<sup>263</sup> 租税特別措置法第66条の7第2項

<sup>264</sup> 高橋元監修「タックス・ヘイブン対策税制の解説」、159 頁、清文社

形で、当該所得に対して所在地国で課税された税額のうち一定の方法により計算した金額を、当該内 国法人の合算課税を受ける事業年度の法人税額から控除するものである。

# 2.1.4.2 本国の課税との二重課税の排除

# 2.1.4.2.1 概要

本税制の適用により納税義務者となる内国法人において、合算課税の対象となる金額が生じることに 伴う外国関係会社の所在地国と日本での二重課税の排除については、2.1.4.1 により対処されている。

他方、当該内国法人に対して支払われる剰余金の配当等のうち合算額を原資とする部分について間接的に生じる二重課税を排除するための調整規定が設けられている<sup>265</sup>。

この部分については、以下に応じて区分されたうえで必要な調整が行われる。

- ▶ 内国法人が直接保有する外国関係会社に係る配当等の額に関する調整266
- ▶ 内国法人が間接的に保有する外国関係会社に係る配当等の額に関する調整<sup>267</sup>

#### 2.1.4.2.2 内国法人が直接保有する外国関係会社に係る配当等の額に関する調整

内国法人が直接保有する外国関係会社から受ける剰余金の配当等の額については、当該剰余金の配当等の額が 1.3.3(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定の適用を受けるか否かに応じて、異なる取扱いが規定されている。

まず、内国法人が 1.3.3 の規定の適用を受ける外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額に

266 租税特別措置法第66条の8第1項から第6項まで

<sup>265</sup> 財務省「平成 22 年度 税制改正の解説」、503 頁

<sup>267</sup> 租税特別措置法第 66 条の 8 第 7 項から第 10 項まで

ついての 1.3.3 の規定の適用については、剰余金の配当等の額からその額に係る費用相当額を控除 しないで計算した剰余金の配当等の額として適用する<sup>268</sup>。

これは、1.3.3 の規定の適用を受ける外国子会社からの配当等の額については、その 95%が非課税 となるものの、剰余金の配当等の額に係る費用相当額(剰余金の配当等の額の 5%に相当する金額) は益金算入されるため、当該費用相当額部分の二重課税を調整する観点から設けられたものである。

当該剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額の外国税額控除については、当該剰余金の配当等の額が益金不算入とされており国際的二重課税が生じていないことから、その全額について外国税額控除の対象外とされている<sup>269</sup>。他方、損金算入については、当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額に係るものは損金算入が認められる<sup>270</sup>が、特定課税対象金額を超える部分については損金算入が認められない<sup>271</sup>。

なお、特定課税対象金額とは、外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、次に掲げる金額の合計額をいう<sup>272</sup>。

- ▶ 内国法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数及び当該内国法人と当該外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して計算した金額
- ▶ 内国法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前 10 年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内

<sup>268</sup> 租税特別措置法第66条の8第2項

<sup>269</sup> 法人税法第69条第1項、法人税法施行令第142条の2第7項第3号

<sup>270</sup> 租税特別措置法第66条の8第14項の規定による読替後の法人税法第39条の2

<sup>&</sup>lt;sup>271</sup> 元々はこの部分も損金算入が認められていたが、国際的二重課税調整をより適切に行う観点から、令和3年度税制改正により損金算入が認められないこととなった。

<sup>272</sup> 租税特別措置法第66条の8第4項

国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数及び当該内国法人と当該外国法人との 間の実質支配関係の状況を勘案して計算した金額273

また、当該剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額の外国税額控除の取扱いについては、上 記の規定により益金不算入とされた部分を課税標準とするものはその対象となる274が、それを超える 部分、すなわち益金不算入の適用を受けない部分については対象とならない<sup>275</sup>。なお、いずれの部分 も損金算入可能であるが、外国税額控除の適用を受ける場合には、その対象となる外国源泉税の額 は損金不算入となる。

次に、1.3.3 の規定の適用を受けない外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当 該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない<sup>276</sup>。

1.3.3 の制度により外国子会社からの配当が益金不算入となるのは、持株割合が 25%以上である等 の一定の要件を満たす外国子会社からの配当とされているため、当該要件を満たさない場合、配当を 受け取った親会社において配当課税が生じる。

しかしながら、配当を行った外国子会社が本税制の対象となる外国関係会社である場合には、支払配 当を控除しないで合算課税が行われる277ため、その合算課税された所得から配当が行われ、これに 配当課税を行うとしたならば二重課税が生じることとなる。そこで、すでに合算課税された金額又は合 算課税すべき金額を「特定課税対象金額」と定義し、この金額の範囲内で配当が行われた場合には、

<sup>&</sup>lt;sup>273</sup> 前 10 年以内の各事業年度において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額(2.1.4.2.2 に掲げる規定の適用を受 けた部分の金額に限る。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額をいう。

<sup>&</sup>lt;sup>274</sup> 元々はこの部分も外国税額控除の対象外とされていたが、国際的二重課税調整をより適切に行う観点から、令和3年度税 制改正において外国税額控除の対象とされることとなった。

<sup>275</sup> 法人税法第 69 条第 1 項、法人税法施行令第 142 条の 2 第 1 項、第 2 項

<sup>276</sup> 租税特別措置法第66条の8第1項

<sup>&</sup>lt;sup>277</sup> 基準所得金額の計算上、支払配当を控除しないで適用対象金額を計算するためである。

その配当は益金不算入とすることとされたものである。すなわち、このような外国法人からの剰余金の配当等の額は、100%益金不算入とされる<sup>278</sup>。

なお、内国法人が外国子会社から受ける配当等の益金不算入の規定の適用除外となる剰余金の配当等の額がある場合<sup>279</sup>には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない<sup>280</sup>。

# 2.1.4.2.3 内国法人が間接的に保有する外国関係会社に係る配当等の額に関する調整

内国法人が間接的に保有する外国関係会社に係る剰余金の配当等の額についても、2.1.4.2.2 同様、 外国子会社から受ける配当等の益金不算入の規定の適用の有無に応じて異なる取扱いが設けられ ている。

まず、内国法人が 1.3.3 の規定の適用を受ける外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額<sup>281</sup>のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額についての 1.3.3 の規定の適用については、剰余金の配当等の額からその額に係る費用相当額を控除しないで計算した剰余金の配当等の額として適用する<sup>282</sup>。

間接特定課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう283。

① 配当事業年度<sup>284</sup>開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日 から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰

-

<sup>278</sup> 武田昌輔編著「令和4年度版 コンメンタール法人税法 10巻」、第一法規株式会社、5137頁

<sup>279</sup> 前掲 1.3.3.2.3 参照。

<sup>280</sup> 租税特別措置法第66条の8第3項

<sup>281</sup> 前掲 2.1.4.2.2 の規定の適用を受ける部分の金額を除く。

<sup>282</sup> 租税特別措置法第66条の8第8項

<sup>283</sup> 租税特別措置法第66条の8第10項

<sup>284</sup> 内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人の事業年度をいう。

余金の配当等の額<sup>285</sup>のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に 対応する部分の金額

#### ② 次に掲げる金額の合計額

- ▶ 他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数<sup>286</sup>及び当該内国法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して計算した金額
- ▶ 他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、配当事業年度開始の日前2年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数及び当該内国法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して計算した金額<sup>287</sup>

次に、内国法人が 1.3.3 の規定の適用を受けない外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額<sup>288</sup>のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない<sup>289</sup>。

本規定も、上記同様、海外子会社について行われた合算課税とその海外子会社から受ける剰余金の配当等に対する課税の重複を排除するために設けられているものであり、海外孫会社から海外子会

.

<sup>285</sup> 当該他の外国法人の全部合算課税、部分合算課税又は金融子会社等部分合算課税の規定の適用に係る事業年度開始の 日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。

<sup>&</sup>lt;sup>286</sup> 内国法人が外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める他の外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。

<sup>&</sup>lt;sup>287</sup> 前 2 年以内の各事業年度において外国法人から受けた剰余金の配当等の額(当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額をいう。

<sup>288</sup> 特定課税対象金額に達するまでの金額について適用を受ける金額を除く。

<sup>289</sup> 租税特別措置法第66条の8第7項

社を経由して内国法人に支払われる剰余金の配当等のうち合算額を原資とする部分について、間接的に生じる二重課税を排除するための措置である<sup>290</sup>。

なお、内国法人が 1.3.3.2.3 に掲げる外国子会社から受ける配当等の益金不算入の規定の適用除 外となる剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額<sup>291</sup>のうち当該外国法人に 係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計 算上、益金の額に算入しない<sup>292</sup>。

## 2.1.5 その他

# 2.1.5.1 外国子会社の所在地国において連結納税制度等が適用されている場合の取扱い

#### 2.1.5.1.1 概要

令和元年度(2019年度)税制改正により、外国関係会社がその本店所在地国等において当該所在地 国等の法令等に基づく基準(以下「現地法令基準」という。)に基づき連結納税規定やパススルー課税 規定<sup>293</sup>を適用している場合には、租税負担割合、適用対象金額及び外国税額控除の計算等について は、現地法令基準の規定のうち企業集団等所得課税規定<sup>294</sup>を除くこととされた。

企業集団等所得課税規定を除いた規定により計算するとは、連結納税規定の適用を受けている場合には、外国関係会社の属する企業集団の所得ではなく、当該外国関係会社の所得に対して法人所得税が課されるものとして、パススルー課税規定の適用を受けている場合には、外国関係会社の所得を

<sup>290</sup> 財務省「平成 22 年度 税制改正の解説」、499 頁

<sup>291</sup> 前掲 2.1.4.2.2 の適用を受ける部分の金額を除く。

<sup>292</sup> 租税特別措置法第66条の8第9項

<sup>293</sup> 本節 2.1.5.1.2 参照。

<sup>294</sup> 本節 2.1.5.1.2 参照。

当該外国関係会社の株主等の所得として取り扱わず当該外国関係会社の所得に対して法人所得税 が課されるものとして計算することとなる<sup>295</sup>。

租税負担割合、適用対象金額及び外国税額控除においても、同様の前提で計算を行う。

# 2.1.5.1.2 企業集団等所得課税規定

企業集団等所得課税規定とは、次に掲げる規定をいう296。

#### ▶ 本店所在地国における連結納税規定

外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、当該企業集団に属する一の外国法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書<sup>297</sup>に相当する申告書を提出することとする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定

#### ▶ 第三国における連結納税規定

外国法人<sup>298</sup>の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、当該企業集団に属する一の外国法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとする当該外国法人の本店所在地国以外の国又は地域の法令の規定

# ▶ パススルー課税規定

外国法人の所得を当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととする当該外国法 人の本店所在地国の法令の規定

<sup>295</sup> 国税庁「連結納税規定等が適用される外国関係会社の適用対象金額等の計算方法等の改正に関する Q&A(令和元年7月)」、7頁

<sup>296</sup> 租税特別措置法施行令第39条の15第6項

<sup>297</sup> 国税通則法第2条第6号に規定する納税申告書をいう。以下2.1.5.1.2において同じ。

<sup>&</sup>lt;sup>298</sup> 法人の所得に対して課される税が存在しない国若しくは地域に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は当該外国法人の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定により当該外国法人の所得の全部につき法人所得税を課さないことと されるものに限る。

# 2.2 GloBE ルール等を踏まえた直近の制度の改正動向

#### 2.2.1 概要

国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECD/G20 を中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みにおいて 2 つの柱からなる解決策(市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税)が最終合意された。

令和 4 年 12 月 23 日に閣議決定された「令和 5 年度税制改正の大綱」において、このうちグローバル・ミニマム課税制度が国内法制化されることが示された。

上記制度の導入により、納税者の事務負担の増大が懸念されることなどから、CFC 税制に関しても以下の改正が行われることとなっている。

# 2.2.2 CFC 税制に関する改正内容

- ① 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が 27%以上(現行:30%以上)である場合には、 会社単位の合算課税の適用を免除する。
- ② 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げる部分対象 外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類を保存するものとする。
  - (ア) 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社
  - (イ) 部分適用対象金額が 2,000 万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用 されない部分対象外国関係会社
- ③ 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類(外国関係会社の株式等を直接 又は間接に有する者(株主等)に関する事項を記載するものに限る。)の記載事項について、その

書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部 又は一部を記載することができることとする。

- ④ 上記の見直しのほか、内国法人に係る外国子会社合算税制について所要の措置を講ずる。
- ⑤ 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係会社に係 る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置を講ずる。

そのほか、法人住民税及び法人事業税についても、本制度の見直しに関する国税の取扱いに準じて 所要の措置を講ずるとされている。

上記の改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度について適用することとされ ている。

#### 第2節 米国

本節 2.では、米国における CFC 税制に該当するサブパート F 税制、全世界無形資産低課税所得税 制(以下「GILTI 税制」という。)及び法人代替ミニマム税(以下「CAMT」という。)を取り上げて説明す る。

- 法人の所得課税における課税範囲 1.
- 1.1 概要

#### 納税義務者 1.1.1

米国税制上、法人税の納税義務を負うのは、米国内国法人及び外国法人とされている299。

<sup>&</sup>lt;sup>299</sup> IRS, "Classification of Taxpayers for U.S. Tax Purposes", IRS (https://www.irs.gov/individuals/internationaltaxpayers/classification-of-taxpayers-for-us-tax-purposes 閲覧日 2023 年 2 月 9 日)

米国内国法人とは一般的に、米国、州、又はコロンビア特別区の法律等に基づいて設立又は組織された法人をいい、外国法人とは米国法によらないで設立・組織された法人をいう<sup>300</sup> 301。

# 1.1.2 課税標準302

米国内国法人の課税所得は、原則として、その法人が全世界で稼得する所得が主たる対象となる。すなわち、後述する国内源泉所得及び国外源泉所得について源泉地を先に区分して課税するのではなく、その法人の事業に帰する所得を当該法人の事業所得として課税される。

外国法人は、米国内で事業に従事している場合、当該事業に関連する所得(以下「米国事業所得」という。)が課税対象となる<sup>303</sup>。外国法人に対する米国事業所得は原則 2 つの段階的テストに基づき認定される。まず、外国法人が米国で事業活動に従事しているかを検討する。次に当該事業活動に実質的に関連する所得を認定し課税の対象とする。ただし、特定の所得<sup>304</sup>については、米国内の事業と関連せずとも外国法人の米国事業所得として課税される場合を除き、当該特定の所得に係る金額の30%の源泉税を課する<sup>305</sup>。当該特定の所得については、「外国法人が米国内の源泉から受領する金額の30%の税金を課する」という文言から、当該列挙されている所得については国内源泉所得に該当するとされる。後述の1.3.2 国外源泉所得の範囲に記載のとおり、国内源泉所得の定めが別にあるこ

71

<sup>300</sup> 内国法人の概念は、異なる国の間だけでなく、州や地方といった異なる地域の司法権の間でも使用される場合があるので 留意する。

<sup>301</sup> 内国歳入法第 301.7701-2 - Business entities; definitions.

<sup>302</sup> 内国歳入法第 61, 882, etc.

<sup>303</sup> 内国歳入法第 882

<sup>304</sup> 内国歳入法第881(a)(1)から(4) に定められている。具体的には、利子、配当、賃料、給与、賃金、保険金、年金、報酬、報奨金、その他の利益、特許権、著作権、商標、商標権、フランチャイズ、その他同様の財産、又はこれらの財産に対する持分の売却又は交換による利得等

<sup>305</sup> 内国歳入法第 881(a)

とから、本規定は外国法人に関して 30%の源泉税を課する観点から規定したものであると考えられる 306

条約の特典を得ることができる外国法人は、米国事業所得ではなく PE に帰属する所得のみを課税対 象とすることができ、30%の源泉税も減免が可能である307。

ただし、条約と法律の優劣について、米国憲法上、条約と内国歳入法は同等の法的効果を持つと規定 していることから一般的に新しく成立した方が優先適用される308 309。

#### 1.1.3 税率

連邦法人税率は、減税・雇用法(Tax Cuts and Jobs Act、TCJA。以下「TCJA」という。)310において 15%から35%の累進課税から2018年1月1日より一律の21%311 312と変更された。州法人税率 は、州ごとに 0%から 11.5%313と様々である。

連邦法人税及び州法人税を含めた法人の実効税率は、法人税の有無、課税所得の算定方法、自州 への所得配賦方法、ミニマム税の有無、連邦の課税所得に対して支払った連邦法人税と州法人税控 除可能か否か等の規則が州ごとに定められているため、一概には言えない。

308 内国歳入法第 7852 条(d)

<sup>&</sup>lt;sup>306</sup> IRS, "Withholding of Tax on Nonresident Aliens and Foreign Entities", IRS (https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/ p515.pdf 閲覧日 2023 年 3 月 17 日)

<sup>307</sup> 内国歳入法第 894 条(a)

<sup>309</sup> 米国憲法第6章第2項「最高法規」

<sup>310</sup> 公法 115-97

<sup>311</sup> IRS, "Notice2018-38, 2018 Fiscal-year Blended Tax Rates for Corporations", IRS (https://www.irs.gov/pub/irsdrop/n-18-38.pdf 閲覧日 2023 年 1 月 10 日)

<sup>312</sup> 内国歳入法第 11 条(b)

Tax Foundation, "State Corporate Income Tax Rates and Brackets for 2022", Tax Foundation (https://taxfoundation.org/state-corporate-income-tax-rates-brackets-2022/ 閲覧日 2023年1月10日)

なお、連邦法人税において税額控除を計上せず、州法人税が存在しない州のみで事業に従事している場合の実効税率は連邦法人税と同率の21%となる。一方、例えば、カリフォルニア州(8.84%)<sup>314</sup>のみで事業に従事しているケースは、州法人税は連邦法人税の計算時に控除対象となる点<sup>315</sup>も加味して実効税率は27.98%となる<sup>316</sup>317。

これらを踏まえると、連邦法人税及び州税を含めた法人の実効税率は、約 21%~30.1%となっている 318

# 1.2 同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得への課税の有無

### 1.2.1 同一国内の支店

国内支店は、別事業体として扱われず、本店の課税所得と合算される。

# 1.2.2 同一国内の他の法人

# 1.2.2.1 概要

内国子会社にて獲得された所得は、当該内国子会社単体で課税される。原則、親会社との通算は認められないが、80%の株式を保有される関係にある内国子会社が連結納税を選択する場合、連結納税グループの所得として実質 1 社として扱われる<sup>319</sup>。

1 1 1 1 1 1 1 1

73

<sup>314</sup> カリフォルニア州歳入・租税法第 23151 条

<sup>315</sup> 内国歳入法第 164 条

 $<sup>^{316}</sup>$  (100 x 8.84%)+((100 - 8.84) x 21%)

<sup>317</sup> 他に市税等の地方税が課せられる場合には税率は更に高くなる。

Tax Foundation, "Combined Federal and State Corporate Income Tax Rates in 2022 ", Tax Foundation (https://taxfoundation.org/combined-federal-state-corporate-tax-rates-2022/閲覧日 2023 年 3 月 22 日)

<sup>319</sup> 内国歳入法第 1501, 1502, 1504 条

そのため、連結納税が適用されてない場合、米国内国法人が他の法人を通じて稼得した所得に関しては、米国による二重課税が発生することになるが、これを排除する観点から、受取配当金に対しての 控除制度が設けられている。

なお、当該他の法人の株式の譲渡益に関しても同様の問題が発生するが、米国においては、連結納 税が適用されている場合を除き、特段の手当は行われていない。

# 1.2.3.1 受取配当金に対しての控除制度

## 1.2.3.1.1 制度の趣旨・背景

米国税法では、法人間における配当への二重課税を緩和又は排除するため<sup>320</sup>所定の要件を満たす場合、法人株主にその課税所得の算定において、受取配当金に対して一定の控除を認めている<sup>321</sup>。

# 1.2.3.1.2 制度の構成

米国税法では、内国子会社によって支払われた配当金は一般的に親会社の課税所得に合算され、税率 21% にて課税されるが受け取った配当金は株式保有割合に応じてそれぞれ次のとおり所得控除が認められている。株式保有割合が 20%未満の場合は 50%、20%以上の場合は 65%、80%超で連結納税を選択していない場合は受取配当金の 100%が控除される。連結納税を選択している場合は所得控除ではなく全額が非課税となる<sup>322</sup>。

\_

<sup>320</sup> Revenue Bill of 1987, House Ways and Means Committee Report on H.R. 3545, 100th Cong., 1st Sess. 1094 (1987)

<sup>321</sup> 内国歳入法第 243 条

<sup>322</sup> 内国歳入法第 243 条、1.1502-13

#### 1.3 国外で稼得した所得への課税の有無

#### 1.3.1 概要

米国税法では、米国内国法人は原則として、その法人が全世界で稼得する所得が課税の対象となる。 つまり、米国内国法人が米国に事業所等を有し、国外源泉所得が当該米国の事業所等に帰する場合 は米国事業所得として課税の対象となる。

ただし、国外源泉所得で米国事業所得に帰さない所得であっても米国内国法人が外国被支配法人 (Controlled Foreign Company、CFC。以下「CFC」という。)323の 10%株主に当たる場合は、後述する CFC のサブパート F 所得324及び米国税法ベースの税引後所得(以下「Tested Income」という。)325が 課税の対象となる。

外国法人は、原則として国外源泉所得が米国の事業所等に帰する場合についてのみ米国事業所得と して課税の対象となる。国外源泉所得で米国事業に帰さない所得について課税されることは基本的に はない。

#### 1.3.2 国外源泉所得の範囲

国外源泉所得の範囲について、内国歳入法第861条で国内源泉所得の範囲を明らかにした上で、第 862 条においてそれ以外のものを国外源泉所得とする構成を取っている。

そのため、米国内の源泉からの所得として扱われるものを先に列挙しそれ以外を国外源泉所得として 認識することとなる。第861条に規定されている国内源泉所得は次のとおりである。

<sup>323</sup> 内国歳入法第957(a): 外国子会社のその議決権又は価額の総額の10%以上を直接又は間接に保有する米国株主(個 人・法人問わず)により、その議決権又は価額の総額の50%を超える株式を所有されている、又は所有されているとみなさ れる CFC とされる。

<sup>324</sup> 内国歳入法第 951 条

<sup>325</sup> 内国歳入法第 951 A 条。株主側で GILTI という属性になる。

- ▶ 原則、米国内の債務者からの利息
- ▶ 原則、米国内法人からの配当
- ▶ 米国内で行われた労働又は人的役務に対する報酬
- ▶ 米国内に所在する資産又は当該資産に対する権利からの賃貸料又は使用料。米国内での特許、著作権、機密加工及び製法、のれん、商標、商標権、フランチャイズ及び同等の資産の使用又は使用の特権に対する賃貸料又は使用料を含む
- ▶ 米国内にある不動産の売却又は交換からの利得、利益及び所得。ただし、不動産がヴァージン 諸島に所在する場合の米国の不動産持分(第897条(c)に定義)の処分による利益、収益、及び 所得は国外源泉所得とする
- ▶ 米国内の棚卸資産の販売又は取引から生じる利得、利益及び所得。
- ▶ 米国内の源泉から派生する保険金受取収入
- ▶ 社会保障給付
- ▶ 保証金

以下の者から直接又は間接的に受け取る金額。

- A) 非法人居住者又は国内法人から受け取る債務保証料。
- B) 外国人から受け取る債務保証料のうち米国内事業に関連する所得。

なお、米国税法における課税が認められる範囲と租税条約において課税が認められる範囲に差異がある場合には、本節 1.1.2 の課税標準のとおり一般的に新しく成立した方が優先するとされている。しかし、租税条約で使われる用語の多くは租税条約にて定義されていない。したがって、租税条約に定めがない場合、条約が適用される時点の国内法上の定義が借用される326。条約で定義されていない

その米国内国法人が支払う配当金の外枠を定める権限を与えている。

<sup>326 1996</sup> 年米国モデル租税条約に倣った文言を持つ条約の場合、条約に基づく米国の不動産の定義は、「締約国の法令に基づき」という文言があり、当該定めは財務省規則第 1.897-1 条(b)に記載されている。同様に、米国の租税条約は、米国に

用語の定義を変更するために議会が制定した法律は、一般的に条約の上書きにはならないとされている<sup>327</sup>。

また、多くの米国租税条約では、「この条約は、締約国の法律又は締約国間の他の協定により、現在 又は将来与えられる利益をいかなる形でも制限してはならない」と定められている。米国財務省の説明 によれば、「この規定は、条約が締約国の居住者の税負担を国内法の下で決定される負担以上に増 加させることがないことを保証するものである」<sup>328</sup>としている。そのため、納税者は国内法と租税条約 のどちらかを選択し、より有利な結果をもたらすほうを利用することができると一般的には解されている 329,330。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>327</sup> 当該箇所は、脚注 329 の Anthony C(2006)のレポートによる。。

<sup>328</sup> Revenue Ruling 84-17, 1984-1 C.B. 308.

<sup>329</sup> Anthony C. Infanti, "Domestic Law and Tax Treaties: The United States," University of Pittsburgh - School of Law, 2006 年

<sup>330</sup> 具体的には、内国法人が国外源泉所得を稼得した場合、配当に関しては所得控除が、その他所得に関しては外国税額控除が認められるところ、外国税額控除が認められる国外源泉所得の範囲に関して、租税条約に国内法の規定にない特別な定めがある場合は当該条約に沿った計算を行う。外国法人が国内源泉所得を稼得した場合、1.1.2 課税標準に記載のとおり、米国内で事業に従事している場合、当該米国事業所得に対する課税と特定の所得に対する課税が存在するが、米国で事業に従事している場合の米国事業所得に対する課税は、米国内で事業に従事しているかどうかに関して、租税条約のPE 規定を代わりに適用したうえで、当該 PE に帰する事業所得のみ連邦政府に課税権があるとする租税条約の事業所得の規定を適用することが選択できる。他方、所得に関して租税条約に特別な定めがある場合には、その範囲に修正した上で、租税条約に減免規定がある場合には、当該規定が適用される。

#### 1.3.3 外国子会社配当の所得控除

## 1.3.3.1 制度の趣旨・背景

2017 年 12 月に成立した TCJA において、他国のトレンドに合わせ、テリトリアル課税を導入するため<sup>331</sup>、一定の要件下、内国法人が一定の外国子会社から受け取る配当に関して、100%の所得控除対象を認める制度が導入された。

これにより、内国法人は、10%の株式価値又は議決権を有している外国法人からの受取配当金のうち、 国外源泉部分については、その所得から控除することができるようになった<sup>332</sup>。

ただし、次の理由により、10%の株式価値又は議決権を有している外国法人からの配当が、100%控除されるケースはあまり存在しないとされている。

- ▶ TCJA で同時に導入された GILTI により CFC の所得は毎期株主レベルで合算される333
- ▶ サブパート F 及び GILTI で合算課税された課税済留保所得からの分配は簿価調整の対象となり、本制度の対象とならない<sup>334</sup>
- ▶ 分配は課税済留保所得から行われたとみなされる順位規定<sup>335</sup>があり、分配が行われた場合には、本制度の対象とならない分配から行われたとみなされる

# 1.3.3.2 制度の構成

米国税法では、内国法人が 10%の株式又は議決権を有している外国法人から受け取った配当のうち、 国外源泉部分について所得からの控除を認めている336。国外源泉のうち、米国内の事業活動に実質

333 内国歳入法第 951 条及び 951A 条

335 内国歳入法第 959 条(c)

<sup>331</sup> 下院レポート(H. Rep. 115-409, at 370 (2017).)

<sup>332</sup> 内国歳入法第 245A 条(a)

<sup>334</sup> 内国歳入法第 959 条(d)

<sup>336</sup> 内国歳入法第 245A 条(c)

的に関連する所得は、米国内源泉所得として米国で課税されるため国外源泉部分に含まれないとされている<sup>337</sup>。10%特定外国法人には、CFC に該当しない受動的外国投資法人(Passive Foreign Investment Company<sup>338</sup>を除く内国法人が株主となっている法人が含まれる<sup>339</sup>。

なお、当該配当に係る外国税額については、外国税額控除を適用することはできない340。

#### 1.3.4 外国税額控除

#### 1.3.4.1 制度の趣旨・背景

米国居住者等<sup>341</sup>及び米国内国法人は全世界所得に課税されるため、国外所得が他国でも課税される際の二重課税緩和措置として外国税額控除制度が規定されている。憲法改正により初めて連邦に課税権が認められた 1913 年の最初の税法では、外国税額は所得控除のみが認められていたが1918 年に外国税額控除が導入されたのち、多くの制度変更を経て現在に至る。現在では、所得控除<sup>342</sup>を原則としたうえで、税額控除は選択制となっており、同一事業年度で両方を併用することはできないこととされている。

338 受動的外国投資法人は、海外に所在し収入又は資産について①企業の総収入の少なくとも 75%が、通常の事業運営に関係のない投資から得ている(内国歳入法 1297 条(b)に定義)、又は②会社の資産の少なくとも 50%がキャピタルゲイン等の形で収入を生み出している法人(内国歳入法 1297 条(e)に基づいて決定)を指す。内国法人が受動的外国投資法人の株式を持分割合にかかわらず直接又は間接に保有する場合、PFIC から一定の分配又は株式の売却益を受ける場合には一定のルールの下課税の対象となる。

340 内国歳入法第 245A 条(d)

341 内国歳入法第 957(c)条に規定。米国市民及び居住者、米国内国法人、パートナーシップ、信託なども含まれる。

342 内国歳入法第 164 条及び 901 条

<sup>337</sup> 内国歳入法第 245A 条(c)(3)

<sup>339</sup> 内国歳入法第 245A 条(b)

外国税額控除は、外国にて課税された所得に対する二重課税を回避するため<sup>343</sup>、納税者に対して、 外国において納付した税額を用いて、課税を減額することを認めている<sup>344</sup>。

#### 1.3.4.2 制度の構成

米国税法では、米国外にて課税された所得に対する二重課税を回避するため<sup>345</sup>、米国内国法人に対して、米国外において納付した税額を用いて、米国における課税を減額する外国税額控除を認めている<sup>346</sup>。

米国内国法人は、米国外で納付した外国法人税について、外国税額控除又は費用計上を毎年選択し申告することができる。外国税額控除を選択した年度においては費用計上が認められず、費用計上を選択した年度においては外国税額控除の使用は認められない。ただし、10年以内であればその選択を修正することは可能である<sup>347,348</sup>。

なお、外国法人税の費用計上は他の租税公課にかかわる控除規定の一部として含まれ、外国法人税に特化した控除規定に基づくものではない。

<sup>&</sup>lt;sup>343</sup> Joint Committee on Taxation, "General explanation of public law 115-97" U.S. Government Publishing Office,2018, p343

<sup>344</sup> 内国歳入法第 901 条(a)及び(b)

<sup>345</sup> Joint Committee on Taxation, "General explanation of public law 115-97" U.S. Government Publishing Office, 2018, p343

<sup>346</sup> 内国歳入法第 901 条(a)及び(b)

<sup>347</sup>申告書の提出日又は申告期限日のどちらか早い方から起算して 10 年以内

<sup>348</sup> 内国歳入法第 6511(d)(3)(A)

# 2. 外国子会社を利用した租税回避の防止措置

## 2.1 サブパート F 税制

# 2.1.1 制度の趣旨・背景

CFC 税制にあたるサブパート F 税制が創設された背景には、外国子会社が生み出す米国外源泉所得について、当時の税制では国外で稼得した所得が分配によって本国へ送還されるまで米国親会社で課税されず、低税率国に設立された外国子会社に利益が蓄積されるなど課税の繰延べが行われていたことへの問題視がある。

## 2.1.2 制度の構成

# 2.1.2.1 概要

サブパート F 税制は、いわゆる米国 CFC 税制であり、特定の外国子会社が稼得する特定の所得 (以下「サブパート F 所得」という。)に対して、実際に配当を受けていなくとも、米国株主の持株割合に 応じ、当該米国株主の所得に合算して課税するというものである。

主たる対象は、保険金又は保険年金契約等に帰せられる所得及び CFC 所在地国で認識する理由の 乏しいベースカンパニー所得である<sup>349</sup>。

<sup>349</sup> H.R. Rep. No. 87-2508 (1962)

# 2.1.2.2 制度の対象となる企業

CFC のその議決権又は価額の総額の 10%以上を直接又は間接に保有する米国株主が合算課税の対象となる<sup>350</sup>。ここでいう米国株主とは、米国市民及び居住者、米国内国法人、パートナーシップ、信託なども含まれるとされており<sup>351</sup>、個人・法人の区別はない。

その背景は、立法目的として、米国内国法人が低税率国に設立する子会社を利用した課税の繰延べを防止するためにあったことから、米国株主が一定の持分を持ち、操作が可能であると思われる CFC が認識する所得を対象としたとされている<sup>352</sup>。

# 2.1.2.3 対象となる外国子会社の範囲

2.1.2.2 に掲げる米国株主により、その議決権又は価額の総額の50%を超える株式を所有されている外国法人、又は所有されているとみなされる外国法人が対象とされる353。

# 2.1.2.4 制度の振分基準

なし。

<sup>350</sup> 内国歳入法第 951(b)、957(c)、958

<sup>351</sup> 内国歳入法第 957(c)条

<sup>352</sup> 下院予算委員会公聴会 Doc. No. 140, 87th Congress

<sup>353</sup> 内国歳入法第 957 (a)

#### 2.1.2.5 制度の適用免除基準

サブパート F は海外で認識する理由に乏しいと考えられる所得の課税の繰延べに網を掛ける点にフォーカスしていることから、CFC が認識する経済的な理由がある所得又はサブパート F 規定の有無にかかわらず米国で課税される所得は免除されている。

サブパート F 税制の対象となる外国子会社が認識する所得のうち以下に該当する所得は、仮に本来 サブパート F 所得に該当する場合であってもサブパート所得から免除される。

具体的な免除基準は、次のとおりである。

▶ 実質関連所得(Effectively Connected Income、ECI。以下「ECI」という。)除外規定354

米国内の事業活動に実質的に関連する所得は、米国内源泉所得として米国で課税されるため、サブパート F 所得から除外される。ただし、米国の締結した租税条約により、当該米国内所得が免税とされる場合、又は当該所得に軽減税率が適用される場合はこの限りではない。

# ▶ 保険金所得除外規定355

一定の要件を満たす CFC 所在国の被保険者から米国外のリスクに関して受け取る保険金所得はサブパート F 所得から除外される。

# ▶ 少額免除制度規定356

外国子会社の年間の外国ベース会社所得と保険金収入の合計が外国子会社のその年の総収入の 5%、又は 1,000 万ドルのいずれか少ない金額に満たない場合、当該年度における外国ベース会社 所得及び保険金収入はサブパート F 所得から除外される。

# ▶ 高税率除外規定357

355 内国歳入法第 953 条(e)

356 内国歳入法第 954 条(b)(3)

357 内国歳入法第 954 条(b)(4)

<sup>354</sup> 内国歳入法第 952 (b)

内国歳入法第 952 条(a)項及び第 953 条において、外国ベースカンパニー所得<sup>358</sup>及び保険金又は保険年金契約等に帰せられる所得は、納税者が、その所得が米国連邦法人税の一律税率である 2 1%<sup>359</sup>の 90%(18.9%)を超える実効税率が外国で課されたことを長官が認める場合、サブパート F 所得から除外することができる。

# ▶ 銀行業・金融業除外規定360

外国子会社が主たる事業として銀行業、金融業を積極的に営み、かつ当該事業について実体のある 活動を行っている場合、外国支配会社が米国外の非関連者の顧客から稼得する一定の所得は、サブパート F 所得から除外される。

## ▶ その他の除外規定361

外国子会社の能動的な事業活動として非関連者から受け取る賃貸料及び使用料、外国子会社の設立国に設立された関連者から受け取る配当及び利息、及び他国の関連者から受け取る能動的な事業活動からの所得を原資とした配当、利息、賃貸料及び使用料等は、サブパート F 所得から除外される。

# 2.1.3 制度における課税範囲

合算対象となるサブパートF 所得は、以下の2つの所得に分けられる362 363。

# ▶ 保険金又は保険年金契約等に帰せられる所得

.

<sup>358 2.1.3</sup> 参照

<sup>359</sup> 内国歳入法第 11 条

<sup>360</sup> 内国歳入法第 954 条(h)

<sup>361</sup> 内国歳入法第 954 条(c)

<sup>362</sup> 内国歳入法第 952 条(a)(b)

<sup>363</sup> 内国歳入法第 952 条(a)(3)-(5)は、国際ボイコット活動に係る所得、国際贈収賄に係る所得、外交関係の良好でない国で発生する所得が含まれるが、本稿においてはこれらの所得に関する論点は割愛する。

## ▶ 外国ベースカンパニー所得

外国ベースカンパニー所得は、以下①から③から構成される364。

① 外国受動的所得<sup>365</sup> 主に配当・利子・使用料・賃貸料などの資産性所得で構成される。

## ② 外国ベースカンパニー販売所得366

主にサブパート F 税制の対象となる外国子会社の設立国以外で製造・生産・栽培・採掘され、 当該設立国以外での使用・消費・除却のため、関連者との取引から生じる所得が含まれる。

③ 外国ベースカンパニー役務所得367

技術・経営・エンジニアリング・建築・科学・工業・商業などの分野において、関連者のために、 又はその代理として、主にサブパート F 税制の対象となる外国子会社の設立国以外で当該 役務を提供することから生じる所得である。

#### 2.1.4 二重課税排除

# 2.1.4.1 外国子会社の所在地国における課税との二重課税の排除

サブパート F 所得が合算された場合、外国にて課税された所得に対する二重課税を回避するため、 納税者に対して、外国において納付した税額を用いて、課税を減額することを認めている<sup>368</sup>。

一般的な外国税額控除の制度目的と同様にサブパート F 所得が合算された場合、二重課税緩和措置として間接税額控除が規定されている。

365 内国歳入法第 954 条(c)

<sup>364</sup> 内国歳入法第 954 条

<sup>366</sup> 内国歳入法第 954 条(d)

<sup>&</sup>lt;sup>367</sup> 内国歳入法第 954 条(e)

<sup>368</sup> 内国歳入法第 960 条(a)

TCJA 以前は外国法人から受け取る配当に関して間接税額控除が規定されていたところ<sup>369</sup>、サブパート F 所得の合算は配当所得の前倒し認識の性格を持っていたため、同条文を適用する形での間接税額控除をすることとされていた<sup>370</sup>。TCJA で配当所得控除の導入により配当に対して間接税額控除は用いられないこととされたが、サブパート F 所得の合算に係る外国税額控除の関係から、間接税額控除制度に係る条文が維持され、サブパート F 所得に係る二重課税排除方法として用いられている。

### 2.1.4.2 本国の課税との二重課税の排除

サブパートF 所得が合算された場合、米国株主が保有する CFC 株式の簿価は増額され、実際の分配時には配当所得とはならず、CFC 株式簿価が減額される371。

本規定は、サブパート F 所得として既に米国で合算課税された CFC の留保所得が分配時に再度課税 所得となる二重課税を防ぐ効果がある。

TCJA において、CFC からの国外源泉配当に 100%所得控除が規定された後も、当制度は温存されている。

# 2.1.5 その他

#### 2.1.5.1 外国子会社の所在地国において連結納税制度等が適用されている場合の取扱い

課税所得の算定においては、サブパート F 所得の計算は、CFC を内国法人かのように取扱い米国税法基準で算定するため372、CFC 所在国の税制や連結納税制度による影響はない。

371 内国歳入法第 961 条

<sup>369</sup> 内国歳入法第 902 条(2017 年以前)

<sup>370</sup> 内国歳入法第 960 条(a)

<sup>372</sup> 米国財務省規則第 1.952-2 条(a)(1)

また、外国税額は、適用免除基準である高税率課税所得かどうかを判定する場合や間接外国税額控除額を計算する場合にも用いられる。いずれの計算においても、米国税法基準で計算した所得に対して、どの程度の外国税額が課されているかを検討することとなる<sup>373</sup>。また、間接外国税額控除に関して、控除する外国税額に関して納税者の恣意的な操作を防止するため<sup>374</sup>の規定があるところ<sup>375</sup>、本規定に関連する財務省規則において、外国でグループ通算制度が適用されている状況における計算方法の例が示されている<sup>376</sup>。

#### 2.2 GILTI 税制

### 2.2.1 制度の趣旨・背景

GILTI 税制は、2017 年 12 月 22 日に成立した TCJA において、100%配当所得控除を規定する際、低税率国に設立した CFC に無形資産所得を移転するインセンティブに歯止めをかけることを目的として新規に導入された制度である<sup>377</sup>。

### 2.2.2 制度の構成

# 2.2.2.1 概要

GILTI は、内国歳入法第 951A 条に規定されており、2018 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用が開始されている。GILTI は、サブパート F のように、特定の資産性所得を合算課税の対象とす

376 米国財務省規則第 1.909-2 条(b)(2)

<sup>373</sup> 外国税額控除に関しては米国財務省規則 1.861-20 条。また、適用免除基準である高税率課税所得かどうかに関しては 米国財務省規則 1.954-1(d)(3)条。

<sup>374</sup> 第 111 議会両院合同委員会。なお、同委員会において、「CFC 所在国で連結納税やグループ課税が適用されていても、外国税額は所得認識の主体、タイミングに合致させて取り込む必要がある。」旨の説明が行われている。

<sup>375</sup> 内国歳入法第 909 条

<sup>377</sup> 上院歳入委員会 TCJA「Explanation」

るものではなく、CFC が認識する所得全般を対象としている。国外所得について、CFC の有形資産所得の税務簿価の 10%を超える収益は知的財産又はその他の無形資産に由来する所得であると認定し、これを米国株主側378で合算して課税するものである379。

その際、無形資産に帰する所得を個々に認定するのは負荷が高いことから計算式に基づいて有形資産に帰する所得を認定し残りは全額無形資産に帰する所得であると認定することで便宜的に対応している。また、GILTIに対応する外国法人税の80%のみを外国税額控除の対象とすることにより米国外で法人税を支払うインセンティブを低下させる、という基本フレームワークに基づき設計されている380。

## 2.2.2.2 制度の対象となる企業

サブパート F と同様に設定されており、CFC の議決権株式又は株式の価値の 10%以上を直接又は間接に保有する米国内国法人及び米国人が対象となる<sup>381</sup>。

## 2.2.2.3 対象となる外国子会社の範囲

サブパート F と同様に設定されており、議決権株式又は株式の価値の 50%超を米国株主により直接 又は間接に保有されている外国法人をいう<sup>382</sup>。

380 上院歳入委員会 TCJA「Explanation」

382 内国歳入法 957(a)

88

<sup>378</sup> 内国歳入法第 957(c)条に規定。米国市民及び居住者、米国内国法人、パートナーシップ、信託なども含まれる。

<sup>379</sup> 同上

<sup>381</sup> 内国歳入法 951(b)

# 2.2.2.4 制度の振分基準

なし。

# 2.2.2.5 制度の適用免除基準

CFC が認識する所得のうち次のものは GILTI 計算の基となる Tested Income から除外される。

具体的な免除基準は、次の2通りである。

米国内事業関連所得、サブパートF所得、高税率のため免除の対象となるサブパートF所得、関連者からの配当所得、米国外オイル・ガス所得は、Tested Income から除外される<sup>383</sup>。

また、米国内国法人税率の 90%超の実効税率の対象となる高税率課税所得384を当該 CFC の支配米国株主の選択により、GILTI 計算の基となる Tested Income から除外選択することが可能である385。

適用免除基準が設けられた趣旨は、低税率国への所得移転に網を掛けるための規定であるため<sup>386</sup>、 米国法人税率の 90%超の税率の対象となっていれば、低税率国への移転の動機が弱まるという考え に基づいている<sup>387</sup>。また、Tested Income からの免除は既に他の内国歳入法等で合算されている所 得の二重課税を防ぐ意図がある<sup>388</sup>。

<sup>383</sup> 内国歳入法第 951A 条(c)(2)(A)

<sup>384</sup> 現状、米国法人税率 21%の 90%に相当する 18.9%超

<sup>385</sup> 財務省規則 1.951A-2(c)(7)

<sup>386</sup> 上院歳入委員会法案説明 370

<sup>387</sup> 上院歳入委員会法案説明 371

<sup>388</sup> 上院歳入委員会法案説明 366

# 2.2.3 制度における課税範囲

GILTI 税制における課税範囲は次のとおり計算される。まず、CFC レベルにおいて Tested Income 又は Loss を算定し、それから、米国株主レベルにおいて、米国株主の保有する全 CFC の株式所有割合に応じた Tested Income と Loss を通算し、Net Tested Income を算定する。次に、Tested Income を計上している各 CFC が保有する米国税法ベースの有形償却資産のネット税務簿価の自己持分相当額を合算し、10%を乗じた金額から CFC の特定の支払利息の持分相当額を差し引いて、みなし有形資産所得を算定し、Net Tested Income からみなし有形資産所得を差し引くことにより GILTI 合算額を確定する389。

(算式)

Tested Income - Loss = Net Tested Income

(Tested Income を計上している各 CFC 保有する米国税法ベースの法定償却を加味した有形償却資産のネット簿価の自己持分相当額)×10% - 特定支払利息 = みなし有形資産所得

Net Tested Income - みなし有形資産所得 = GILTI 合算額

最後に、米国株主の課税所得額を上限として、GILTI 合算額に対して 50%相当額の所得控除が認められている<sup>390</sup>。

<sup>389</sup> 内国歳入法第 951A 条(b)

<sup>390</sup> 内国歳入法第 250 条(a)(1)(B)

# 2.2.4 二重課税排除

# 2.2.4.1 外国子会社の所在地国における課税との二重課税の排除

GILTI に対応する外国法人税の 80%が外国税額控除の対象となる<sup>391</sup>。GILTI に対する外国税額控除の計算時には GILTI、国外支店所得、受動的所得<sup>392</sup>、一般所得<sup>393</sup>は別々のカテゴリーとされ、別個の計算が行われることが定められている。

## 2.2.4.2 本国の課税との二重課税の排除

上述の 2.2.3 のとおり、米国税法は、GILTI が合算された場合に合算対象となる GILTI の 50%を所得控除することを認めている。なお、個人株主にも GILTI は適用されるが、当該特別控除は設けられておらず、100%が課税対象となる。

また、米国内国法人が受領した配当として取り扱われる金額で GILTI の額に帰属するものがあれば その合計額の 50%の所得控除を認めている<sup>394</sup>。

当該所得控除は GILTI に対する実効税率を通常の 50%とする狙いがあるが<sup>395</sup>、課税所得額が上限と される影響で常に目的が達成されるとは限らないものとなっている。具体的には、課税所得額の計算 については米国財務省規則 163 条(j)に定める支払利息の損金算入制限や繰越欠損金等を含むす

392 内国歳入法第 954(c): 外国個人持株会社の所得(foreign personal holding company income)と定義され、主に配当、利子、ロイヤルティ、賃料、年金、信託、パートナーシップ等に関する所得を指す。

<sup>391</sup> 財務省規則 1.960-2(c)

<sup>393</sup> 一般所得は、GILTI、国外支店所得、受動的所得を除いた残りとされる。

<sup>394</sup> 内国歳入法第 250 条(a)(1)(B)

<sup>395</sup>上院歳入委員会 TCJA「Explanation」

べての規定を加味した後の金額となるため、課税所得額の上限を超えた場合は超過分<sup>396</sup>については 実質 21%の課税となるためである。

なお、本規定に関して、米国財務省が2021年5月に発表した2022年度歳入案の説明においては、 米国企業が実際に負担する実効税率を下げるため米国企業が利益や事業を国税に移転させるインセンティブとなっているという指摘もなされている<sup>397</sup>。

#### 2.2.5 その他

# 2.2.5.1 所在地国において連結納税制度等が適用されている場合の取扱い

課税所得の算定においては、GILTIの計算は、法人単位に適用され内国法人かのように取扱い米国税法基準で算定するため<sup>398</sup>、CFC 所在国の税制、連結納税制度による影響はない。

また、GILTI 税制においては、サブパート F 税制と同様に、適用免除基準である高税率課税所得かどうかを判定する場合や間接外国税額控除額を計算する場合に外国税額を用いることになる399。

<sup>396</sup> 内国歳入法第 250 条(a)(2):具体的計算方法としては、外国に由来する無形資産所得(FDII)及び GILTI の所得控除の合計額が外国に由来する無形資産所得及び GILTI の合計を超えた場合、当該超過額は FDII と調整をした金額が減額される。

<sup>\*\*</sup>Signature\*\* \*\*Signature\*\* \*

<sup>398</sup> 米国財務省規則 1.952-2 条(a)(1)

<sup>399</sup> 外国税額控除に関しては米国財務省規則 1.861-20 条。また、適用免除基準である高税率課税所得かどうかに関しては 米国財務省規則 1.954-1(d)(3)条。

#### 2.3 CAMT

## 2.3.1 制度の趣旨・背景

CAMT は、2022 年 8 月 16 日に成立したインフレ削減法(Inflation Reduction Act、IRA。以下「IRA」という。)で導入されている。CAMT は財務諸表利益ベースであり、2017 年以前に規定されていた代替ミニマム税とは異なる制度である。

法人税率が 21%であるにもかかわらず、大手企業 200 社程度が税法上の特典を活用して法人税の会計上の所得に対する負担率を 15%未満に圧縮している実態に対応すべく導入されたといわれている400。

### 2.3.2 制度の構成

## 2.3.2.1 概要

2023 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度について、法人の調整後財務諸表所得(Adjusted Financial Income、AFSI。以下「AFSI」という。)に対して 15%を乗じた金額から CAMT 外国税額控除を控除した金額(以下「暫定ミニマム税」という。)と通常の外国税額控除を考慮した後の法人税額(以下「通常法人税」という。)を比較し、暫定ミニマム税が通常法人税を超過する場合、差額を CAMT の対象として課税する制度である。

一旦納付された CAMT は、将来課税年度に通常法人税が暫定ミニマム税を超過する場合、超過額を限度に税額控除することができる。

CAMT は通常、過年度3年平均年間 AFSI が10億ドルを超える大企業に適用される401。

また、財務省及び内国歳入庁は、2022 年 12 月 27 日付で CAMT に関する通達を発行し、規制案が発行されるまでの間、CAMT の適用に関する暫定ガイダンスを提供している。当該ガイダンスに関する

<sup>400</sup> Senate Democrats' Summary: CLOSING TAX LOOPHOLES IN THE INFLATION REDUCTION ACT OF 2022

<sup>&</sup>lt;sup>401</sup> 内国歳入法第 55 条(b)(2)及び第 59 条(k)

パブリックコメントでは、本通達に記載されている事項や今後のガイダンスで取り上げられる可能性のある事項に関して30以上の質問を投げかけている<sup>402</sup>。

#### 2.3.2.2 制度の対象となる企業

CAMT 対象法人は、小規模法人<sup>403</sup>、規制投資法人<sup>404</sup>、不動産投資信託<sup>405</sup>を除く米国税務上法人課税の対象となる法人で、3 年平均 AFSI テストを満たす者<sup>406</sup>とされている。

- 3 年平均 AFSI テスト<sup>407</sup>の概要は、以下のとおり。
- ▶ テスト対象年度の過去 3 課税年度の<sup>408</sup>の平均 AFSI が 10 億米ドルを超過する場合(以下「第1 テスト」という。)。なお、平均 AFSI を算定する際、繰越欠損金控除は適用しない<sup>409</sup>。

403 内国歳入法第 1361(a)(1)に規定される小規模法人とは、Small business corporation の訳出でパートナーシップとは異なるが、構成員課税の適用対象となる事業体を指す。小規模法人の要件は、当該法人を直接保有する株主のすべてが米国居住者であること、株主数が 100 名以下であること及び 1 種類の株式のみを発行していることの 4 要件をすべて満たす必要がある。

- 404 内国歳入法第851条に規定される規制投資法人とは、Regulated Investment Companies の訳出で米国法人課税の対象となる一方で支払配当を損金算入することができる事業体である。規制投資法人は投資会社として証券取引委員会に登録されていること、所得の90%以上が配当、利子、キャピタルゲインから成るなど一定の要件を満たす事業体である。
- 405 内国歳入法第856(a)条に規定される不動産投資信託とは、Real Estate Investment Trustsの訳出で、法人、信託又たは団体を指す。1名以上の代表取締役等によって管理される譲渡可能な受益権の証明書によりその所有が証明され、100名以上の者がその受益権を保有するものである。

<sup>407</sup> Notice2023-7, (b) AFSI tests, 内国歳入法第 59(K)(1)

<sup>402</sup> 通達 2023-7 が通知されてから 60 日以内。

<sup>406</sup> 内国歳入法第 59 条(k)

<sup>408</sup> Section59(k)(1)(E), 課税期間の短い法人については、短期間の AFSI を乗じることにより年率化される。

<sup>409</sup> 内国歳入法第 56(A)(d)

- ▶ 国外に親を持つ多国籍グループ<sup>410</sup>の一員である法人については、米国内国法人及びその傘下 <sup>411</sup>の CFC に関して第1テストを 1 億米ドルに減額して適用。さらに異なる基準で計算する AFSI が国外親会社グループ全体で過去 3 課税年度年間平均額が 10 億米ドル超となる場合。
- ▶ 外国法人が米国において支店形態で事業を行っている場合、当該支店は、当該外国法人が 100%所有する独立した内国法人として取り扱うものとする<sup>412 413</sup>。

## 2.3.2.3 対象となる外国子会社の範囲

AFSI の合算対象となる外国子会社の範囲は、内国歳入法第 52 条(a)又は 52 条(b)の規定により (i)50%超の株式所有により連結されたグループ、又は(ii)5 人以下の同一の個人等に属している場合 に対象となる。

#### 2.3.2.4 制度の振分基準

なし。

## 2.3.2.5 制度の適用免除基準

上述の規定で CAMT 対象法人となる場合においては、特に免除規定は設けられていない。

<sup>410</sup> 内国歳入法第 59(k)(2)(B)

<sup>411</sup> CFC に対する持分の割合に準じて米国親会社が CFC 側の AFSI に準じる額を自己の AFSI に含めて計算する。

<sup>&</sup>lt;sup>412</sup> 内国歳入法第 59(k)(2)(C)

<sup>413</sup> Notice2023-7, (b) AFSI tests

#### 2.3.3 制度における課税範囲

AFSI の計算は、内国歳入法第 451 条(b)(3)で定義された財務諸表上の利益又は財務長官が規則やその他のガイダンスで指定した財務諸表上の利益からスタートしたうえで、一定の調整をすることとされている。

ここでいう適用可能な財務諸表414は、次のものをいう。

- A) US GAAP ベースの財務諸表であって、以下のもの。
  - (i) 米国証券取引委員会に提出する 10-K 又は株主に対する年次報告書
  - (ii) 納税者の監査済財務諸表
  - (iii) 納税者が連邦税以外の目的で他の連邦機関に提出したもの
- B) IFRS に基づいて作成され、米国証券取引委員会に相当する外国の政府機関であって当該委員会が要求する基準同様に強固な報告基準を有する機関に対して提出する財務諸表(ただし、(A)号に掲げる納税者の財務諸表が存在しない場合に限る)、又は
- C) 納税者が、長官が指定する他の規制機関又は政府機関に提出した財務諸表。ただし、上記 (A) 又は(B)の財務諸表がない場合のみ。

また、適用可能な財務諸表に対して行う一定の調整は、次のとおり。

- ▶ 一般的な調整<sup>415</sup>。これらの調整は基本的には通常の法人税との比較可能性を担保するため<sup>416</sup>に規定されているとされるが、明確な立法趣旨にかかわる議会の記録は乏しい。調整にかかわる細部は財務省による規則策定に委ねられている。
  - ① 異なる課税年度を対象とする財務諸表

<sup>414</sup> 内国歳入法第 451(3)Applicable financial statement

<sup>415</sup> 内国歳入法第 56A(C)

<sup>416</sup> 課税年度と会計年度、財務諸表に含まれる申告法人数の単位が異なると比較にならないので合致させるという意味。

適用される財務諸表が課税年度以外の期間を対象としている場合、調整財務諸表 所得において適切な調整を行う。

### ② 関連会社に対する特例

#### A) 連結財務諸表

法人の業績が企業グループの「適用可能な財務諸表」にて報告されている場合 には、当該財務諸表を適用可能な財務諸表として扱う<sup>417</sup>。

#### B) 連結納税

法人がある課税年度について連結納税グループの一員である場合、当該課税 年度の当該グループの AFSI は、当該グループを含む財務諸表に基づく AFSI を 当該グループに適切に配分した金額。

### C) 配当金及びその他の金額の取扱い

連結納税グループ外の法人の所得に関しては配当所得及び税法に基づき合算される所得のみ加味。ただし、CFC 合算課税の対象となるサブパート F 所得・GILTI はこの規定に基づく取り込みの対象にはならないが、CFC の AFSI 同様の所得の所有持分相当額を別途取り込み。

- ③ パートナーシップのパートナーは、AFSI としてパートナーシップレベルの AFSI のパートナー配賦相当額のみを含む。
- ④ 外国法人の AFSI は、第882条(実質的関連所得)の原則に基づき決定される。
- ⑤ 支店扱いされる事業主体(Disregarded Entity)を所有する法人の AFSI は Disregarded Entity の AFSI を含む。

<sup>417</sup> 内国歳入法第 451(b)(5)Group of entities

# 2.3.4 二重課税排除

# 2.3.4.1 外国子会社の所在地国における課税との二重課税の排除

外国税額控除の適用を選択する法人は、暫定ミニマム税算定時に CAMT 外国税額控除を差し引くことができる。

- ▶ CAMT 外国税額控除の対象となる法人税は、AFSI に含まれる CFC の利益に帰属し、米国税法 基準で控除タイミングを満たしている CFC 外国法人税の米国株主持分相当額。また、米国内国 法人が直接支払う外国法人税<sup>418</sup>。
- ▶ CFC に関わる CAMT 外国税額控除は AFSI に含まれる CFC の利益に 15%を乗じた金額が上限 (以下「CAMT 制限枠」という。)。

# 2.3.4.2 本国課税との二重課税の排除

上述の 2.3.3 のとおり、米国税法は、CFC 合算課税の対象となるサブパート F 所得、GILTI はこの規定に基づく取込みの対象にはならない。

## 2.3.5 その他

### 2.3.5.1 所在地国において連結納税制度等が適用されている場合の取扱い

CAMT は CFC 単位の AFSI を米国株主が持分の割合に応じて自己の AFSI として加算するので、国外の連結納税制度には影響を受けない。

\_

<sup>418</sup> 内国歳入法第 59 条(I)

# 2.4 外国子会社を利用した租税回避の防止措置間の適用関係

各税制の概要とそれぞれの税制の関係は次のとおりである。

上述のとおり、CFC の 10%以上の持分を保有する米国内国法人は、サブパート F 及び GILTI の下で 課税される。GILTI の計算においてはサブパート F 所得及び高税率のため免除の対象となるサブパート F 所得は除外されるため、両者の課税範囲は重ならないと解される。

次に、2022 年 8 月に成立した IRA で導入された CAMT は、50%超の株式所有により連結されたグループの AFSI に対して 15%を乗じた金額から暫定ミニマム税と通常の外国税額控除を考慮した後の通常法人税とを比較し、暫定ミニマム税が通常法人税を超過する場合、差額を CAMT の対象として課税する制度であるが、AFSI の計算に関して CFC 合算課税の対象となるサブパート F 所得及び GILTI はこの規定に基づく取り込みの対象にはならないとしているため課税範囲は重ならないと解される。

税制合同委員会は、CAMT の対象となる納税者は年間約 150 社程度と推定している<sup>419</sup>。複雑な集計ルールが適用されることから、納税者の特定は困難であるため、GILTI 及びサブパート F との課税に関する影響及び詳細な分析は、今のところ公開資料から確認できない。

99

<sup>419</sup> 税制合同委員会 "Proposed Book Minimum Tax Analysis by Industry" (https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/jct analysis book minimum.pdf 閲覧日:2023年3月15日)

## 2.5 GloBE ルール等を踏まえた直近の制度の改正動向

米国財務省による 2022 年度歳入案の解説では、税源浸食・濫用防止税制 (Base Erosion and Anti-Abuse Tax。以下「BEAT」という。) 420の改正提案421の中で、GloBE ルール等に言及している箇所がある422。

「・・・また、BEAT のターゲットとするアプローチも、根本的な問題として、多国籍企業が低税率の国・地域で所得を申告するインセンティブとなる法人税率を巡る、最低税率競争が存在するためである。このような最低税率競争は、米国が必要な歳入を得るための法人税率を維持することを妨げている。また、米国を拠点とする多国籍企業が、海外収益に課税しない低税率の管轄区域に本社を移転する動機付けにもなっている。その結果、企業の利益や経済活動が低税率の国や地域に移され、米国の課税基盤が損なわれ、米国の雇用や投資が失われることになる。」

「このような最低税率競争は、米国に拠点を置くかその他の地域に拠点を置くか、またその所得が米国で得られるかその他の地域で得られるかにかかわらず、あらゆる多国籍企業が得る所得に最低税率が適用されるようにすることで阻止することができる。」

「政権は、CFC を通じて得た所得について、米国を拠点とする企業が管轄地域ごとの最低税率を確実に確保できるよう、GILTI 制度を改革する別案を盛り込んでいる。CFC 以外の事業体にも適用される同様のルールは、企業が例えば外国の司法管轄区に転化することで最低税率を回避できないことを確実にするために必要である。」

<sup>420</sup> 内国歳入法第59A条: GILTI やサブパート F 規定と並び、外国子会社を利用した租税回避防止の代表的な規定に BEAT がある。BEAT は国外関連者への支出に基づく費用控除を加算して算定された修正課税所得に一定の税率を乗じることで 算出された税額が、通常の方法で算出された法人税額を超える場合、その超過分が税源浸食ミニマム税として、通常の税額に加算される。BEAT は GILTI やサブパート F とは関係なく適用されている。

<sup>421</sup> 米国財務省が予算案と共に公式に発表しているもので、税に関する提案や税制改正について分かりやすくカタログ化したもの。Greenbook ともいう。

「さらに、OECD 及び G20 参加メンバーの「BEPS に関する包括的枠組みプロジェクト Pillar2」423の支援の下、米国と国際社会は、米国と他の法域をより公平な競争条件に置く形で、税率に関する最低税率競争を終わらせる助けとなる最低課税に関する包括的合意について交渉中である。」

「この合意には、「世界最低税制の見直し、非課税所得に帰属する控除の無効化、所得転嫁の制限」で説明した最低税の提案と同様に、法域ごとに課せられる「所得転嫁ルール」の採用が含まれることになるだろう」。

「政権は、Pillar2の合意が成立した場合、各国・地域が所得包含ルールを採用するインセンティブを確保するための強力な措置が必要であると判断している。」

OECD "BEPS Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting, International collaboration to end tax avoidance (<a href="https://www.oecd.org/tax/beps/BEPS">https://www.oecd.org/tax/beps/BEPS</a>, <a href="https://www.oecd.org/tax/beps/BEPS">https://www.oecd.org/tax/beps/BEPS</a>, <a href="https://www.oecd.org/tax/beps/BEPS">https://www.oecd.org/tax/beps/BEPS</a> (<a href="https://www.oecd.org/tax/beps/BEPS">https://www.

#### 第3節 EU

EU 加盟国の税制は欧州連合指令の制約を受けることになるため、本節では、1.において欧州連合指令の意義を、2.において CFC 税制に関連する欧州連合指令の概要を整理したい。

#### 1. 欧州連合指令(EU Directive)の意義

EU は、主権国家ではないため、課税権限はあくまで個々の加盟国に存している。しかしながら、2007年にリスボン条約で署名された EU の機能に関する条約(Treaty on the Functioning of the European Union)の第 114条は、各加盟国における法令の調和を EU の機能の一つとしている。このような法令の調和に関する施策については、基本的には EU 機関における多数決により決定されるものの、第 114条第 2 項において、税に関する問題は多数決を基本とする通常の意思決定手続きの対象から外した上で、第 115条において、EU の意思決定機関である理事会(Council)による全会一致の対象としている。そしてさらに、第 115条において、理事会は、各加盟国における法令の調和のための指令(Directive)を発することができるとしている。

EU の機能に関する条約第 288 条第 3 項によると、欧州連合指令はその目的を達するために、対象となる各加盟国を拘束するが、様式や手法の選択については各国政府当局に任されている。

つまり、指令は、EU 加盟国における市民や法人に直接適用されて市民や法人を拘束するものではなく、あくまで各加盟国の政府に向けて、指令の目的を各加盟国政府が国内法令の形で実施することを指令するものである。EU 加盟国は、指令に従って、国内法令を制定することになる。また、指令はその目的の達成を求めているものであり、各加盟国は国内法令の制定の際に指令内容よりも厳しい内容の法令を定めることができる。その意味において、指令は、最低基準としての役割を果たしていると言える424。

<sup>&</sup>lt;sup>424</sup> Kofler et al., Controlled Foreign Company Legislation, (2020, IBFD), p. 18.

# 2. 租税回避防止指令の概要

#### 2.1 租税回避防止指令の制定の背景

OECD における BEPS プロジェクトの進展と報告書の発表を踏まえて、EU は、2016 年 1 月に、CFC 税制に係る基準案を含む租税回避防止パッケージ(Anti Tax Avoidance Package)を発表している 425。

この租税回避防止パッケージは、過度なタックスプランニングを防止し、税に係る透明性を推進し、EUにおけるすべての企業にとっての公平な競争の土壌を整備するための具体的な措置を提案するものであった。具体的な措置として、下記の租税回避防止指令(Anti Tax Avoidance Directive)や、行政協力指令(Administrative Cooperation Directive)の改正による多国籍企業による国別報告書の提出が提案されており、EU加盟国が租税回避に対して協調して対応することを目的としていた。

当該租税回避防止パッケージに含まれる租税回避防止指令案は、EU 加盟国が過度なタックスプランニングの一般的類型に対して適用すべき措置を提案するものであり、CFC 税制の他にハイブリッド・ミスマッチ・ルール、過少資本税制、一般的租税回避否認規定といった主要ルールについて、EU における法人税分野の租税回避に対抗する最低基準を定めることを目的としている。

2016 年 6 月に EU の理事会は租税回避防止指令(Council Directive (EU) 2016/1164)を採択している<sup>426</sup>。

当該租税回避防止指令は、前文の(12)にて、CFC 税制に関して指令を発するにあたっての考え方に ついて以下のように説明している。

「CFC 税制は、軽課税である支配下の子会社の所得を親会社に再配分する効果を持つものである。 各国の政策優先度に従い、CFC 税制は、軽課税子会社全体、特定のカテゴリーの所得又は人為的に 子会社に移された所得を対象にし得る。特に、人為的に子会社に移された所得を CFC 税制の対象に

European Commission, January 2016, Anti Tax Avoidance Package: <a href="https://taxation-customs.ec.europa.eu/anti-tax-avoidance-package">https://taxation-customs.ec.europa.eu/anti-tax-avoidance-package</a> en

<sup>426</sup> Council of the European Union, July 2016, Anti Tax Avoidance Directive: <a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L..2016.193.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2016:193:TOC">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L...2016.193.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2016:193:TOC</a>

している国の場合は、BEPS で示された課題にバランスよく対応する観点から、子会社に所得を生じさせるための意思決定の大部分が納税者の所在する EU 加盟国内で行われた場合に限定することが重要である。行政負担及びコンプライアンス負担軽減の観点から、利益額や利益率が少なく、租税回避リスクの少ない事業体を免除することも理解できる。」

このように、租税回避防止指令は、EU 加盟国における CFC 税制の枠組みを規定するものではあるものの、合算対象所得については必ずしも一律に規定するものではなく、それぞれの EU 加盟国が政策目的に応じて選択することを前提としている。また、税務行政の執行の観点から合算対象事業体の範囲を調整することも許容されている。

## 2.2 租税回避防止指令の内容

## 2.2.1 租税回避防止指令と CFC 税制

CFC 税制の枠組みに関して、租税回避防止指令の第7条が CFC 税制の対象とすべき範囲、合算所得及び適用免除を定めており、第8条が合算所得の計算方法を定めている。

## 2.2.2 合算対象となる事業体の範囲

その所得が納税者の所在する EU 加盟国において税の対象になっていない事業体及び PE が以下のような条件を満たした場合に、CFC とみなされる。427

(a) 納税者及び関連者が直接又は間接に 50%以上の議決権、資本あるいは利益を受ける 権利を保有しており、かつ

<sup>427</sup> 租税回避防止指令第7条第1項

(b) 事業体又は PE により実際に納税された法人税額が、納税者の EU 加盟国の法人税率を適用した場合の法人税額と、事業体又は PE により実際に納税された法人税額との差額より小さい場合

また、租税回避防止指令は、事業体だけでなく PE も対象にしている。この点について、租税回避防止指令の前文(12)は、法人税負担が低い PE を合算対象にすることは必要とする一方で、免税措置などを受けていないような PE まで合算対象にする必要はないとしている。

## 2.2.3 合算所得の範囲

事業体や PE が CFC であるとみなされる場合、以下のような所得を納税者の課税ベースに合算する (a)と(b)の二つの方式がある428。

- (a) 以下のようなカテゴリーに由来する、配当されていない事業体の所得若しくは PE の所得を 合算対象とする:
  - (i) 金融資産によって生み出された利子あるいは他の所得
  - (ii) 知的財産権から生み出されたロイヤリティあるいは他の所得
  - (iii) 配当及び株式の譲渡による所得
  - (iv) フィナンシャルリースによる所得
  - (v) 保険、銀行及び他の金融活動からの所得
  - (vi) 関連企業と商品やサービスの経済的価値をほとんど加えず売買するインボイス事業からの所得

<sup>428</sup> 租税回避防止指令第7条第2項

- (b) 上記(a) (i)から(vi)の所得ではなく、税に関して利益を得ることを主目的とした作為的(non-genuine)なアレンジメントから生じた所得を合算対象にすることもできる。なお、作為的なアレンジメントとは、下記(i)又は(ii)の要件に該当するものをいう。
  - (i) 事業体や PE が資産を保有していない場合
  - (ii) 当該事業体又は PE が、実質的な人的機能を備え、利益獲得に重要な役割を果たしている企業にコントロールされていなかったならば、所得に伴うリスクを負わなかったと考えられる場合

租税回避防止指令の前文(12)では、合算所得の範囲は各加盟国の政策目的に応じていずれかを選択することが認められているが、課税所得の範囲に関しては租税回避防止指令に従うことが求められている。

#### 2.2.4 適用免除

第7条第2項から第4項までは、適用免除についても定めている。

まず、合算所得に係る前述の(a)の方式について、CFC 税制の範囲は、活動が行われていないところに所得が移転しているという BEPS の懸念への対応措置として比例的であるべき、という考え方から、CFC がスタッフ、設備、資産及び事業所を備えて実質的な活動を行っており、それが事実関係によって明らかになっているときには合算の対象にしてはならないとされている。ただし、CFC が欧州経済領域(European Economic Area)協定の非加盟国に存するときには、実質的な活動を行っている場合であっても、EU 加盟国は当該 CFC を合算対象とすることを選択することもできるとされている。

また、租税回避リスクが低い場合の執行・コンプライアンスコスト低減の観点から、加盟国が前述(a)の方式を適用する場合であっても、(a)のカテゴリーの所得が事業体の所得の3分の1以下であるときには、CFC とみなさない取扱いをすることもできる429。

<sup>429</sup> 租税回避防止指令第7条第3項

加盟国は、前述(b)の方式を適用する場合にも同様に、執行・コンプライアンスコスト低減の観点から、以下のような事業体又は PE を CFC 税制の対象外と取扱うこともできる430。

- (i) 会計上の利益が 75 万ユーロ以下かつ事業外所得が 7 万 5,000 ユーロ以下、又は
- (ii) 会計上の利益が事業費用(operating costs)の 10%以下

租税回避防止指令の前文(12)では、2.2.3 のように、合算所得の範囲を各加盟国の政策目的に応じて選択することに加え、このように税務行政執行及び税務コンプライアンスコストの観点から合算対象事業体の範囲を調整することも許容されている。

## 2.2.5 二重課税排除

## 2.2.5.1 外国子会社の所在国の課税との二重課税排除

第8条第7項は、日本の CFC 税制に係る租税特別措置法第66の7条の規定と同様に、事業体や PE が納付した税額について、納税者の所在地国の税額計算において控除を認めるべきであるとして いる。

#### 2.2.5.2 本国の課税との二重課税排除

第 8 条第 5 項において、事業体が納税者に配当を行いそれが納税者の課税所得に含まれる場合、 CFC 税制で合算対象とされた所得は、納税者における配当に係る所得の計算から控除されるべきとし ている。

第8条第6項おいては、納税者が事業体の持分の譲渡を行い、その譲渡益が CFC 税制で合算所得の対象とされた場合、当該金額は納税者における譲渡益課税の対象から控除されるべきとしている。 なお、譲渡損については特段言及されていない。

<sup>430</sup> 租税回避防止指令第7条第4項

# 第4節 ドイツ

本節の 2.では、ドイツにおける CFC 税制(以下「ドイツ CFC 税制」という。)を取り上げて説明する。

# 1. 法人の所得課税における課税範囲

### 1.1 概要

# 1.1.1 納税義務者

原則として、法人がドイツにおいて登記された事務所を有する場合又は実質的な管理の場所<sup>431</sup>を有する場合には、法人所得税法(Körperschaftsteuergesetz)に基づき全世界所得に対して法人所得税 (Körperschaftsteuer)の課税対象となり<sup>432</sup>、登記された事務所又は実質的な管理の場所のいずれもドイツ国内に有さない外国法人で、ドイツ国内において一定の所得<sup>433</sup>が発生した場合には、ドイツ国内源泉所得を有するものとして法人所得税の課税対象となる<sup>434</sup>。

また、法人所得税のほか、法人所得税額に基づく連帯付加税(Solidaritätszuschlag)<sup>435</sup>に加え、地方税である営業税(Gewerbesteuer)が課される<sup>436</sup>。

税対象額の 0.825%)である。連帯付加税はパートナーシップ形態の会社に対しても法人と同様に課される。

-

435 連帯付加税とは、東西ドイツ統一にあたり旧東独支援を目的として創設された税であり、税率は法人所得税額の 5.5%(課

<sup>431</sup> 管理の場所とは、法人の営業に関する決定が日常的に行われている場所であり、役員が働く場所である。

<sup>432</sup> 法人所得税法第1条第1項及び第2項

<sup>433</sup> 一定の所得には、国内における農業及び林業からの所得、営業からの所得及び不動産の賃貸収入等が含まれる。

<sup>434</sup> 法人所得税法第2条

<sup>436</sup> 営業税法第1条

# 1.1.2 課税標準

法人所得税の課税標準は、ドイツ商法基準による税引前当期純利益とし、税法による一定の調整が行われる<sup>437</sup>。営業税の計算においては、法人所得税法に基づき算出した課税所得にさらなる調整が加えられる<sup>438</sup>。

#### 1.1.3 税率

ドイツにおいて法人に課される主な税は、法人所得税と連帯付加税、営業税である。法人所得税の税率は 15%である。このほかに、連帯付加税として法人所得税額の 5.5%が課税される<sup>439</sup>ため、法人所得税と連帯付加税の合計税率は 15.825%となる。

営業税の税率は、基本税率の 3.5%440を基礎とし、各自治体が定める賦課率(Hebesatz)が乗じられて営業税額が算出される441。 賦課率は最低 200%で上限はない442。

ドイツ主要都市の営業税率は次のとおりである443。

都市	基本税率	賦課率	営業税率
デュッセルドルフ	3.5%	440%	15.4%

<sup>437</sup> 法人所得税法第8条第1項

https://www.dihk.de/de/themen-und-positionen/wirtschaftspolitik/steuer-und-finanzpolitik/hebesaetze-56878>

(URL 閲覧日: 2023 年 2 月 21 日)

<sup>438</sup> 営業税法第8条及び第9条

<sup>439</sup> 連帯付加税法第4条

<sup>440</sup> 営業税法第 11 条第 2 項

<sup>441</sup> 営業税法第 16 条第 1 項

<sup>442</sup> 営業税法第 16 条第 4 項

<sup>443</sup> Deutsche Industrie- und Handelskammer, "Hebesätze deutscher Städte und Gemeinden 2021," <

フランクフルト	460%	16.1%
ハンブルク	470%	16.45%
ミュンヘン	490%	17.15%
シュトゥットガルト	420%	14.7%
ベルリン	410%	14.35%

デュッセルドルフを例にすると、法人所得税、連帯付加税及び営業税を合わせた概算合計税率は、次のとおりとなる。

法人所得税率	15%
連帯付加税率	0.825% (法人所得税率 15%×5.5%)
営業税率	15.4% (営業税基本税率 3.5%×デュッセルドルフの賦課率 440%)
合計税率	31.225%

なお、ドイツにおける法人の法人所得税、連帯付加税及び営業税を含めた平均実効税率は、29.84%である<sup>444</sup>。

<u>steuern-im-internationalen-vergleich-2021.pdf?</u> <u>blob=publicationFile&v=10</u>>(URL 閲覧日:2023 年 2 月 21 日)

-

Bundesministerium der Finanzen, "Die wichtigsten Steuern im internationalen Vergleich 2021," p.14 <a href="https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschueren\_Bestellservice/die-wichtigsten-">https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschueren\_Bestellservice/die-wichtigsten-</a>

#### 同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得への課税の有無 1.2

#### 同一国内の支店を通じて稼得した所得に対する課税の有無 1.2.1

ドイツ内国法人がドイツ国内外に有する支店は法人所得税法上別事業体として取り扱われないため、 これらの支店に帰属する所得はドイツ内国法人の課税所得と合算され、法人所得税法の課税対象と なる445,446。

#### 同一国内の他の法人を通じて稼得した所得に対する課税の有無 1.2.2

#### 1.2.2.1 概要

ドイツ内国法人がドイツ国内に有する子会社は、法人所得税法上、別事業体及び別個の納税者として 取り扱われるため、ドイツ内国法人の所得にはこれらの子会社の所得は含まれず、その所得はその子 会社ごとに独立して課税対象となる447。そのため、ドイツ内国法人が、これらの子会社から配当を受け る場合やこれらの子会社に係る株式譲渡益が発生する場合には二重課税が発生することとなる。

ただし、ドイツでは資本参加免税制度が規定されており、法人が、ドイツ国内に有する子会社から受け 取る配当は所得計算上控除されるほか448、株式の譲渡益も控除される449。ただし、株式の譲渡益に 対する控除が認められたことに伴い、同制度の対象となるような株式の譲渡損失の考慮は認められな いこととされている450。

447 法人所得税法第 14 条

<sup>445</sup> ドイツ国外支店から生じる所得は営業税の対象とはならない。

<sup>446</sup> 法人所得税法第1条第2項

<sup>448</sup> 法人所得税法第 8b 条第 1 項

<sup>449</sup> 法人所得税法第 8b 条第 2 項。なお、資本参加免税制度の下、株式の譲渡に係る譲渡益は法人所得税法上及び営業税法

上、課税の対象とはならず、所得計算上控除されることとなるが、株式の譲渡損失については損金算入をすることができない。

<sup>450</sup> 法人所得税法第 8b 条第 3 項。なお、本規定の法的要件が満たされている場合、納税者に選択の余地はなくその適用が義 務付けられている。

### 1.2.2.2 資本参加免税

### 1.2.2.2.1 制度の趣旨・背景

ドイツでは、法人が稼得する配当による所得と株式の譲渡益をその課税所得計算上控除することができる、いわゆる資本参加免税<sup>451</sup>が認められている。

本制度は、1977年に、ドイツ国内における法人間の複数課税を排除するため<sup>452</sup>に、ドイツ内国法人が他のドイツ内国法人から受け取る配当を対象として導入された制度と、1993年に、ドイツの持株会社を支援するために<sup>453</sup>、ドイツ内国法人が外国法人から受け取る配当を対象として導入された制度<sup>454</sup>を源流としている。本制度は、他のドイツ法人からの配当のみを対象として導入されていた制度が、EUにおける資本の自由を侵害しているという旨の欧州司法裁判所の判決<sup>455</sup>を受けたことに伴い、2000年に海外への資本参加に係る免税を規定していた制度に統合される形で成立した<sup>456</sup>。

<sup>452</sup> Bundesgesetzblatt, "Körperschaftsteuerreformgesetz Vom31. August 1976", Bundesgesetzblatt Teil I, Nr. 114

<a href="https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?start=//\*%5B@attr\_id=%27bgbl176114.pdf%27%5D#\_\_bgbl\_\_%2F%2F\*%5B%40attr\_id%3D%27bgbl176114.pdf%27%5D\_\_1615987889797">https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?start=//\*%5B@attr\_id=%27bgbl176114.pdf%27%5D#\_\_bgbl\_\_%2F%2F\*%5B%40attr\_id%3D%27bgbl176114.pdf%27%5D\_\_1615987889797</a> (URL 閲覧日:2023 年 2 月 9 日)

453 Beck OK KStG," III. Rechtsentwicklung" Micker/Pohl 8. Edition Stand: 01.12.2020 Rn. p. 29

454 BT-Drs. 12/4487 as of 5 March 1993, p. 38。この法改正は、これまでドイツ国内持株会社の形態によるいわゆるジョイントベンチャーの設立を妨げていた税制上の障害を取り除くことなどを意図していた。これにより、経済の国際化の進展に伴い、とりわけヨーロッパの他の国々と比べてドイツがビジネスの拠点として不利となっていた要因を減らし、ドイツ企業の販売機会の向上及びそれに応じた雇用の活性化といった効果が期待されていた。

<sup>455</sup> Court of Justice of the European Union, "JUDGMENT OF THE COURT (Grand Chamber), 7 September 2004 – CASE C-319/02", Court of Justice of the European Union

<a href="http://curia.europa.eu/juris/showPdf.jsf?docid=49454&doclang=en">(URL 閲覧日:2023 年 2 月 9 日)。資本参加免税制度への変更に際して、欧州司法裁判所は、ドイツの法人税控除システムが、ドイツ法人からの配当のみを免税対象としていることから、資本の自由を侵害していると結論付けたことが背景にあるとされる。

<sup>456</sup> Beck OK KStG, "III. Rechtsentwicklung" Micker/Pohl 8. Edition Stand: 01.12.2020 Rn. pp. 33-35

<sup>451</sup> 法人所得税法第 8b 条

なお、株式の譲渡益の控除は、2000年の制度統合時に法人間の複数課税を排除する目的から導入された。その際、株式の譲渡益の控除の要件を満たす株式の譲渡損失は、考慮が認められない<sup>457</sup>こととされた。これは、その損失が免税収入と経済的に直接的関係があるならば費用として控除することはできないとする所得税法第 3c 条の法的概念に対応するものである。

### 1.2.2.2.2 配当控除

原則として、ドイツ内国法人が 10%以上保有する株式からの配当は、ドイツ内国法人の課税所得算定上、控除される458。

まず、対象となる株式に関して、保有する株式の保有割合が 10%以上と設定されているが、ドイツの 資本参加免税制度を欧州の他の国々の規定に適合させることと、税収を確保することの 2 つが背景 にあった<sup>459</sup>。

次に、控除される配当の額に関して、配当は原則その全額が所得から控除されるが、配当の 5%は配当を得るための費用に対応する部分として例外的に所得に加算される460。そのため、実質的には配当の 95%が免税となる。

なお、配当の稼得にあたって実際に発生した費用は、通常の事業費用として、別途、所得から控除される。

最後に、本制度に関しては次の2つの除外規定が設けられている。

<sup>&</sup>lt;sup>457</sup> Gosch, KStG 4. "III. Nichtabziehbarkeit von Veräuβerungskosten und sonstigen laufenden Aufwendungen", Auflage 2020, p. 280

<sup>&</sup>lt;sup>458</sup> 法人所得税法第 8b 条第 1 項及び第 4 項

 $<sup>^{459}\,</sup>$  BR Drs. 302/12 (Beschluss) as of 6 July 2012, pp. 67-68

<sup>460</sup> 法人所得税法第 8b 条第 5 項

まず、銀行、金融サービス機関、自身の短期利益の稼得を目的とした株式の売買を行う金融会社及び 一定の保険会社には、免税は適用されない<sup>461</sup>。これは企業グループ内の金融会社等の利用による資本参加免税制度の濫用を防止するためである<sup>462</sup>。

また、制度の濫用防止のために、配当の支払側の法人において当該配当の支払が費用として税務上の損金算入がされていない場合にのみ、当該配当の受取り側において免税の対象とするリンキングルールが定められている463。

## 1.2.2.2.3 株式讓渡益控除

株式譲渡益は、ドイツ内国法人の課税所得算定上控除される464。配当控除の取扱いとの違いとして、 株式譲渡益控除においては株式の持分比率が 10%未満であっても控除が適用されるが、これについ てドイツ立法者からの明確な説明はされていない。ドイツ立法者は、2013 年の配当控除に係る株式 持分 10%以上という制限が導入された際、同様の制限を株式譲渡益控除へも拡張することを意図して いたが実施されることはなく、現時点では株式譲渡益控除に配当控除のような株式持分割合制限を導 入する様子は見られない。

次に、控除される株式譲渡益の額に関して、配当控除と同様に、株式譲渡益はその全額が所得から 控除されるが、同時に株式譲渡益の 5%はその収入を得るための費用に対応する部分として所得に加 算される<sup>465</sup>。したがって、実質的には株式譲渡益の 95%が免税となる。

なお、配当控除と同様に、株式譲渡にあたって実際に発生した費用は、通常の事業費用として、別途、 所得から控除される。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>461</sup> 法人所得税法第 8b 条第7項及び第8項

<sup>&</sup>lt;sup>462</sup> BT-Drs. 14/4626, p. 7

<sup>463</sup> 法人所得税法第 8b 条第 10 項

<sup>464</sup> 法人所得税法第 8b 条第 2 項

<sup>465</sup> 法人所得税法第 8b 条第 3 項

最後に、配当控除と同様に、銀行、金融サービス機関、自身の短期利益の稼得を目的とした株式の売買を行う金融会社及び一定の保険会社には、免税は適用されない<sup>466</sup>。これは配当控除の場合と同様に、企業グループ内の金融会社等の利用による資本参加免税制度の濫用を防止するためである。

### 1.2.2.2.4 営業税法上の取扱い

法人所得税法上の資本参加免税制度と同様に、配当及び株式譲渡益の 95%相当額が免税の対象と なる<sup>467</sup>。

なお、営業税法上の配当控除については、法人所得税法上の配当控除と異なり、ドイツ内国法人が 15%以上保有する株式からの配当の場合に適用される<sup>468</sup>。

# 1.3 国外で稼得した所得への課税の有無

# 1.3.1 概要

ドイツ内国法人は、国外源泉所得を含むその全世界所得が法人所得税の課税対象となる<sup>469</sup>。また、 国外源泉所得はその所得を源泉とする他の国によっても課税されるため、二重課税を排除する観点 から外国税額控除制度<sup>470</sup>が導入されている。

他方で、ドイツが締結している租税条約の多くにおいて、二重課税排除規定として、不動産から生じる 所得及びドイツ国外の PE に帰属する所得に係る免除規定を設けている<sup>471</sup>。現在、ドイツは、100 を

468 営業税法第9条第2a項及び第7項

471 例えば、日独租税条約第22条

<sup>466</sup> 法人所得税法第 8b 条第7項及び第8項

<sup>467</sup> 営業税法第8条第5項

<sup>469</sup> 法人所得税法第1条第2項

<sup>470</sup> 法人所得税法第 26 条

超える租税条約を有していることから、ドイツ内国法人は実質的にドイツ国外の PE に帰属する所得に係るドイツにおける課税が免除されている。

### 1.3.2 国外源泉所得の範囲

国外源泉所得は次のものを含む472。

- ▶ ドイツ国外の PE に帰属する所得
- ▶ ドイツ国外で役務が行われた場合の給与所得
- ▶ ドイツ国外に存する資産から生じる譲渡益
- ▶ 外国法人の株式から生じる譲渡益
- ▶ ドイツ内国法人の株式から生じる所得で、その公正市場価値の 50%以上がドイツ国外に存する 不動産から生じる場合のその所得
- ▶ 配当又は利子などの投資所得で、支払者又は債務者が税法上のドイツ国外居住者である場合のその所得
- ▶ 配当又は利子などの投資所得で、その投資所得がドイツ国外に存する不動産に係るものである場合のその所得
- ▶ ドイツ国外に存する不動産の賃貸所得

なお、ドイツ税法における課税が認められる範囲と租税条約において課税が認められる範囲に差異が ある場合には、次のような調整規定が存在する。

まず、内国法人が国外源泉所得を稼得した場合、外国税額控除が認められるところ、外国税額控除が認められる国外源泉所得の範囲において租税条約に規定が置かれているものに関しては、租税条約に沿った計算を行うことが認められている473。

<sup>472</sup> 所得税法第 34d 条

<sup>&</sup>lt;sup>473</sup> 法人所得税法第 26 条第 1 項第 1 号及び所得税法第 34c 条第 6 項

また、外国法人がドイツ国内源泉所得を稼得した場合、前述のとおり、ドイツにおいて課税対象となるが、その範囲に関しても内国法人の場合と同様に租税条約に沿った計算を行うことが認められている474。

また、不動産から生じる所得及びドイツ国外の PE に帰属する所得に関しては、前述のとおり、多くの租税条約で所得免除方式での二重課税排除が導入されており、その所得免除の範囲に関しても、租税条約に沿った計算を行うこととなる<sup>475</sup>。

# 1.3.3 外国子会社から受け取る配当及び外国子会社株式に関して稼得した株式譲渡益の免税

ドイツ内国法人又は外国法人のドイツ国内支店が、ドイツ国外の子会社から受け取る配当及びドイツ 国外の子会社株式に関して稼得する株式譲渡益については、ドイツ国内の子会社から受け取る配当 及びドイツ国内の子会社株式に関して稼得した株式譲渡益に対する取扱いと同様に免税の対象となる<sup>476</sup>。

# 1.3.4 外国税額の控除

# 1.3.4.1 制度の趣旨・背景

ドイツの外国税額控除制度は、二重課税の排除を目的として導入された。これは全世界所得課税方式により、所得のすべてがドイツ国内で課税される一方で、国外源泉所得が他の国で課税対象となる可能性があるからである<sup>477</sup>。

<sup>474</sup> 法人所得税法第 26 条第 1 項第 2 号及び所得税法第 50 条第 3 項

<sup>475</sup> 例えば、日独租税条約第22条

<sup>476</sup> 本節 1.2.2.2 参照

<sup>&</sup>lt;sup>477</sup> Achim Fey, "Beck'sches Steuer- und Bilanzrechtslexikon Edition 53," C.H. Beck, 2020, pp. 1-7

# 1.3.4.2 制度の構成

ドイツ国内法の下では、一定の条件を満たす法人の株主から受け取る外国配当を除いた国外源泉所得は課税対象となるほか、国内で国外源泉所得の税額を限度として支払った外国税の控除が可能である<sup>478</sup>。

なお、超過した部分の外国税額控除の繰戻しや繰越しは認められていない。また、外国税額控除に代わり、外国税額の損金算入が認められる場合がある<sup>479</sup>。

ドイツでの外国税額控除は、通常、次の計算によって算出される480。

- ① 課税所得に法人税所得税率を乗じ、法人所得税納付税額を算出
- ② ドイツ国外で発生した所得に外国税が課税されている場合には、その外国税額を算出
- ③ ドイツ国内での控除限度額481を算出
- ④ ①から、②又は③のいずれか小さい額を控除

# 1.3.5 国外の PE に帰属する所得の免税

ドイツ国内法では、ドイツ内国法人のドイツ国外に有する PE に帰属する所得は、ドイツ内国法人の課税所得に合算され、全世界所得課税方式に従い法人所得税法の課税の対象となり482、外国税額控除の規定が適用される483。

480 法人所得税法第 26 条第 2 項

\_

<sup>478</sup> 法人所得税法第 26 条

<sup>&</sup>lt;sup>479</sup> 所得税法第 34c 条

<sup>481</sup> 控除限度額 = 法人所得税額 × 国外所得額 ÷ 全世界所得額

<sup>482</sup> 法人所得税法第1条第2項

<sup>483</sup> 本節 1.3.4 参照

他方で、ドイツが締結している租税条約の多くにおいては、ドイツ国外の PE に帰属する所得に係る居住地国での二重課税の排除方式として外国税額控除方式ではなく免税方式を導入している。そのため、ドイツ内国法人は、実質的にそのドイツ国外の PE に帰属する所得に係る課税が免除されている。

なお、近年の租税条約では、ドイツ国外の PE の所得が源泉地国で課税されていない場合又は一定の所得に限定して課税されている場合には、居住地国における免税方式を認めず税額控除方式へと切り替えるスイッチオーバー条項が設けられている484。

# 2. 外国子会社を利用した租税回避の防止措置

#### 2.1 CFC 税制

# 2.1.1 制度の趣旨・背景

ドイツ CFC 税制は、1972 年の外国税法(Außensteuergesetz)485の施行とともに導入された。

立法上の目的は、納税者が一定の活動を低税率国に存在する法人に移転することで税務上の優遇を 不当に得ることを防止することであった<sup>486</sup>。すなわち、当該低税率国に存在する法人がなかったなら ばドイツ国内において負担したであろうと考えられる租税負担を課すことを目的としており、国境を越え た税制上の優遇措置を排除し、ドイツ国内の状況と同等にすることが想定されていた<sup>487</sup>。

ドイツ CFC 税制は、1972 年の導入以降、複数回の改正が行われてきたが上記の目的が原則として 今日まで適用され続けている。

-

<sup>484</sup> 外国税法第 20 条第 2 項

Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz, "AStG Gesetz über die Besteuerung beiAuslandsbeziehungen (Auβensteuergesetz)", Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz <a href="https://www.gesetze-im-internet.de/astg/AStG.pdf">https://www.gesetze-im-internet.de/astg/AStG.pdf</a> (URL 閲覧日:2023 年 2 月 15 日)

<sup>&</sup>lt;sup>486</sup> BT-Drs. VI/2883, p.18

<sup>&</sup>lt;sup>487</sup> Georg Kofler et al., "Controlled Foreign Company Legislation," IBFD, 2020, p. 294

2006 年の「欧州法人の導入に伴う租税措置等に関する法律<sup>488</sup>」の導入に伴い、海外における組織 再編取引<sup>489</sup>についてもドイツ CFC 税制の対象となった。

2016年7月12日に採択された租税回避防止指令により、ドイツ税制上においてもこれに基づいた改正が行われた490。

租税回避防止指令がドイツ税制に導入されたことにより、外国税法第8条第1項第7号(能動的又は受動的のいずれかとしての配当の分類)、同法第10条(追加拠出に係るドイツにおける利益及び所得計算)及び同法第11条(二重課税を回避するための新しいシステムの導入)についても大幅な変更が加えられた。

なお、ドイツ CFC 税制による税収については、2017 年までの CFC 税制による課税標準が公表されており491、これに税率 30%と仮定した概算により次のとおり各年の推定税額を算出した。

2017年	EUR 202.404.838
2016 年	EUR 206.921.813
2015 年	EUR 225.106.364

<sup>&</sup>lt;sup>488</sup> Gesetzgebung BGBI 2006 I, p. 2782.

<sup>489</sup> 外国税法第8条第1項第9号

<sup>&</sup>lt;sup>490</sup> Gesetzgebung BGBI 2021 I, p. 2035.

<sup>&</sup>lt;sup>491</sup> BT-Drs. 19/26498, p. 5

# 2.1.2 制度の構成

### 2.1.2.1 概要

ドイツ CFC 税制では、中間会社 $^{492}$  (Zwischengesellschaft) の一定の所得を、ドイツ居住者の持分割合に応じ所得に合算する。一定の所得とは、能動的所得以外の所得であって軽課税となっているものである $^{493}$ 。

ドイツ CFC 税制の法的目的は、単に軽課税の中間会社の濫用を防止することだけではなく、配当免税 やその他の同等の所得に対する税負担を確立して課税を正当化することにあった。すなわち、中間会 社の段階で少なくとも 25%の課税を確保することにある。

## 2.1.2.2 制度の対象となる企業

中間会社の株主であるドイツ居住者は、その中間会社の名目資本<sup>494</sup>の持分割合に応じて計算された 所得に対して納税義務を負う<sup>495</sup>。

# 2.1.2.3 対象となる外国子会社の範囲

次の①及び②を満たす外国法人496が中間会社とされ、ドイツ CFC 税制の対象となる。

-

<sup>492</sup> ドイツ国外から稼得する所得に対する納税義務を回避するために軽課税国に設立された法的に独立した会社のことをいう。

<sup>493</sup> 外国税法第8条

<sup>494</sup> 名目資本とは法人の発行済み資本であり、有限会社(Gesellschaft mit beschraenkter Haftung/GmBH)の発行済み株式 又は株式会社(Aktiengesellschaft/AG)の発行済み株式が名目資本に該当する。

<sup>495</sup> 外国税法第7条第1項

<sup>496</sup> ドイツに管理の場所を持たない会社をいう。本節 1.1 参照。

- ① その外国法人の株式、議決権、受益権又は残余財産の過半数(50%超)がドイツ居住株主に帰 属すること<sup>497</sup>
  - ② その外国法人が稼得する能動的所得以外の所得が低税率(25%未満)での課税を受 けていること498

①について、2021 年までの外国税法旧第7条では、外国法人の持分の50%超が一又は複数のドイ ツ居住者に保有されていることとされていたが、2021年の租税回避防止指令実施法による改正に伴 い、現行の要件へと変更が行われた。これにより、国際慣行及び租税回避防止指令に対応するものと なった。

②について、軽課税の評価における税負担率を計算する際には、税金の還付請求権などあらゆる税 制上の優遇措置を含める必要がある499。

### 2.1.2.4 制度の振分基準

なし。

# 2.1.2.5 制度の適用免除基準

## 2.1.2.5.1 概要

ドイツ CFC 税制の適用免除規定として、次の2つの規定が挙げられる。

<sup>&</sup>lt;sup>497</sup> 外国税法第7条第1項及び第2項

<sup>498</sup> 外国税法第8条第5項

<sup>&</sup>lt;sup>499</sup> Georg Kofler et al., "Controlled Foreign Company Legislation," IBFD, 2020, pp. 297-298

## 2.1.2.5.2 EU/EEA CFC における能動的事業の適用除外規定(動機テスト)

ドイツ CFC 税制の対象となる中間会社が、EU 加盟国又は EEA 協定国に管理支配地又は設立地を有する場合で、当該中間会社がその国において発生した所得に関して実際の経済活動を行っていると納税義務者が証明する場合500には、ドイツ CFC 税制の対象から除外される501。

加えて、EU 相互援助指令に基づくEU 相互援助法(EU-Amtshilfegesetz)又は二か国間条約若しくは 多国間協定に従い、ドイツと該当国との間において課税上の目的で当局から要求された情報 $^{502}$ が提供されなければならないとされている $^{503}$ 。

この動機テストは、2006 年 9 月 12 日の欧州司法裁判所による「キャドバリーシュウェップス判決<sup>504</sup>」 への対応として導入されたものである。

#### 2.1.2.5.3 少額適用除外要件

中間会社の総所得に占める能動的所得以外の所得の割合が 10%以下の場合で、かつ、中間会社の 能動的所得以外の所得の金額が 8 万ユーロ以下の場合には、ドイツ CFC 税制は適用されない<sup>505</sup>。こ の規定は、1972 年の外国税法の導入とともに規定されており、ドイツ CFC 税制の適用を簡素化する

502 課税上の目的で当局から要求される主な情報としては、財務諸表の情報やクロスボーダーでの税務調整に係る情報があり EU 相互援助法に規定されている。

-

Bundesministerium der Finanzen, Anwendung des § 8 Absatz 2 AStG; Veröffentlichung der BFH-Urteile vom 22.

Mai 2019 - I R 11/19 - und vom 18. Dezember 2019 - I R 59/17 -,

<sup>&</sup>lt;a href="https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF\_Schreiben/Internationales\_Steuerrecht/Allgemeine\_Informationen/2021-03-17-Anwendung-Par-8-Abs-2-AStG-BFH-Urteile.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=3>(URL 閲覧日:2023 年 3 月 16 日)

<sup>501</sup> 外国税法第8条第2項

<sup>503</sup> 外国税法第8条第4項。この追加要件は、すべてのEU/EEA 加盟国の間で行政支援が合意されているため、実務的な効果はない。(Georg Kofler et al., "Controlled Foreign Company Legislation," IBFD, 2020, p. 299)

<sup>&</sup>lt;sup>504</sup> UK: ECJ, 12 Oct. 2006, Case C-196/04, Cadbury Schweppes, ECLI:EU:C:2006:544.

<sup>505</sup> 外国税法第9条

こと及び全体的に能動的な性格を持つ中間会社をドイツ CFC 税制から除外することを目的として閾値 を設定したものである506。

#### 制度における課税範囲 2.1.3

次の所得が能動的所得に分類される507。

- ① 農業又は林業
- ② 製造、加工、組立、エネルギーの生産又は探鉱
- ③ 金融又は保険事業508
- 4 卸売業509
- ⑤ 役務提供510
- ⑥ 賃貸事業・リース事業<sup>511</sup>

<sup>506</sup> Georg Kofler et al., "Controlled Foreign Company Legislation," IBFD, 2020, pp. 299-300

<sup>507</sup> 外国税法第8条第1項

<sup>508</sup> その活動が主としてドイツ国内居住者である納税義務者又はその関連者によって行われていない場合。

<sup>509</sup> 中間会社の 50%超の持分を有するドイツ国内居住者である納税義務者又はその関連者が、取引される物品又は商品に対 する処分権を中間会社に付与していない場合又は中間会社が商業活動として通常の経済活動に従事しており、納税義務者又 はその関連者と協業せずに当該活動の準備、意思決定及び実行を行っていないことを納税義務者が証明せず、当該中間会社 が取引される物品又は商品に対する処分権を納税義務者に付与していない場合に限る。

<sup>510</sup> 中間会社の 50%超の持分を有するドイツ国内居住者である納税義務者又はその関連者からの役務提供を中間会社が利用 しない場合又は当該納税義務者が中間会社の行っている役務提供に従事しており、中間会社が納税義務者及びその関連者と 協業せずに当該活動の準備、意思決定及び実行を行っていないことを納税義務者が証明することなく、当該中間会社が当該納 税義務者又はその関連者に役務提供を行わない場合に限る。

<sup>511</sup> 中間会社が、経済活動として商業上の賃貸及びリーシング業務を行っており、中間会社の 50%超の持分を有するドイツ国 内居住者である納税義務者又はその関連者と協業することなく、商業上の賃貸及びリーシング又はリースに係るすべての業務 を遂行していることを納税者が証明しない場合に限る。

- ⑦ 金銭賃借512
- 8 配当
- ⑨ 他の会社の株式の売却、解散又は減資における譲渡益513

能動的所得の要件を満たさず低税率の課税のみを受けているとみなされる受動的所得が、ドイツ CFC 税制の合算対象となる<sup>514</sup>。これは、受動的所得を定義することが租税回避につながることを危惧し、 CFC 税制の対象とする所得を能動的所得以外の所得としたものである<sup>515</sup>。

上記の課税範囲におけるドイツ国内の評価について、現在では、立法時には想像すらできずその結果ドイツ CFC 税制の範囲に含めることができなかった多種多様な活動が生まれてきた。これは特に、ファクタリング、フォーフェイティング、フランチャイジング、オプション取引、スワップ取引、ビットコインマイニングなど新しいタイプの活動に当てはまる。このことは、企業が生み出す所得を事前に予測することが不可能であることを示しており、このような複雑な現実がある以上、必要であれば能動的所得の要件(ルール)の中で「例外、そしてさらにその例外」を設けなければならない。そしてこの「ルール、例外、そしてさらにその例外」という構造がドイツ CFC 税制を複雑にしており、これにより、税務調査における摩擦の可能性が高くなると同時に、企業のコンプライアンスと税務申告のコストが増加しているとされている。

外国資本市場において独占的に訂

<sup>512</sup> 外国資本市場において独占的に調達される場合又は納税義務者の関連者又は中間会社からではなく、総収入が独占的に 又はほぼ独占的に上記①から⑥までに該当する活動から生じる事業である場合。

<sup>513</sup> 株式の売却、解散又は減資による譲渡益であり、納税義務者によって当該譲渡益が他の法人の資産に分配可能であり、主 としてその特性が受動的所得に該当しないと納税義務者が証明する場合。

<sup>514</sup> 外国税法第8条第1項

<sup>515</sup> Wassermeyer/Schönfeld in Flick/Wassermeyer/Baumhoff/Schönfeld, Auβensteuerrecht, § 8 AStG Rz. 21, Stand: 01.04.2017.

# 2.1.4 二重課税排除

# 2.1.4.1 外国子会社の所在地国における課税との二重課税の排除

CFC 所得は、中間会社に課された税額相当額を所得金額から控除した後、ドイツ国内居住者である納税義務者の所得に合算される。この合算される CFC 所得は、当該中間会社の会計年度の終了後すぐに生じたとみなされる<sup>516</sup>。これはいわゆる配当擬制と同様の取扱いとなるが、配当控除<sup>517</sup>の適用はできない。

納税義務者の申告に基づき、中間会社の所在地国で課された外国税額は、CFC 所得が合算された納税義務者の課税所得に課された所得税額又は法人所得税額から控除することができる<sup>518</sup>。なお、営業税に関してはこれらの控除は認められていない<sup>519</sup>。

### 2.1.4.2 本国の課税との二重課税の排除

ドイツ CFC 税制の対象となった中間会社から実際に受け取る配当や当該中間会社に係る株式の譲渡 益がドイツ CFC 税制の対象となっている場合には、これらの所得は免税とされる<sup>520</sup>。また、ドイツ CFC 税制により課税されていない所得に関しては、資本参加免税制度の適用がある<sup>521</sup>。

518 外国税法第 10 条第 1 項

521 外国税法第8条第1項第7号及び第8号

<sup>516</sup> 外国税法第10条第2項

<sup>517</sup> 本節 1.2.2.2 参照

<sup>519</sup> 営業税法第8条第1項第12号

<sup>520</sup> 外国税法第 11 条

# 2.1.5 その他

# 2.1.5.1 外国子会社の所在地国において連結納税制度等が適用されている場合の取扱い

中間会社の能動的所得以外の所得がその所在地国において連結納税制度などのグループ課税の対象となる場合には、その能動的所得以外の所得を得るために要したグループ全体又は特定企業の税負担割合を確認する必要がある。また、その所在地国でのグループ課税が中間会社の利益の額に影響を与える可能性もあり、間接的に中間会社の税負担に影響を与える可能性がある。

このような場合、中間会社の利益の額はドイツ税法に引き直されて決定される522という原則に立ち返り、どの費用が能動的所得以外の所得に割り当てられるかを評価する必要がある。なお、具体的な計算方法に関するガイダンスは存在しない。

## 2.2 GloBE ルール等を踏まえた直近の制度の改正動向

2023 年 1 月末時点において明確な改正予定はないが、15%という法人税の世界的な最低税率を導入する Pillar2 の進展に伴い、軽課税523とされる閾値(現行 25%)を修正する可能性がある。

さらに、ドイツ連邦財務省は通常、特定の規定に関してドイツ税務当局の立場を反映した通達を発行している。このような通達はドイツ CFC 税制にも存在するが租税回避防止指令による法改正の際に改正されていないため、以前の法律の文言が反映されたままとなっている。このことから租税回避防止指令への対応のために改正された現行の CFC 税制の解釈についても不確実性があり、改正外国税法に関するドイツ財務省通達の発行が 2023 年第 2 四半期に予定されている。

-

<sup>522</sup> 外国税法第9条第5項

<sup>523</sup> 外国税法第8条第5項

# 第5節 フランス

本節の 2.では、フランスにおける CFC 税制(以下「フランス CFC 税制」という。)を取り上げて説明する。

# 1. 法人の所得課税における課税範囲

# 1.1 概要

# 1.1.1 納税義務者

フランスにおける企業の利得に対して課税される租税として法人税(L'impôt sur les sociétés)がある。

フランス国内において設立された法人(以下「フランス法人」という。)である株式会社(Sociétés Anonymes、SA)、略式株式会社(Sociétés par actions simplifiées、SAS)、パートナーシップの税制を選択していない有限責任会社(Sociétés à responsabilité limitée、SARL)は、法人税を支払う義務を負う524。

フランス国外で設立された法人(以下「フランス非居住法人」という。)のフランス国内に存在する支店にも、法人税を支払う義務を負う<sup>525</sup>。

# 1.1.2 課税標準

いわゆる属地主義が採られており、原則としてフランスにおいて行われた事業で得られた利益に対してのみ法人税が課される526。

<sup>&</sup>lt;sup>524</sup> Code général des impôt 第 206 条第 1 項、第 208D 条

<sup>&</sup>lt;sup>525</sup> Code général des impôt 第 209 条第 I 項

<sup>526</sup> Code général des impôt 第 209 条第 I 項

## 1.1.3 税率

かつて法人税の標準税率は33.33%であったが、2017年以降段階的に税率が引き下げられ、現在の標準税率は25%である<sup>527</sup>。一定の所得までは税率の軽減措置が取られており、1千万ユーロまでの所得については15%の軽減税率が適用される<sup>528</sup>。法人の所得に対する課税は法人税のみであり、当該法人税率が法人の所得に対する課税の実効税率となる。

# 1.2 同一国内において他の支店や事業体を通じて稼得した所得への課税の有無

# 1.2.1 同一国内の支店を通じて稼得した所得に対する課税の有無

フランス法人がフランス国内に有する支店は法人税の取扱いにおいて別事業体として取扱われないため、これらの支店で稼得する所得について当該フランス法人の本店における課税所得と合算され、その主たる事業所の所在地を納税地として法人税が課される529。

# 1.2.2 同一国内の他の法人を通じて稼得した所得に対する課税の有無

### 1.2.2.1 概要

フランスの法人税の課税は法人単位で行われており、原則として子会社の稼得した所得はその子会 社において法人税の課税を受ける。なお、例えば合名会社(Les sociétés en nom collectif、SNC)な ど一定の事業体において生ずる所得については、原則としてその持分を有する各構成員がそれぞれ

<sup>&</sup>lt;sup>527</sup> Code général des impôt 第 219 条第 I 項

<sup>&</sup>lt;sup>528</sup> Code général des impôt 第 219 条第 I 項

<sup>&</sup>lt;sup>529</sup> Code général des impôt 第 218A 条第 1 項

に帰属する所得について法人税等の課税を受けることとなるが、事業体単位での法人税課税を選択することもできる<sup>530</sup>。

法人税は法人単位での課税が原則となることから、フランス法人がこれらの子会社から配当を受ける場合やこれらの子会社に係る株式譲渡益が発生する場合には二重課税が生じることとなる。ただし、受取配当及び株式譲渡益については、後述の資本参加免税制度(le régime d'exemption de participation)の下、一定の持株割合要件を満たす子会社に関するものについてその課税が軽減される。

# 1.2.2.2 資本参加免税

# 1.2.2.2.1 制度の趣旨・背景

フランスでは、フランス法人に対して、配当による所得と株式の譲渡益をその課税所得計算上、控除するいわゆる資本参加免税が認められている。

従前、フランスは欧州内で例外的に子会社に係る株式譲渡益に法人税を課す国であったが、オランダ やルクセンブルクなど持株会社の立地国として魅力的な他の欧州諸国に対抗するため、株式譲渡益 に関する資本参加免税制度が導入された531。

また、子会社配当に関する資本参加免税制度は、二重課税を排除し法人の利益をグループ内で循環させ新たな投資を促進することを意図して導入された532。

.

<sup>530</sup> Code général des impôt 第 206 条第 3 項

<sup>531 2004</sup> 年改正財政法に関する国会議事録

<sup>532 1920</sup> 年財政法に関する国会議事録

### 1.2.2.2.2 制度の構成

資本参加免税は、原則として親会社が子会社の株式・持分の5%以上を少なくとも2年間にわたって保有している場合に適用される533。制度導入当初、保有割合の要件は50%とされていたが、子会社の設立を促進し、経済構造の改善を図るため適宜その引下げがなされ534、現在は5%以上の子会社が対象となっている。子会社はフランス法人に限らずフランス非居住法人であっても適用対象になり得るが、フランスとの間で情報交換協定又は租税条約を締結していない非協力的な国・地域として指定されている国・地域535に所在している法人は対象から除かれる536。

受取配当については、原則としてその 95%が免税となり、残りの 5%部分は課税所得に加算され法人 税が課されるが、連結グループ内の配当についてはその 99%が免税となる<sup>537</sup>。法人税の対象となら なかった利益から得られる配当、すなわち投資会社等によって分配された配当金については、当該免税措置の対象とならない<sup>538</sup>。

一方、株式譲渡益については、その 88%に相当する金額が益金不算入となり、残りの 12%部分は課税所得に加算され法人税が課される<sup>539</sup>。ただし、不動産会社(その資産の 50%超が不動産により占められている会社)の株式についてはこの適用がなされない<sup>540</sup>。

534 1936 年財政法に関する国会議事録、1965 年財政法に関する国会議事録

<sup>538</sup> Code général des impôt 第 145 条第 6 項

<sup>539</sup> Code général des impôt 第 219 条第 I 項 a quinquies

<sup>540</sup> Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

<sup>533</sup> Code général des impôt 第 145 条第 I 項 b, c

<sup>535</sup> 指定されている国・地域は米領サモア、米領ヴァージン諸島、アンギラ、英領ヴァージン諸島など 10 数か国に留まる
(Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年)

<sup>&</sup>lt;sup>536</sup> Code général des impôt 第 145 条第 6 項 d 号、第 219 条第 I 項 a sexies-0 ter

<sup>537</sup> Code général des impôt 第 216 条第 I 項

収益の金額に一定の割合を乗じて計算された金額を免税としているのは、受取配当や株式譲渡益に 関連して発生する費用を納税者に正確に計算させることに代えて、収益に対する一定の割合を関連費 用とみなすことを選択したためである<sup>541</sup>。

## 1.3 国外で稼得した所得への課税の有無

### 1.3.1 概要

前述のとおり、フランスにおいては、国外で稼得した所得については原則としてフランスの法人税は課されない。

## 1.3.2 国外源泉所得の範囲

フランスの法人税法においては、フランスの法人税が課されるべき範囲に関する定義が置かれている のみであり、課税されないこととなる国外源泉所得の範囲に関する定義は置かれていない。フランスの 法人税が課されるべき所得については、同国の税法規定上、フランスで行われた事業で得られる所得 及び租税条約により同国に帰属する所得とされている542。法人税法上、フランスで行われた事業とい う用語の定義はなく、最高裁判所判例等を根拠にして以下に関する事業活動がこれにあたるものとさ れる543。

- ▶ ある程度の自主性を持って運営されるフランス国内にある PE(例:支店、営業所、倉庫など)の存在
- ▶ フランスにおいて事業活動を行う従属代理人の存在
- ▶ フランスにおける完全な商業サイクルの存在

.

<sup>&</sup>lt;sup>541</sup> 2000 年 7 月 13 日付 Bernard Plasait 議員に対する答弁書、2011 年及び 2012 年財政法に関する国会議事録

<sup>542</sup> Code général des impôt 第 209 条第 I 項

<sup>&</sup>lt;sup>543</sup> Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

そのため、原則としてフランス法人が国外から支払を受ける配当、利子、使用料等の受動的所得は、 当該法人の国外の PE に帰属するものでない限り、フランスの法人税の課税対象となる。また、フラン ス法人が営む事業により生ずる所得についても、フランス国内で営まれる事業に帰属するものに関し ては、発生地を問わずフランスの法人税の課税対象となる。

なお、フランスの法人税における課税範囲と租税条約においてフランスに課税権が認められる範囲に 差異がある場合には、納税者が有利となる範囲内で租税条約の規定が優先される。つまり、納税者は まずフランスの国内法の規定を参照し、ある所得がこれに基づき課税となる場合にはさらに租税条約 の規定を参照し、フランスでの課税が軽減できるか検討することとなる。

# 1.3.3 二重課税の排除規定

前述のとおり、フランスの法人税においては、国外で稼得した所得を課税対象としていないため、法人税の課税対象の範囲によって一義的には国際的な二重課税が排除される544。

そのため、フランスの法人税と他国の法人税の課税範囲に重複がある場合、原則として、フランスの法人税の課税対象となる課税所得から外国で課された法人の所得に対する租税(以下「外国税」という。)の額を控除する、すなわち、費用として取り扱うのみとされている545。

ただし、フランスの法人税と他国の法人税の課税範囲に重複がある場合にフランスとその国との間の 租税条約が認めるときは、当該外国税とフランスの法人税との二重課税を排除するため外国税額控 除制度が適用される546。実際に、現在フランスが締結している多くの租税条約では、フランスにおいて 外国税額控除を行う規定が設けられており、これにより二重課税の排除が図られる。なお、その場合 においても、日本の法人税における外国税額控除制度と同様に、租税条約上、相手国で課税される所

<sup>&</sup>lt;sup>544</sup> Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

 $<sup>^{545}</sup>$  Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

<sup>&</sup>lt;sup>546</sup> Code général des impôt 第 220 条

得に対応する部分のフランスの法人税に対してのみ外国税の税額控除が認められるなど、外国税額 控除の適用には上限がある<sup>547</sup>。

# 2. 外国子会社を利用した租税回避の防止措置

### 2.1 CFC 税制

# 2.1.1 制度の趣旨・背景548

フランス CFC 税制は、多国籍企業の低税率国への所得移転の防止を図るため米国やドイツにおける 同様の制度の影響を受けて 1980 年に導入された。フランスにおいて行われた事業で得られた利益 に対してのみ法人税を課税することの例外として、国外の軽課税国で稼得された利益に対して法人税 が課されることとなる。

1993 年には欧州の一部の国での新たな租税回避スキームに対抗するため、適用範囲を拡大する改正が行われた。これは、各国の持株会社や再保険会社などに関する優遇税制に誘引されたフランス企業への対応を目的とした<sup>549</sup>。当該改正により、フランス CFC 税制の対象はフランス法人が直接有する外国の PE にも拡大され、間接保有の概念も導入された。1999 年には、低税率国に所在する事業体を通じて金融所得を得るなどの個人が行う租税回避的な行為に対抗して、個人を対象とした CFC 制度が創設された。

-

<sup>&</sup>lt;sup>547</sup> Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

<sup>&</sup>lt;sup>548</sup> Georg Kofler ほか, "Controlled Foreign Company Legislation Volume 17", IBFD, 2020 年

<sup>&</sup>lt;sup>549</sup> Georg Kofler ほか, "Controlled Foreign Company Legislation Volume 17", IBFD, 2020 年

# 2.1.2 制度の構成

### 2.1.2.1 概要

原則としてフランス法人に50%超の直接・間接支配を受けるフランス非居住法人で、かつその租税負担割合がフランスの法人税率の60%以下である場合にフランス CFC 税制の対象となり、そのフランス非居住法人の所得に対して、当該フランス法人に対する「みなし配当」として、フランスの法人税の課税を受けることとなる。なお、租税回避目的ではないなど一定の要件に該当する場合にはフランス CFC 税制の適用対象から除外される。

# 2.1.2.2 制度の対象となる企業

フランス CFC 税制の適用対象となる企業は、後述の合算課税の対象となる外国子会社の株式・持分・議決権(以下「株式等」という。)の 50%超を直接又は間接に有するフランス法人及び合算課税の対象となる外国支店を有するフランス法人である<sup>550</sup>。この持株割合の閾値はかつて 10%であったが、フランス CFC 税制がフランス・スイス租税条約に抵触するとした 2002 年の最高裁判決<sup>551</sup> <sup>552</sup>の影響により、2005 年より対象をその法人が支配する外国子会社に狭める形で 50%に変更された<sup>553</sup>。

なお、濫用防止規定として、複数のフランス法人により 50%超の株式等を保有されている 2.1.2.3 で述べる適用対象外国子会社の株主であるフランス法人について、課税当局がこれらのフランス法人が

`

<sup>550</sup> Code général des impôt 第 209 B 条第 I 項

The Supreme Administrative Court on 28 June 2002 (No. 232276)

<sup>552</sup> 判決は、租税条約は経済的二重課税の排除を目的としていないという課税当局側の反論を明確に否定し、当時のフランス CFC 税制が当該租税条約に抵触すると判示した(山本哲也, "タックス・ヘイブン対策税制の問題点と,その解決策の検討", 2007 年)

<sup>553</sup> Dr Noah Gaoua • Alexis Ribeiro, "France - French CFC Legislation: An Illustration of Recovery from a "Tax Treaty Override" Situation", IBFD, 2013

フランス CFC 税制の適用を回避するために共同して行動したと証明するときは、前述の 50%超の閾値 が 5%以上となる554。

### 2.1.2.3 対象となる外国子会社の範囲

フランス CFC 税制の合算課税の対象となる外国子会社及び外国支店は、国外で優遇的な税制の適 用を受けている法人及び支店(以下「適用対象外国子会社」という。)である。ここで優遇的な税制の適 用とは、その租税負担額がフランス法規定に従って計算した場合の租税負担額の 60%以下である場 合をいう555。なお、この租税負担割合の閾値は、従前 50%であったところ 2020 年に 60%に改正され 対象が拡大した556。この閾値改正の背景は、2017年以降フランスの法人税の税率が 33.3%から段 階的に 25%まで引き下げられたことを受けて、閾値を 50%から 60%に引き上げて現地の租税負担割 合が従前とおおむね同様<sup>557</sup>の範囲内の外国子会社等がフランス CFC 税制の対象となるように調整し たものである<sup>558</sup>。

なお、フランス法人であっても本来は国外所得として法人税の課税の対象から除かれるべき国外支店 の所得についてフランス CFC 税制の適用を受けることがあり得るが、この場合にはフランスと現地国と の間の租税条約の規定により、フランス CFC 税制に基づく当該所得に対するフランスでの課税の可否 が定められる。すなわち、租税条約上フランス CFC 税制の適用を認める規定が含まれている場合や 二国間の二重課税について外国税額控除により救済されることとなっている場合には、フランス CFC

554 Code général des impôt 第 209B 条第 I 項第 1 号

556 OECD "Controlled Foreign Company (CFC) Rules" (https://qdd.oecd.org/data/CFC/.ALL 閲覧日:2023 年 2 月 16 日)

557 改正前は租税負担割合が 16.6%(=33.3%×50%)以下、改正後は 15%(=25%×60%)以下である場合にフランス CFC 税制の適用の可能性があることとなり、おおむね同水準となっている。

558 2018 年財政法に関する国会議事録

<sup>555</sup> Code général des impôt 第 238A 条。

税制が適用され得る。他方、租税条約上国外所得免税方式により二国間の二重課税の解消が図られる場合、フランス CFC 税制の適用はない559 560。

# 2.1.2.4 制度の振分基準

なし。

## 2.1.2.5 制度の適用免除基準

フランス CFC 税制の適用除外基準として、以下の2つが設けられている。

- ▶ 適用対象外国子会社が EU 域内で設立され、当該親会社による適用対象外国子会社の株式等の保有がフランスの租税を回避することを目的とした人為的な取組みと考えられない場合561
- ▶ 上記以外の場合で、適用対象外国子会社の事業がフランス国外に利益を移転する以外の目的 及び効用があることを納税者が証明するとき562

第 1 の適用除外基準は、欧州の司法制度における「人為的な取組み」の概念を取り入れるために 2005 年に導入されたものであり、前述の 2002 年のフランス CFC 税制がフランス・スイス租税条約に 抵触するとした最高裁判決を踏襲している563。

第2の適用除外基準は、商業及び産業活動から生じる所得をフランス CFC 税制の適用範囲から除外することを目的とするものである。この適用除外基準がなければ低税率国に所在するすべての外国子

<sup>562</sup> Code général des impôt 第 209 B 条第 Ⅲ 項

<sup>&</sup>lt;sup>559</sup> BOI-IS-BASE-60-10-10-20120912, Nos. 40 and 50

<sup>&</sup>lt;sup>560</sup> Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

<sup>&</sup>lt;sup>561</sup> Code général des impôt 第 209 B 条第 II 項

<sup>&</sup>lt;sup>563</sup> Georg Kofler ほか, "Controlled Foreign Company Legislation Volume 17", IBFD, 2020 年

会社はフランス CFC 税制の適用範囲に含まれてしまうこととなり、フランスにおいて行われた事業で得られた利益に対してのみ法人税を課すというフランスの法人税の原則を大きく逸脱することとなる。

### 2.1.3 制度における課税範囲

適用対象外国子会社のうち外国子会社、すなわち、フランス法人の外国支店以外で生じた所得は、フランス法人が直接又は間接に保有するその株式等の割合に応じてみなし配当としてそのフランス法人レベルでフランスの法人税の課税を受ける<sup>564</sup>。また、適用対象外国子会社のうちフランス法人の外国支店については、その所得の全額が按分計算なくそのフランス法人の収益として法人税の課税を受ける<sup>565</sup>。フランスの法人税の課税を受ける適用対象外国子会社の所得は、その所在地国の税法規定ではなくフランス税法規定に基づき計算される<sup>566</sup>。

フランス CFC 税制により合算課税を受ける所得は適用対象外国子会社が稼得した国外において発生した所得であり、日本の CFC 税制のように特定の所得が合算課税の対象から除かれる制度とはなっていない。第2章第3節2.2.3で述べたように欧州連合の租税回避防止指令では、(a)一定の金融所得等を CFC 税制による合算課税の対象とすることのほか、(b)税に関して利益を得ることを主目的とした作為的なアレンジメントから生じた所得を合算課税の対象とすることが認められている。フランス CFC 税制における合算課税の対象は金融所得等に限らず適用対象外国子会社のすべての所得になるものの、前述2.1.2.5のとおり適用対象外国子会社がEU域内で設立されている場合には原則として租税回避目的が認められない限りフランス CFC 税制の適用はないため、(b)のアプローチに近しいと言える。現在のところフランス CFC 税制が欧州連合の租税回避防止指令に反するという異議は申し立てられていない。

なお、適用対象外国子会社の所得は当該親会社において生じた損失と相殺できるが、適用対象外国 子会社において生じた欠損は当該親会社の所得と相殺できない。この場合、当該欠損の翌事業年度

565 Code général des impôt 第 209 B 条第 I 項第 1 号

<sup>566</sup> Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

<sup>&</sup>lt;sup>564</sup> Code général des impôt 第 209 B 条第 I 項第 1 号

以降への繰越しは可能で特に繰越しの期限は定められていないが、その事業年度の所得の 50%と 100 万ユーロとの合計額がその事業年度における控除の上限となる<sup>567</sup>。

### 2.1.4 二重課税排除

# 2.1.4.1 外国子会社の所在地国における課税との二重課税の排除

適用対象外国子会社が所在地国で支払った法人税と同等の租税については、みなし配当の計算時に、外国税額控除により二重課税の調整が図られる<sup>568</sup>。なお、適用対象外国子会社の所得にその所在地国以外の国又は地域から収受した配当、利子又は使用料が含まれる場合には、これらに関して源泉徴収された外国税について課税した国がフランスとの間で租税条約を有し、また非協力国ではない限り外国税額控除の対象とすることができる<sup>569</sup>。

# 2.1.4.2 本国の課税との二重課税の排除

フランス CFC 税制による合算課税の適用後に適用対象外国子会社からフランス法人に支払われる配当については、そのフランス法人においてその適用対象外国子会社の所得について過去に合算課税を受けた金額を限度に課税所得から除かれ、法人税の二重課税が排除される570 571。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>567</sup> Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

<sup>568</sup> Code général des impôt 第 209 B 条第 I 項第 4 号

<sup>&</sup>lt;sup>569</sup> Georg Kofler ほか, "Controlled Foreign Company Legislation Volume 17", IBFD, 2020 年

<sup>&</sup>lt;sup>570</sup> Code général des impôt, Annexe 2 第 102Y 条

<sup>&</sup>lt;sup>571</sup> BOI-IS-BASE-60-10-30-30 Nos. 180

### 2.1.5 その他

# 2.1.5.1 外国子会社の所在地国において連結納税制度等が適用されている場合の取扱い

2.1.3 で述べたとおり、フランス CFC 税制により合算課税を受ける適用対象外国子会社の所得はフラ ンス国内法の一般的な規定に基づき計算がなされる。仮に適用対象外国子会社が所在地国において 連結納税を選択している場合や構成員課税を受ける場合であっても、法令上明確な規定はないもの の少なくとも課税実務上はその連結納税の選択がないものとして単体ベースでフランス CFC 税制の各 規定が適用されている。適用対象外国子会社が所在地国において連結納税を選択している場合の具 体的な取扱いは、以下のとおりである。

- 外国子会社が国外で優遇的な税制の適用を受けているかの判定については、その外国子会社 がその所在地国で選択している連結納税の適用がないものとしてその外国子会社の単体ベース での理論上の租税負担額を計算し、フランス法規定に従って計算した場合の租税負担額の 60% 以下か否かを判定する。
- ▶ フランス CFC 税制により合算課税を受ける所得は、適用対象外国子会社における連結納税の適 用がないものとして計算された単体ベースでの所得となる。
- 外国税額控除の適用については当該適用対象外国子会社の単体ベースでの理論上の納税額を ベースとするものの、当該適用対象外国子会社が実際に支払った税額が税額控除の上限となる 572

なお、フランス CFC 税制により合算課税を受ける適用対象外国子会社の親会社であるフランス法人が フランスの連結納税を選択している場合であっても、合算課税及び外国税額控除の適用についてはそ のフランス法人の単体ベースで計算が行われる573。

<sup>572</sup> 例えば法人税率が 10%の国に所在する適用対象外国子会社 A 社の所得が 100、B 社の欠損が 50 であり、A 社と B 社が 現地の税務上連結納税を選択して5(=(100-50)×10%)の法人税を納税している場合、A 社の理論上の単体ベースで の外国法人税額は  $10(=100 \times 10\%)$ となるが、あくまでも実際に支払われた 5 が外国税額控除の上限となる。

<sup>&</sup>lt;sup>573</sup> Pierre Burg, "Corporate Taxation France", IBFD, 2022 年

# 2.2 GloBE ルール等を踏まえた直近の制度の改正動向

現在のところフランス CFC 税制の改正の動きは見受けられない。

### 第3章 各国 CFC 税制の比較検討

## 第1節 各国 CFC 税制の比較検討

本節では、1.で各国 CFC 税制の制度趣旨を、2.で各国 CFC 税制の対象となる外国子会社の範囲を、3.で各国 CFC 税制における制度の振分基準を、4.で各国 CFC 税制における課税範囲の比較を行っている。

# 1. CFC 税制の制度趣旨

CFC 税制の制度趣旨は、国・地域によって異なるものであり、それは CFC 税制が導入されている国・地域の法人所得税の制度と密接な関係を有している。

日本における制度導入趣旨は、第2章第1節のとおり、昭和53年度(1978年度)税制改正で導入された際には、「軽課税国―いわゆるタックス・ヘイブン―にある子会社等で日本株主により支配されているようなものに日本株主が所得を留保し、日本での税負担を不当に軽減することを規制することにある」とされている。

ただし、平成 21 年度(2009 年度)税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことに伴い、外国子会社における所得の留保に力点を置いた説明は実質的に困難になったことや<sup>574</sup>, Fr 29 年度(2017 年度)税制改正においていわゆるトリガー税率が廃止されたことに伴い軽課税国にある子会社等の利用に限られなくなったことを踏まえると、外国に所在する会社等で日本株主により支配されているようなものを用いて、日本での税負担を不当に軽減することを規制するものと理解をすることが望ましいと考えられる。

米国において CFC 税制に対応するものは、サブパート F 税制と呼ばれており、1962 年に導入された。その制度趣旨は第2章第2節のとおり判然としないが、立法経緯としては、当時の米国税制にお

575 財務省「[総 4-1]財務省説明資料(国際課税 2)1/2」、2016 年、第 4 回税制調査会資料(2016年 10 月 14 日開催)

<sup>574</sup> ただし、外国子会社配当益金不算入制度は、従前の間接税額控除の簡素化と位置付けられている。第2章第1節 1.3.3.1 参照。

いて間接税額控除制度が導入されていたことを踏まえ、低税率国に設立された外国子会社に利益が蓄積され、米国による課税の機会が繰り延べられるのを防止する制度を当時のケネディ政権が提案したことに端を発している。

ただし、2017 年の TCJA の導入によって、間接税額控除制度が廃止され、外国子会社配当の控除制度が導入されたことから、サブパート F 税制の趣旨を課税の繰り延べ防止として説明することは困難となっている。

ドイツの CFC 税制は 1972 年に導入されている。導入の趣旨は、第 2 章第 4 節のとおり、納税者が一定の活動を低税率国に存在する法人に移転することで税務上の優遇を不当に得ることを防止することにあるとされている。

フランスの CFC 税制は、米国やドイツにおいて CFC 税制が導入されたことを踏まえて、1980 年に導入されている。その制度の導入趣旨は、第 2 章第 5 節のとおり、多国籍企業の低税率国への所得移転の防止を図るためとされている。フランスの法人所得税制が原則としてフランスにおいて行われた事業で得られた利益に対してのみ法人税を課税することとしていることを踏まえると、フランスの CFC 税制は法人所得税の例外的な規定として位置付けられる。

このように、いずれの国・地域の制度においても、CFC 税制は、その国・地域の法人所得税制と密接な関係を持っており、外国子会社を利用して各国の法人所得税制から逸脱する企業の行為に対して、一定の規制をかけているものといえる。

# 2. 対象となる外国子会社の範囲

CFC 税制の対象となる外国子会社の範囲について比較すると、まず、日本と米国は類似しているといえる。

日本においては、居住者等株主等により直接間接に 50%超を保有されているあるいは実質的支配関係がある外国法人を基本的な対象としている。

米国についても同様に、米国株主により50%超の株式を所有されている外国法人が対象である。

他方、ドイツ及びフランスは、対象とする外国子会社の範囲において、税負担の要素を入れている点が日本や米国と異なっている。

ドイツについては、CFC 税制の対象となる外国子会社を中間会社としているが、中間会社の要件は、 ①ドイツ居住者により持分の 50%超を保有されている、②一定の受動的所得を有している、及び③受動的所得に係る税負担率が 25%未満とされている。

フランスにおいては、原則として外国支店で課された所得がフランス法人所得税の対象でないため、外国子会社だけでなく外国支店も CFC 税制の対象となり得る。対象企業は、フランス法人による株式保有割合で判定されるのではなく、外国で優遇的な税制の適用を受けている法人及び支店とされている。具体的には、外国子会社及び外国支店の租税負担額が、フランス法令に従って計算した場合の租税負担額の 60%以下である場合とされている。

すなわち、ドイツについては、株式保有割合の条件に加えて受動的所得に係る税負担率が 25%未満 という条件を課すことにより、軽課税の受動的所得のみを合算課税の対象にするという制度の目的の 実現を図っていると考えられる。フランスについては、株式保有割合の条件にかかわらず外国子会社 及び外国支店を対象とした上で、租税負担額が本国に比して低い場合に所得の内容にかかわらず合 算対象にするという制度の目的に沿う形で、合算対象事業体という入口の部分で税負担の条件を課している。

なお、日本や米国においては、税負担率の要素は、制度の適用免除基準として導入されている。

### 3. 制度の振分基準及び制度の適用免除基準

日本の CFC 税制においては、外国関係会社をペーパー・カンパニー等の特定外国関係会社、経済活動基準のいずれかを満たさない法人である対象外国関係会社、及び経済活動基準をすべて満たす法人である部分対象外国関係会社の3つに区分した上で、特定外国関係会社及び対象外国関係会社については会社単位の合算課税が行われ、部分対象外国関係会社については一定の受動的所得のみの合算課税が行われるという形で外国関係会社の振分けを行う仕組みとなっている。

このような仕組みは、米国、ドイツ及びフランスでは存在しない。背景として、日本の CFC 税制は導入 当初より会社単位での合算を原則としてそれを維持しつつも、平成 22 年度(2010 年度)の税制改正 により、資産運用的な一定の受動的所得について、日本における課税対象とする「部分課税対象金額 の益金算入制度」が導入され、双方の仕組みが併存しているという経緯があると考えられる。

また、日本の場合は、前述したそれぞれの外国関係会社について、合算課税の適用免除基準が定められている。特定外国関係会社については各事業年度の租税負担割合が30%以上、対象外国関係会社については租税負担割合が20%以上、部分対象外国関係会社については、租税負担割合が20%以上の条件以外に、部分適用対象金額が2,000万円以下である場合又は決算に基づく所得の金額に占める部分適用対象金額の割合が5%以下である場合には合算制度の適用が免除される。

米国のサブパートF税制では、外国子会社が認識する経済的な理由がある所得又はサブパートF税制の規定の有無にかかわらず、米国で課税される所得は免除されている。その他複数の免除基準が定められており、米国源泉所得として米国で課税されるECI除外、外国子会社の所得が少額の場合の少額免除、外国における法人所得税率が一定以上である場合の高税率除外、能動的な事業活動としての賃貸料や使用料等の除外が含まれる。

ドイツについては、CFC 税制の対象となる中間会社が、欧州域内において発生する所得に関して実際の経済活動を行っていることを証明できる場合には、CFC 税制の対象から除外される。また、CFC 税制対象となる受動的所得の金額が少額の場合の少額適用除外も存在する。

フランスについては、CFC 税制適用対象子会社等の設立及びフランス企業による株式等の保有がフランスの租税を回避することを目的とした人為的な取組みと考えられない場合、又は適用対象子会社等の事業がフランス国外に利益を移転する以外の目的及び効用があることを納税者が証明する場合には、CFC 税制の適用が除外される。

適用除外基準については、日本の規定が租税負担割合や合算対象金額など形式的に定めているのに対し、米国、ドイツ及びフランスについては、所得金額や租税負担割合といった形式的な基準のみならず、本国との事業活動との関連や能動的な事業活動に係るものを除外するなど、実質面からの除外規定を有していることが特徴である。特にフランスでは、CFC 税制の対象となる外国子会社等をフラン

スの規定と比較した場合の租税負担額という形式的な基準で判定しているため、外国子会社等が稼 得する所得が租税回避目的かどうかという実質的な判断基準を適用免除基準という形で設けている。

#### 4. 制度における課税範囲

CFC 税制における合算対象となる所得の範囲に関しては、日本では、外国関係会社の振分けの結果によって課税範囲が異なっている。特定外国関係会社及び対象外国関係会社については、会社単位の合算課税の対象となり、各外国関係会社の各事業年度における所得の金額をベースとして算定される。他方、部分対象外国関係会社については、会社単位の合算ではなく、一定の受動的所得が合算課税の対象となる。

米国においては、合算対象となるサブパート F 所得の基本的なものとして、資産性所得である外国受動的所得及び外国子会社設立国以外との取引から生じる販売及び役務提供所得が挙げられる。

ドイツにおいては、製造業、卸売業、役務提供等から生じる所得を能動的所得として定義付けた上で、 合算課税の対象となる受動的所得を、能動的所得以外のものを指すと規定している。

フランスにおいては、適用対象外国子会社の所得が、フランス法人の持分割合に応じてみなし配当として課税される(外国支店の場合は按分計算がなく全額がフランス法人の収益として課税される)。

これをみると、フランスでは事業体単位での合算課税が行われる一方で、米国、ドイツでは受動的所得 あるいは外国子会社の所在地国との結びつきが希薄な所得部分についての合算課税が行われている。日本では、外国関係会社の区分に応じてその双方のいずれかを適用する合算課税が行われているといる。

#### 第2節 比較表

本節では、第1節において記載した内容を比較表形式でまとめている。

	日本	米国	ドイツ	フランス
導入時制度趣旨	低税率国での所得の留 保を通じた、日本の税負 担の不当な軽減の防止	外国での利益の蓄積 による課税の繰延べ の防止	低税率国に事業活動を 移転することによる不当 に税優遇の獲得の防止	低税率国への所得移転の防止
現在の制度趣旨	外国子会社等を用いた、 日本の税負担の不当な 軽減の防止	不明 (間接税額控除が廃 止されたことにより課 税の繰延べの防止と いう趣旨が成立しな いため)	上記と同一	上記と同一
対象外国子会社	保有割合 50%超 実質的支配	保有割合 50%超	保有割合 50%超 受動的所得の租税負担 利率 25%未満	フランス規定に比して租税負担 60%以下
対象振分基準	特定外国関係会社 対象外国関係会社 部分対象外国関係会社	なし	なし	なし
適用免除基準	会社区分に応じ租税負担割合 30%以上又は 20%以上 受動的所得の少額除外 基準	外国子会社が認識する経済的な理由がある所得 サブパートF税制の規定の有無にかかわ	実際の経済活動の証明 少額除外基準	フランスの租税を回避することを目的とした人為 的な取り組みと考えられない場合

		らず米国で課税され		事業がフランス国外に利
		る所得		益を移転する以外の目
				的及び効用がある場合
課税範囲	会社区分に応じ会社単	外国受動的所得	受動的所得(能動的所得	事業体単位合算
	位合算又は一定の受動		以外)	
	的所得	外国子会社設立国以		
		外との取引から生じ		
		る販売及び役務提供		
		所得		

第4章 日本の CFC 税制の課題と今後のあり方

第1節 日本の CFC 税制の課題

1. CFC 税制において企業が直面している実務上の問題点の把握(ヒアリングの実施)

# 1.1 目的

本事業において、CFC 税制の適用を受ける企業が実務上直面している問題点を洗い出す観点から、 日本企業に対するヒアリングを実施した。なお、より深度あるヒアリングを行うため、本事業の受託者で ある EY 税理士法人内において、事前に日本企業が実務上直面していると思われる論点の整理を実 施した。

# 1.2 実施概要

日本企業が実務上直面している問題点を把握すべく、CFC 税制の適用を受けている日本企業 4 社に対して、対面及びオンラインによるヒアリングを実施した。ヒアリングにおいては、企業実務及び各企業が抱える実務上の問題をより詳細に把握する観点から、主に以下の 2 点について確認を実施した。

- ▶ 現状、CFC 税制の申告について、どのような流れで実務を行っているのか
- ▶ 実務を行う上で、どのような点を問題と感じているか

今回ヒアリングを実施した日本企業の業種は、金融・通信・化学・食品の 4 つであり、その外国関係会社数は、数十社から数百社程度となっている。

なお、ヒアリングに向けた事前の論点整理に関しては、EY 税理士法人内で CFC 税制を専門に取り扱う実務担当者に対し、主に上記のうち日本企業が実務を行う上で、どのような点を問題と感じているかに焦点を当ててディスカッションを実施し、その中で出た論点を整理した。

## 1.3 事前の論点検討

#### 1.3.1 概要

企業ヒアリングに先立って実施した、EY 税理士法人内の実務担当者による論点検討の結果、①海外事業を展開する際の課題、②海外 M&A の際の課題、③海外から撤退する際の課題、④CFC 申告作業の際の課題に関連して、主に以下の意見が提起された。

#### 1.3.2 海外事業を展開する際の課題

日本企業が海外事業を展開する際の課題として、以下の論点が提起された。

- ▶ 例えば、製造業において、製造拠点を他国に支店形式で設立し、当該拠点での製造活動の規模が大きくなるようなケースや、不動産業において、外国の子会社がその本店所在地国以外の不動産事業を運営するケースが増えているが、このような場合、経済活動基準における所在地国基準が満たせなくなる可能性がある。
- ▶ 近年では、自社において無形資産を開発し、ライセンスアウトする事業を行う会社が増えているが、このような事業は無形資産の提供に該当するとして、経済活動基準における事業基準を満たさないと判断される可能性がある。
- ▶ 知的財産を合併等により取得した場合、ライセンスアウトに係る所得が、受動的所得の合算課税における特定所得に該当する可能性がある。

# 1.3.3 海外 M&A の際の課題

海外 M&A に関連する意見として、買収時及び買収後の再編時において以下の課題が提起された。

まず、買収時の課題については、以下のとおり、現行の CFC 税制が企業の機動的な海外 M&A を阻害しているのではないかという意見が提起された。

- ▶ 企業グループを買収する場合、被買収企業又は企業グループが一部の事業を切り出すなどの事前再編をした上で買収に応じることがある。このような事前再編に伴って生じた所得についても、 買収対象の企業が特定外国関係会社又は対象外国関係会社となるときには、全部合算対象となる可能性がある。
- 買収企業における CFC 合算課税を回避する観点から、買収前の事前再編については事業年度を分けて実施するように依頼するなどして対応することもある。しかしながら、これは買収する日本企業の事情に基づく依頼であるため、仮に当該買収にあたって日本以外にも競合先がいるような場合や、入札型の M&A の場合には、このような条件を持ち出すことが、日本企業側にとって不利に働く可能性がある。
- ▶ 企業グループを買収した際に、被買収企業グループの海外統括会社やその傘下会社が、買収により新たに日本の CFC 税制の対象となることに伴い、経済活動基準の事業基準における「統括会社」又は「被統括会社」の要件を満たさず、これらの会社の所得が合算課税の対象となる可能性がある。

また、買収後の再編時の課題については、主に平成30年度(2018年度)税制改正で導入されたPMI特例576について、制度の対象となるペーパー・カンパニー等や、譲渡対象となる株式、譲渡先、譲渡期間などの要件が付されているため、実質的にPMI特例が適用できるケースは限定されており、具体的には、次のようなケースにおいて、PMI特例が適用できないとの意見が提起された。

- ▶ 内国法人が、特定外国関係会社及び対象外国関係会社を直接保有するケースは一般的によく ある一方で、PMI 特例の対象となる外国関係会社は、当該内国法人に株式等の全部又は一部を 保有されているものを除くこととされているため、適用できるケースが限られるのではないか。
- ▶ 同一の国にある複数の孫会社に機能を分散させ、かつ、現地の最終親会社との間に複数の中間 親会社を持つ外国企業も一般的に見受けられる。このような企業グループを買収した場合におい て、買収後の再編の一環として、これらの孫会社を合併させ、経済活動基準を満たすような会社 とすることがある。しかしながら、このような場合、直接の親会社が異なるため、現地の法的手続

<sup>576</sup> 第2章第1節2.1.1.2.6参照。

きの観点から、これらの会社の株式を集約したり、最終親会社との直接的な親子関係にしたりしてから合併することが多いが、そのようなケースにおいては、以下の要件を充足できない。

- 対象となる株式が、買収時点における部分対象外国関係会社に該当する外国法人の株式 等に限られていること
- 当該外国関係会社に係る内国法人又はその内国法人に係る部分対象外国関係会社への 譲渡(他の者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く)に限定されていること

このほか、買収後の再編の阻害要因となるケースについて、次のような意見が提起された。

- ▶ 部分対象外国関係会社が買収後の再編を行う場合において、買収前の含み益がある等の理由で当該再編に伴って多額のキャピタルゲインの発生が見込まれるときは、損益が大きく動くため、経済活動基準における事業基準を満たさない可能性がある。このため、会社の所得の状況によっては、買収後の再編を見送ったり、スキームを変更したりしているケースもある。
- ▶ 海外企業の中には、現地の法規制上の問題等もあり、海外子会社の支配の方法として、1 社が その株式等の 25%以上を直接保有する方法のみならず、複数のグループ会社により合計 25% 以上を保有する形で支配する方法も一般的に用いられている。
  - 買収後に、外国関係会社がその傘下の会社を再編する場合、当該会社の持分がグループ 全体で25%以上であっても、直接の持分割合が25%未満であるときには、再編に伴うみな し配当が合算課税の対象となる可能性がある。

### 1.3.4 海外から撤退する際の課題

海外から撤退する際の課題については、現行の CFC 税制が、企業の不採算事業からの撤退の妨げになっているのではないかという意見が以下のとおり提起された。

▶ 外国法人が解散・清算を行う場合、一般的には、複数年にわたる形で、現務の結了、財産の換価処分、債権の取立て、債務の弁済等を実施し、その過程で債務免除益などの一定の所得が発生する。一方で、経済活動基準については、清算フェーズの会社を想定したものになっていないた。

め、清算中の会社が実体基準又は管理支配基準を満たさず、特定外国関係会社又は対象外国 関係会社として合算課税の対象となってしまう可能性がある。

- ▶ 現行の CFC 税制では、被買収企業である外国関係会社が買収前から有する含み益等に関しては合算課税の対象となる一方で、買収前の欠損金は活用することができないため、債務免除益と欠損金の通算ができず、債務免除益のみが課税対象となる可能性がある。
- ▶ 仮に、清算フェーズにおいて経済活動基準を満たしたとしても、債務免除益が発生する場合、清算中の会社は総資産が少なくなっていることが多いため、当該債務免除益が異常所得に該当し、部分合算課税の対象となる可能性がある。

### 1.3.5 CFC 申告作業の際の課題

CFC 申告作業の際の課題としては以下のとおり、CFC 担当部署における作業負荷が過剰となっているのではないかという意見が提起された。

- ▶ 大型の海外 M&A を行った場合、買収直後では情報収集の体制が確立されていないことなどから、内国法人の CFC 税務申告は非常にタイトなスケジュールになる。内国法人が 3 月決算、被買収企業の外国関係会社が 12 月決算である場合にはその作業負荷が特に顕著になる。
- ▶ 基準所得金額の計算方法における現地法令基準と本邦法令基準の適用について、実務の簡便 化の観点から、計算方法を変更しようとしても、変更基準や変更手続き、変更する場合の申請期 限などが実務上明確にされていないため、変更に躊躇するケースがある。
- ▶ 現行の CFC 税制においては法令上、業務の通常の過程などといった不明瞭な概念が多く用いられており、判断に迷うケースがある。

# 1.4 企業ヒアリングの結果

#### 1.4.1 概要

1.3 で検討した内容を踏まえ、日本企業 4 社に対するヒアリングにおいて、①CFC 税制の申告の流れ、 ②実務上課題と感じている点について聞き取り調査を実施し、その結果を取りまとめた。

### 1.4.2 CFC 税制の申告の流れ

CFC 申告実務については、各社ともおおむね次の流れに沿って行われていた。

- ① 外国法人に関する最新情報の入手
- ② 確認が必要な外国法人のスクリーニング
- ③ 質問票の送付及び回答内容のチェック
- ④ 質問票の内容に基づく租税負担割合の算定
- ⑤ 租税負担割合が一定以下となる外国法人につき、CFC 税制の適用対象の有無を判定
- ⑥ 適用対象となる外国関係会社に係る合算金額の算出及び別表の作成

外国法人に関する最新情報については、社内又は企業グループ内で連結決算を担当する部署から入 手している。

そして、当該情報及び CFC 担当部署において前年度に実施した判定結果を参考に、当該事業年度に おいて CFC 税制の適用を受けるかどうかの確認が必要となる外国法人をスクリーニングする(上記②)。 判定時点における出資割合や前年度における租税負担割合を参考に、スクリーニングを実施している 会社が多かった。

スクリーニングの結果、詳細な確認が必要と判断された外国法人に対して、質問票を送付する(上記3)。質問票の記載内容は会社によって区々であり、対象となる外国法人に一律で同じ様式の質問票を送っている会社や、現地が直接回答を入力でき、入力内容に応じて回答不要な質問項目が自動的にグレーアウトされるようなシステムを用いている会社などがあった。質問票の回答内容については、

CFC 担当部署が確認を行い、必要に応じて再度質問を実施する(上記③)。会社によっては、現地からの報告事項の正確性を担保する観点から、回答内容のエビデンスを質問票と一緒に収集しているため、回答内容のチェック及び再確認の作業に多くの時間を費やしているという声も聞かれたほか、日本の CFC 税制に関する現地担当者の理解が十分でない場合に、現地担当者への説明及び確認に多くの時間を要するという声もあった。

回答内容の確認が終了したのち、質問票の情報をもとに、上記④や⑤を実施し、CFC 税制の適用を受ける外国関係会社か否か判定する。判定の結果、適用対象となった場合には、上記⑥のとおり外国関係会社に係る合算金額の算出及び別表作成といった作業を行う。

# 1.4.3 ヒアリングにおいて提起された課題

## 1.4.3.1 概要

続いて、CFC 税制に関する対応について問題と感じている点及び改善を要望する点についてヒアリングを実施した。その結果、①海外への事業展開フェーズ、②海外 M&A による事業拡大や再編フェーズ、③海外からの撤退フェーズ、④CFC 申告作業の事務負荷などに関して、以下の意見が提起された。

# 1.4.3.2 海外事業を展開する際の課題

#### 1.4.3.2.1 リモート化の進展に伴う課題

昨今は、インターネットの発展等に伴い、企業のグローバル化が急速に進展している。また、2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を契機として、リモートワークやリモートベースでの事業管理が一般的になりつつあるところである。日本企業の多くも、リモートワークの導入が進んでいる。

しかしながら、現行の日本の CFC 税制上、特定外国関係会社の判定や経済活動基準に適用される実体基準及び管理支配基準において、「事業に必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること」「その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること」

という要件がある<sup>577</sup>ため、上記のようなリモートワークやリモートでの事業管理については、現地で実体のある事業を行っているにもかかわらず、形式上これらの要件を満たさないこととされる可能性がある。これについて、現在の企業における事業活動の実態に沿っていないという意見が聞かれた。

具体的には、ヒアリングにおいて以下のような意見が提起された。

- ▶ リモートで管理しているペーパー・カンパニーについて、管理支配基準を満たさないとする考え方が、昨今のデジタル経済に馴染んでいないと感じる。
- ▶ 管理支配基準において、本店所在地国における管理、支配等が要求されているが、リモートでの 管理支配が認められるようにしてほしい。Q&A などで明記して頂く形もあるのではないか。
- ▶ 実体基準や管理支配基準を今の働き方が反映されたものにしてほしい。出社していることが前提であるような法制度となっており、実態と合っていないと感じる。

#### 1.4.3.2.2 物流統括会社を活用した事業運営効率化に伴う課題

1.4.3.2.1 で記載したとおり、企業のグローバル化が進む中で、企業の経営政策上、グループ全体としての事業運営効率化の観点から、世界の各地域のハブとなる場所に物流統括拠点を置き、当該拠点がグループ内の商品・製品の仕入及び販売を行うケースが一般的になりつつある。そして、このような物流統括拠点は、通常、親子関係にあるグループ会社のみならず、兄弟会社など各階層のグループ会社に遍く商品・製品の流通を行っている場合が多い。

しかしながら、現行の日本の CFC 税制における物流統括会社に関する特例<sup>578</sup>では、非関連者基準の判定において、兄弟会社が関連者の対象から除外されていないため、卸売業を営む会社で、上記のような兄弟会社間の仕入販売が多いようなものについては、非関連者基準を満たさないこととされる。これについて、現状の企業活動の実態に合ったものとなっていないという意見が聞かれた。

具体的には、ヒアリングにおいて以下のような意見が提起された。

<sup>577</sup> 租税特別措置法第66条の6第2項第3号ロ

<sup>578</sup> 第2章第1節2.1.1.2.3参照。

- ▶ 物流統括会社に関する特例については、兄弟会社の関係でも認められるようにして頂きたい。グループの兄弟会社間で仕入/販売をしている場合、租税回避を意図しているものではないにもかかわらず、非関連者基準を満たせずに合算対象となってしまうケースがある。
- ▶ 外国子会社はほとんど日本の親会社と直接親子関係にあるため、グループ間の物流は兄弟会社に対して卸す形となる。しかしながら、兄弟会社への卸売は物流統括会社の特例として認められておらず、この点が疑問である。

### 1.4.3.2.3 企業グループのストラクチャリングにおける課題

日本企業の海外事業政策上、1 つの国に複数の海外子会社を設置したり、現地の企業グループを買収したりするなどして、現地国に子会社のみならず孫会社や曾孫会社など複数の拠点を保有することになるケースもある。このような会社が、親会社への配当を行った場合、現行の CFC 税制上、これらの配当等の額にかかる益金不算入については一定の制限を受けることとなるが、これに関して、ヒアリングにおいて以下の意見が提起された。

- ▶ 受動的所得の合算課税に関して、一定の法人から受ける配当等の額は特定所得の金額から除かれるが、この除かれることとなる法人の要件が、25%以上を直接的に保有する外国法人に限られているため、間接的に25%以上を保有していても、除外されずに特定所得の金額に加算することが疑問。
- ▶ 間接特定課税対象金額<sup>579</sup>については、孫会社までが対象となるため、それより下の子会社の課税対象金額から配当があった場合に、益金不算入の調整ができない。

受動的所得の合算課税に係る特定所得の金額については、部分対象外国関係会社が 25%以上を直接的に保有する法人からの配当等のみが除外対象となっている。しかしながら、企業の経営政策上、外国法人の株式等の 25%以上を 1 社のみが保有するのではなく、グループ内の複数の会社が合計して 25%を保有するケースも一般的に存在する。そのような場合においても、当該外国法人に対する支

<sup>579</sup> 第2章第1節2.1.4.2.3参照。

配の状況は、1 社により保有される場合と実質的に大きな違いがないにもかかわらず、配当等の額が特定所得の金額から除外されないという意見である。

間接特定課税対象金額については、孫会社からの配当等までのみが対象とされているため、孫会社 より下の曾孫会社等に対する支配の状況が、孫会社に対するものと実質的に大きな違いがないにも かかわらず計算の対象外となってしまい、企業グループの配当政策に影響を及ぼしうるという意見である。

### 1.4.3.3 海外 M&A の際の課題

日本企業が、海外 M&A などで企業や企業グループを買収した際に、買収企業グループの経営政策に応じて、被買収企業又は企業グループの組織再編が現地で行われるのが一般的である。このような現地組織再編の例としては、被買収企業又は企業グループ傘下の会社で、買収企業グループの経営政策上、必要がなくなった会社や、実態のないペーパー・カンパニーを整理することなどが挙げられる。また、これらは通常、3~5年といった長期的なスパンで行われる。

1.3.3 に記載のとおり、現行の日本の CFC 税制上、一定の組織再編の結果生じた株式譲渡益が合算課税の対象外とされる PMI 特例の規定が設けられているが、当該特例については、特定関係発生日 580から原則として 2 年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度において行われる一定の株式譲渡であることが要件とされている581。このため、一般的に 3 年以上の期間を要することが多い現地組織再編においては、適用可能なケースが限定的であるという意見が聞かれた。

また、被買収企業の従来の指揮命令系統が、経済活動基準を充足できるようなものでない場合、日本の CFC 税制の基準に合わせるためだけの目的で指揮命令系統を変えなければならないケースなどもあり、このような作業は経済合理性に乏しいという意見もあった。

.

<sup>580</sup> 居住者等株主等の、清算する外国関係会社に係る持株割合等が 50%超となった場合(当該外国関係会社が設立された場合を除く。)の、当該超えることとなった日をいう。

<sup>581</sup> 租税特別措置法施行令第39条の15第1項第5号

このほか、被買収企業又は企業グループの決算月によっては、買収後間もなく CFC 税制に係る申告作業が必要となるケースがあり、特に買収直後の企業グループに関しては、CFC 申告に必要な情報の有無の確認からスタートしなければならず、通常の外国関係会社に比して時間を要することが多い一方で、申告期限は通常の外国関係会社と同じであるため、申告作業の作業負荷が非常に大きいという意見も聞かれた。

具体的には、ヒアリングにおいて以下のような意見が提起された。

- ▶ PMI 特例の適用にあたり、2 年以内の清算という要件があるが、この期間が短いと感じている。現地組織再編は 3~5 年といった長いスパンで行うのが通常であるところ、現状であればこの特例を利用するのは難しいと感じる。
- ▶ PMI 特例導入以前に買収した外国関係会社にも遡及適用できるようにしてもらいたい。
- ▶ 部分対象外国関係会社については、4 つある経済活動基準のうち 3 つを満たせば可というような形にしてもらいたい。例えば、会社をグループ単位で買収した場合、租税回避の意図はないものの、経済活動基準を満たせるかどうかの判断が難しい会社もあり、これを満たすためだけの目的で、指示命令系統を変えたりしないといけないケースなどもあるが、このような作業は経済合理性に乏しいと感じる。
- ▶ 12 月決算法人の判定結果を、直後の 3 月決算に入れるのが日程的にタイトである。国によっては、決算申告期限が事業年度終了後数か月というところもあるので、M&A の場合の申告期限の特例などがあればいいのではないか。

なお、被買収企業グループ内に、1.4.3.2.1 から 1.4.3.2.3 までに記載したような会社が含まれていた場合も同様であり、買収した企業グループが企業政策の一環として実施する現地組織再編の過程において、CFC 税制への対応という観点も考慮する必要が出てくるものと考えられる。

# 1.4.3.4 海外から撤退する際の課題

日本企業が海外で事業を行う中で、場合によっては、不採算などの理由により現地から撤退し、海外子会社を清算せざるを得ないケースがある。清算中の会社は、基本的に事業を行わないほか、国によっては財務諸表の作成義務がないようなところもあり、また、清算に長期間を要するケースも多い。

しかしながら、日本の CFC 税制においては、外国関係会社が清算中のフェーズであったとしても、特定 外国関係会社の該当性及び経済活動基準に関しては、通常の事業活動を行っている会社と同じ基準 で判定をすることとされている。清算中の会社は、事業の実態もないうえ、物理的拠点を既に手放して いるケースも多いため、ほとんどの場合が合算課税の対象となり、債務免除益など、清算の過程でや むを得ず生じる所得についても課税されることになる。これについて、清算中という企業の実態を踏ま えた規定にすべきではないかという意見が聞かれた。

具体的には、ヒアリングにおいて以下のような意見が提起された。

- ▶ 清算中の会社が、形式上特定外国関係会社(ペーパー・カンパニー)に該当することが疑問である。
- ▶ 清算中の会社については、合算対象所得の適用除外にして頂きたい。
- ▶ 経済活動基準について、清算フェーズの会社は、租税負担割合が 20%以上であっても、清算中のためオフィスがない場合もあり、形式的に合算対象になってしまう。現行の経済活動基準は、通常事業を実施しているフェーズしか想定していないと思われるので、清算フェーズを想定した規定があればいいのではないか。

### 1.4.3.5 CFC 申告作業の際の課題

CFC 税制の適用を受ける日本企業の申告実務の流れは、おおむね 1.4.2 に記載のとおりであるが、 主に外国関係会社の判定作業、別表作成業務などにおいて事務負荷が高く、その簡素化を求める声 が多く聞かれた。 外国関係会社の判定作業に関しては、定量的な情報に加え、外国関係会社の実態を詳細に把握する 観点から、特に実体基準や管理支配基準においては定性的な情報が求められるが、このような情報 の取得及び確認作業にかなりの時間を要することが多いうえ、税務調査等においても論点となりやす いため、定義の画一化・簡素化を求める意見が聞かれた。また、国によっては現地での申告や監査の スケジュールが遅いところもあり、日本での申告期限に間に合うように必要書類を揃えることが難しい という声や、申告数値の単位に関する要望、いわゆるホワイト国リストの導入を望む声もあった。

具体的には、ヒアリングにおいて以下のような意見が提起された。

- ▶ 国によっては、申告・監査の期限やタイミングが遅いところもあるので、日本での申告のタイミングで必要書類を揃えることが難しく、非常に負荷がかかっている。
- ▶ CFC 税制について、一定の閾値を設けるなど、割切りが必要なのではないか。CFC 税制の趣旨は租税回避の防止と理解しており、円単位での細かい申告などを求めるのではなく、税制の目的に照らした簡素化の議論を進めて頂きたい。
- ► CFC 税制は実体基準などで定性的な情報を求められるが、必要とされる定性情報について、解 釈の違いが出ないよう、もう少し定義を画一化するような動きがあればありがたい。
- ► CFC 申告作業においては、現地でサブ連結を行っており個別財務諸表を作成していない場合 等、現地が日本の CFC のために数字を作らなければならないケースもあるため、現地の作業負 荷を軽減する意味でも、連結決算の数字を一定の割合で割ってもよいというような形にして頂きた い。
- ▶ 経済活動基準における管理支配基準については「本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること」を充足することが求められるが、この基準は税務調査等を通じて論点になる箇所であり、基準が明確ではなく、法的安定性を欠いていると思われるため、廃止を求める。
- ▶ ホワイト国リストのような、一定の外国関係会社をそもそも対象から除外する制度を導入してほしい。
- ▶ ブラックリストという区分が設けられている一方で、活用がなされておらず、ブラックリスト区分を活用した合算判定の簡素化を求める。

▶ 外国関係会社の判定に多大な時間を要しているため、所得移転による租税回避の可能性が低い ケースにおいては、詳細な判定に入る前の適用除外基準を設けて頂きたい。例えば、会計利益 が少額の法人など。

なお、令和5年度(2023年度)税制改正において、特定外国関係会社の判定に係る租税負担割合の 適用免除税率が27%に引き下げられることへの影響に関して、ヒアリングにおいて次の意見があった。

▶ 特にアメリカについては、これまで深く追っていなかった州税の確認まで求められるようになるのではという懸念があり、その意味では負担増になると思っている。

別表作成業務に関しては、事務負担の軽減の観点から、全部合算又は部分合算の対象となる外国関係会社のうち、所得が発生していないものに関しては別表の作成及び書類の添付を不要としてもよいのではないかという声などが聞かれた。

具体的には、ヒアリングにおいて以下のような意見が提起された。

- ▶ 所得が発生しない特定外国関係会社については、事務負担軽減の観点から、別表作成不要などの措置を設けて頂きたい。
- ▶ 受動的所得の範囲が平成 29 年度改正で広がったが、部分合算課税が発生したことがないため、事務負担だけが増えている。広く部分合算の対象とした上で要件を満たすものを除外するのではなく、平成 29 年度改正前のような真に合算すべき所得のみを対象とする制度として頂きたい。
- ▶ 別表作成負荷が高いことから、経済活動基準を充足し合算所得が発生しないような部分対象外 国関係会社については、別表作成ではなく、関係書類の保存のみとして頂きたい。
- ▶ 部分合算課税の判定に係る事務負荷が高い。

また、今後導入が予定されている GloBE ルールと CFC 税制の併存に関する意見も提起された。これらはいずれも、現地から財務情報を取得しなければならないという点では共通している一方で、それぞれの制度で対象となる会社や必要となる財務情報が異なる。 CFC 税制に係る対応に加え、今後新たに

GloBE ルールが導入されることに伴う事務負荷の増加を懸念する声や、同ルール導入に伴う CFC 税制の簡素化を求める声などが、複数の企業から聞かれた。

具体的には、ヒアリングにおいて以下のような意見があった。

- ▶ CFC 税制と GIOBE ルールについては、同じ担当者が両制度の報告を実施することになるため、 事務負荷の倍増が想定され、人員の不足により対応できない場合には増員せざるを得ない可能 性がある。
- ▶ GloBE ルール導入を背景に CFC 税制の見直しを図る場合、制度の簡素化が望ましいが、納税者が選択できる制度として頂きたい。具体的には、簡素化したルールの適用を原則とし、例外として許容できないオーバーインクルージョンが発生する場合には、納税者の判断で現行ルールを選択できるような制度としてはどうか。
- ▶ GIOBE ルールでは本国の源泉税が支払元の税額として考慮されるところ、CFC でそれが租税負担割合の計算上考慮されないが、これが考慮されるようになると、実務上楽になるのではないか。
- ▶ 今後の課税ルールの検討にあたって、課税側だけでなく納税者側の負荷軽減を考慮する DX の発想をもって頂きたい。具体的には、税制の簡素化に重点をおいて、納税者側がシステムでの管理や、グループ共通データベースの整備がしやすい制度設計を行って頂きたい。そうすれば、納税者側と課税当局側とのやり取りが迅速にできるようになるため、今後益々、情報収集分析の迅速化や行政コストの削減が求められる課税側のニーズとも合致し、効率的な RegTech<sup>582</sup>の開発・活用に資するのではないか。

<sup>&</sup>lt;sup>582</sup>「規制」を意味する Regulation と、「技術」を意味する Technology を組み合わせた造語。

# 1.4.3.6 その他

上記の要望のほか、GloBE ルールについて、「現状ではまだ現地子会社の理解が進んでおらず、日本本社側から制度概要をかみ砕いて説明するのも負担がかかるため、政府サイドから GloBE ルールの説明に関して積極的に発信して頂きたい」という声が聞かれた。

# 免責事項

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。 EY 税 理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。